

第2次宇多津町総合計画 基本構想（案）

令和6（2024）年3月

香川県 宇多津町

◆ 目 次 ◆

第1部 序論

第1章 第2次総合計画の策定にあたって -----	1
【1】計画策定の趣旨-----	1
【2】計画の構成と期間-----	1
【3】計画の進捗管理と推進体制-----	2
第2章 全国的な時代の潮流 -----	3
【1】ウイズコロナからポストコロナ社会に向けた新しい生活様式の在り方	3
【2】地域共生社会の実現に向けた持続可能な地域コミュニティの再生-----	3
【3】多文化共生社会への対応-----	4
【4】線形経済（リニアエコノミー）から循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換-----	4
【5】安全・安心への意識の醸成-----	5
【6】社会全体のDX推進等、デジタル化への対応-----	5
【7】地球環境や気候変動への関心の高まり-----	6
【8】脱炭素社会（カーボンニュートラル）への転換-----	6
【9】SDGsへの対応-----	7
第3章 国・県等の関連計画 -----	9
【1】国の関連計画-----	9
1 第三次国土形成計画の基本的な考え方-----	9
2 デジタル田園都市国家構想総合戦略の基本的な考え方-----	10
【2】香川県の関連計画（香川県総合計画）-----	11
第4章 宇多津町の現状 -----	13
【1】宇多津町の概要-----	13
【2】人口・世帯数の推移-----	14
【3】年齢3区分別人口構成比の推移-----	14
【4】地区別人口の推移-----	15
【5】将来推計人口-----	16
【6】世帯構成の状況-----	16
【7】単身世帯の状況-----	17
【8】人口動態-----	17
【9】流入・流出-----	18
【10】産業構造-----	19
【11】類似団体との比較による財政状況-----	21
第5章 本町の将来フレームの検討 -----	25
【1】「推計値」と「実績値」の時系列比較-----	25
【2】今後の対応-----	28

第6章 踏まえるべき住民ニーズ	29
【1】 町民アンケート調査結果からみた住民ニーズ	29
1 調査の概要	29
2 宇多津町に対する愛着度や永住意向	30
3 満足度・重要度の分析からみた取り組むべき施策の優先度	33
4 宇多津町の将来像	40
【2】 宇多津町住民ワークショップからみた住民ニーズ	42
1 宇多津町住民ワークショップの概要	42
第7章 第2次宇多津町総合計画に向けての諸課題	43
【1】 全国的な時代の潮流からみた課題	43
【2】 宇多津町の現状からみた課題	45
【3】 町民アンケートからみた課題	45
【4】 住民ワークショップからみた課題	46
【5】 前総合計画後期基本計画の評価からみた課題	47

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの基本方針	53
【1】 基本方針の背景	53
【2】 基本理念と将来像	54
第2章 施策の大綱	57
基本目標1 安全・安心に暮らせるまちづくり	57
基本目標2 すべての人に優しい健康・長寿のまちづくり	58
基本目標3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり	58
基本目標4 活気・活力・賑わいのあるまちづくり	59
基本目標5 だれもが快適に暮らせるまちづくり	60
基本目標6 住民目線で一緒に創る町民主体のまちづくり	61
第3章 重点施策の考え方	63
第4章 施策体系	67

第 1 部 序論

【1】計画策定の趣旨

総合計画は、時代の潮流を念頭に、本町の現状と課題や住民の声を踏まえて、まちづくりの基本理念とそれに基づく将来像、さらには、その実現に向けた施策の方向性等を取りまとめたものであり、町の行政を総合的かつ計画的に行っていくことを定めた最上位の計画として位置付けられるものです。

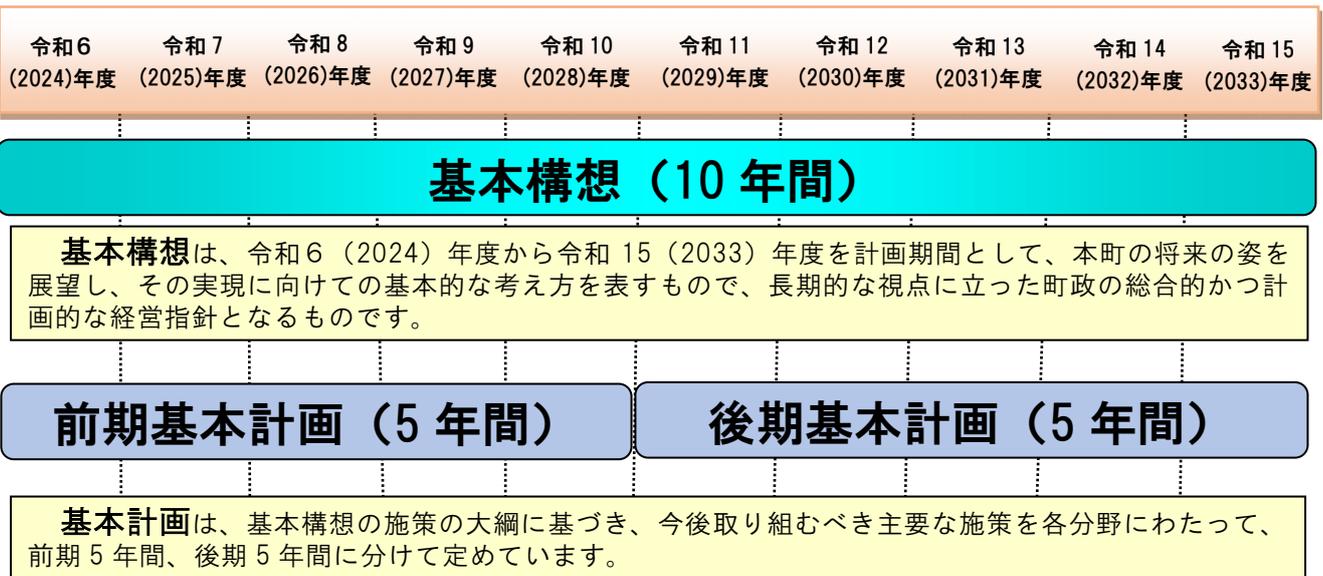
本町では、平成26（2014）年度に、10年間を計画期間とする「宇多津町総合計画」を策定し、「元気創造！ これからも 自立する 宇多津」を将来像として、令和5（2023）年度を目標年度とする「後期基本計画」を策定し、さまざまな取組を進めてきました。

この間、町の賑わい創出のために大型商業施設や四国水族館の誘致等、新都市地域の再整備に取り組んできた他、子育て支援や生活支援等、ハード・ソフトの両面でさまざまな施策に取り組んできました。

しかし一方で、住民生活に大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症の5類移行^{※1}後への対応、デジタル化の進行、多様化する住民ニーズへの対応等、取り組むべき課題も数多く存在しています。こうした状況のなかで、今後10年間の町の目指すべき姿と、それに向けて推進すべき施策の方向性を示す「第2次宇多津町総合計画」を新たに策定します。

【2】計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下のとおりです。



※1【5類移行】新型コロナウイルス感染症の位置づけは、これまで、「新型インフルエンザ等感染症(いわゆる2類相当)」としていたが、令和5(2023)年5月8日から季節性インフルエンザと同じように、個人の自主的な取組をベースとした「5類感染症」になったこと。

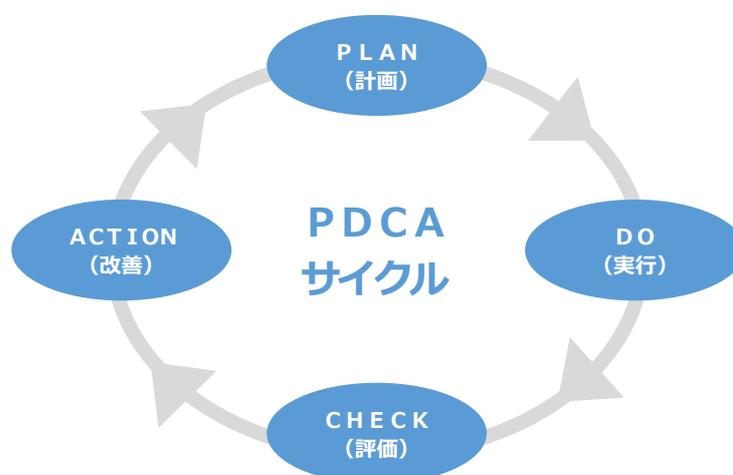
【3】計画の進捗管理と推進体制

1 計画実現のためのPDCAサイクル

PDCAとは、Plan-Do-Check-Actionの略称です。

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点を計画実現のためのプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のことです。

本町の施策を推進するにあたっては、PDCAサイクルの考えのもと、前年度の課題とそれに対する改善点、さらに未解決の課題と今後の取組を明確にすることにより、継続的に事務改善を図り目標を達成することとしています。



2 検証及び推進

本計画の推進に向けては、多様な主体や庁内関連部署が方針を共有し、方針に沿って取組が進められているかを点検・検証することが必要です。

定期的な見直しの前や必要に応じて、基本目標や施策の方針に対しての点検・検証を行うとともに、点検・検証結果については町民との協働の視点から公表します。

検証は第2次宇多津町総合計画を検証する第三者委員会等において、関連部局の点検結果を基に、アドバイス・助言を行い、方針や進捗状況の改善案を検討します。

【1】 ウイズコロナからポストコロナ社会に向けた新しい生活様式の在り方

新型コロナウイルス感染症は、不要不急の外出や移動の自粛、各種施設の利用制限やイベントの開催制限等、我が国の日常生活や経済活動に深刻な影響を与えてきました。

このような中「新しい生活様式^{※1}」を踏まえた感染予防対策が実施され、我が国の社会経済活動は新型コロナウイルス感染症と共存しながら、最小限の被害で通常为社会経済活動を続けていけるかを前提とした「ウィズコロナ社会」から、5類への移行を受け、新型コロナウイルス感染症が社会に存在することを前提に新しい生活及び経済活動様式で社会を回していく「ポストコロナ社会」へと舵が切れつつあります。

一方で、このような社会構造の変化を受けて、テレワークやオンライン会議といった働き方改革をはじめ、デジタル・トランスフォーメーション（DX）^{※2}の推進等、新たな日常に向けた強靱で自律的な地域経済の構築が求められています。

※1【新しい生活様式】身体的距離の確保（ソーシャルディスタンス）やマスクの着用、手洗いといった一人一人の基本的な感染予防策に、三密の回避や換気、体温・健康チェック等を加えた日常生活を営む上での基本的な生活様式、そして新しい働き方のスタイルを含む生活様式のこと。

※2【デジタル・トランスフォーメーション（DX）】進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させること。

【2】 地域共生社会の実現に向けた持続可能な地域コミュニティの再生

人口減少及び少子高齢化社会の中、核家族化や単身世帯の増加、共働き世帯や高齢者世帯の増加等を背景として、社会、経済の担い手が減少し、結果として地域における住民同士のつながりの希薄化や支え合う力の低下が社会的な問題となっています。

さらに、住民を取り巻く生活課題は複雑化、複合化しており、新たな福祉的課題も発生しています。高齢者や子どもへの虐待、ひきこもりや孤独死、生活困窮者の増加等の他、高齢者が高齢者を介護する「老老介護問題」や高齢の親が独身無職等の子どもの生活を支える「8050問題」「9060問題」、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア問題」、本来は大人がやるべき家事や家族の世話（ケア）を日常的に行っている18歳未満の子どもを指す「ヤングケアラー問題」等です。

このような社会的背景を踏まえ、我が国では、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等、対象者ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画すること、そして、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながること、それらを通して、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共ににつくっていく「地域共生社会」の実現を目指しており、地域福祉の推進を持続可能な地域コミュニティの再生が求められています。

【 地域共生社会の実現に向けた支援体制のイメージ 】



【3】多文化共生社会への対応

社会経済のグローバル化が進む中、国内においては、幅広い分野で外国人住民が活躍しています。

このような状況を踏まえ、我が国では、外国人住民の増加や多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、さらには多様性・包摂性のある社会を実現するため、「地域における多文化共生推進プラン（改訂）」を令和2（2020）年9月に公表するなど、多文化共生社会^{※1}に向けた取組の推進が求められています。

地方自治体においても、外国人の新たな視点や多様性を生かした地域の活性化、災害時の対応やグローバル化への貢献が期待されています。

このため、外国人住民との交流の場を行政や地域が設け、地域への参画を促進することが求められています。

※1 【多文化共生社会】国民及び我が国に住所を有し適法に在留する外国人が、社会の対等な構成員として、国籍及び社会的文化的背景を認め合い、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共に生きていく社会のこと。

【4】線形経済（リニアエコノミー）から循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換

我が国の経済構造は、これまで気候変動問題や天然資源の枯渇問題、大規模な資源採取による生物多様性の破壊等、様々な環境問題にも密接に関係する大量生産・大量消費型の線形経済（リニアエコノミー）を形成してきました。

これからは製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した、持続可能な形で資源を利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）へ大きく変わる時代を迎えています。

【5】安全・安心への意識の醸成

全国各地で頻発する自然災害は甚大な被害をもたらしており、これからも、集中豪雨、台風、さらには南海トラフ巨大地震等、大規模地震の発生による被害等が想定され、これらへの十分な備えや防災・減災対策への組織体制の整備が求められています。

このような状況下、災害に対して生命や財産は地域や自分たちで守るという住民の安全・安心に対する意識も高まっており、地域防災力の強化、地域コミュニティの在り方が改めて問われています。

一方、スマートフォン等、情報通信機器の機能拡大に伴い、SNS^{※1}等のコミュニケーションツールの急速な普及や利用者の年齢層の拡大を背景に、新しい形態の詐欺事件や子どもや若者が被害者となる事件が多発しています。

地方自治体においては、関係機関とより強い連携のもと、住民の日々の生活における不安感の解消に向けた予防対策の強化を通して、全ての住民が安全に、安心して暮らすことのできる生活環境の構築が求められています。

※1【SNS】ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

【6】社会全体のDX推進等、デジタル化への対応

我が国では高度情報化が進展する中、オンライン手続きの不具合やオンライン教育に必要な基盤の整備、ノウハウの不足等、デジタル化への課題が浮き彫りとなってきました。

このため、これらの課題に対応するとともに、「ウイズコロナ社会」「ポストコロナ社会」への移行を背景とした「新しい生活様式」の原動力として、制度や組織の在り方をデジタル化に合わせて再構築する、社会全体の「デジタル・トランスフォーメーション(DX)」の推進が求められています。

近年の科学技術の発達は目覚ましく、先端技術をあらゆる産業や社会に取り入れるため、国はAI(人工知能)やIoT(モノとインターネットのつながり)、ビッグデータ等を活用した「超スマート社会(Society5.0)^{※2}」を目指すべき未来社会として、社会インフラの構築に注力しています。また、先進的な科学技術の開発や産学官の連携の強化を推進しています。

令和3(2021)年5月には、デジタル社会の形成に向けた基本理念やデジタル庁の設置等を定めた「デジタル改革関連法」が成立しました。

地方自治体においても、デジタル技術やデータを活用して、遠隔診療や介護ロボット、自動走行バス等、住民の利便性の向上や業務の効率化による行政サービスの更なる向上等、住民の多様な幸せにつながるデジタル社会の実現のために推進することが求められています。

※2【Society5.0】AI(人工知能)やロボットの力を借りて、人間がより快適に活力に満ちた生活を送ることができる社会で、これまでの現実世界に加えて、仮想空間との融合で豊かな社会を実現すること。

【7】地球環境や気候変動への関心の高まり

近年、異常気象と呼ばれる、これまで経験したことのない集中豪雨や猛暑、大雪等の気候変動が国内各地で発生しています。

この異常気象の影響により農作物への被害や土砂崩れ、洪水等の災害、サプライチェーン^{※1}断絶等、日本の社会経済基盤に大きな被害を与えるとともに、気温上昇による熱中症等、人体への健康被害も深刻な問題となっています。

このような気候変動の原因と考えられている地球温暖化を含め、地球環境問題への関心は年々高まりつつあります。

地方自治体においては、地球温暖化を防ぐ取組を継続しつつ、将来予想される気候変動による被害の回避、軽減を図るために、住民や事業者等、多様な関係者が一丸となって、連携・協働による対策への取組が求められています。

※1【サプライチェーン】製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売までの全体の一連の流れのこと。

【8】脱炭素社会（カーボンニュートラル）への転換

我が国では、循環経済（サーキュラーエコノミー）への経済構造の大きな変化を受けて、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、実質的に温室効果ガスゼロを達成することを目的とした「カーボンニュートラル」を実現することが求められています。

そのため、令和 32（2050）年までの「脱炭素社会」の実現に向けた「地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律）」が、令和 3（2021）年 5 月に改正されました。

国内では、地方自治体による令和 32（2050）年「ゼロカーボンシティ^{※2}宣言（カーボンニュートラルの決意・コミットメント）」が、全国に急拡大し、今もなお広がり続けています。

今後、脱炭素社会の構築に向けた動きが一段と加速することが予想される中、新たな技術革新や住民の環境意識の高まりなどを背景に、経済と環境の好循環が生み出されることが期待されています。

※2【ゼロカーボンシティ】令和 32(2050)年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにすることを目指すことを公表した地方自治体を「ゼロカーボンシティ」と定義している。

【9】SDGsへの対応

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の令和12(2030)年までの持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals エスディー ジーズ)が採択されました。

SDGsでは貧困、飢餓、健康・福祉、教育など17の持続可能な開発目標が設定されています。

これを受けて日本は、政府にSDGs推進本部を設置し、実施指針を決定するとともに、総合計画においては、各自治体の将来像の実現に向けた持続可能なまちづくりの観点から、SDGsの位置づけは不可欠となっています。

■17の持続可能な開発目標(SDGs)■



(1) 貧困をなくそう

(2) 飢餓をゼロに

(3) すべての人に健康と福祉を

(4) 質の高い教育をみんなに

(5) ジェンダー平等を実現しよう

(6) 安全な水とトイレを世界中に

(7) エネルギーをみんなに そしてクリーンに

(8) 働きがいも経済成長も

(9) 産業と技術革新の基盤をつくろう

(10) 人や国の不平等をなくそう

(11) 住み続けられるまちづくりをしよう

(12) つくる責任 つかう責任

(13) 気候変動に具体的な対策を

(14) 海の豊かさを守ろう

(15) 陸の豊かさも守ろう

(16) 平和と公正をすべての人に

(17) パートナーシップで目標を達成しよう

本章では、最近の国及び香川県の、本町の最上位計画である総合計画に相当する関連計画について整理します。

【1】国の関連計画

国の関連計画としては、「第三次国土形成計画」と「デジタル田園都市国家構想総合戦略」について整理します。

※年号表記の統一以外は、国の関連計画の記載内容をそのまま掲載しています。

1 第三次国土形成計画の基本的な考え方

「国土形成計画」は、これまで住宅、都市、道路その他の交通基盤の社会資本の整備の在り方等を長期的に進めてきた「全国総合開発計画」に替わって、国土の質的な向上を目指すビジョンの必要性から、国土形成計画法に基づき、日本国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な計画として策定された計画です。

「第三次国土形成計画」は令和5（2023）年からの新しい計画です。

計画期間

- 令和32（2050）年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね、令和5（2023）年から令和14（2032）年までの10年間

我が国国土が直面するリスクと構造的な変化

- 地域の持続性、安全・安心を脅かすリスクの高まり
- コロナ禍を経た暮らし方・働き方の変化
- 激動する世界の中での日本の立ち位置の変化

目指す国土の姿

- デジタルとリアルの融合による活力ある国土づくり
- 巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応する安全・安心な国土づくり
- 世界に誇る多彩な自然と文化を育むグリーンな国土づくり

国土の刷新に向けた重点テーマ

- デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成
【重層的な官民パートナーシップ、関係人口や女性活躍等の地域人材の確保・育成等】
- 持続可能な産業への構造転換
【脱炭素×災害リスク対応型産業への円滑な移行、地域産業の稼ぐ力の向上等】
- グリーン国土の創造
【地域の脱炭素化、自然資本の活用拡大等】
- 人口減少下の国土利用・管理
【地域管理構想の全国展開、国土管理 DX 等】

2 デジタル田園都市国家構想総合戦略の基本的な考え方

「デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023 改訂版）」は、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成にあたっての国の総合戦略の基本方針を示したものです。

地方では、この国の総合戦略に基づき、目指すべき地域ビジョンを再構築し、地方版の総合戦略を改訂することが求められています。

計画期間

- 令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5か年計画

基本方針

- 令和5（2023）年12月に改訂版が閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の4つの取組方針
 - ① デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上
 - ② デジタル基盤整備
 - ③ デジタル人材の育成・確保
 - ④ 誰一人取り残されないための取組に基づきデジタルの力を活用し、地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化・深化を図るとともに、そのために必要なデジタル実装の基礎条件整備の取組を強力に推進し、構想の実現を図る。

【2】香川県の関連計画（香川県総合計画）

県の関連計画としては、最上位計画である香川県総合計画の令和5年10月改訂版『「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画』の中で、本町の第2次総合計画に影響を与えることが予想される「新興・再興感染症等の対策の強化」及び「重点施策」のうち、県下市町とともに推進する主要「重点施策」の取組について整理します。

※年号表記の統一以外は、香川県総合計画の記載内容をそのまま掲載しています。

1 計画期間

- 令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5か年計画

2 新興・再興感染症等の対策の強化

○ 医療提供体制や検査体制の整備

- ・ 県民の生命や健康に充内な影響を与えるおそれがある新興・再興感染症が発生・まん延した場合に備えて、感染症に対応できる医療人材を育成するなど医療機関における感染症対応能力を強化するとともに、病床、発熱外来、自宅療養者への医療の確保などに関して平時から関係機関との連携を図る必要があります。
- ・ 環境保健研究センター及び中讃保健所での検査体制を充実させるとともに、保健所、環境保健研究センターにおいて詳細な疫学調査を行える体制を整備する必要があります。

○ 新しい生活様式・働き方、意識の変化等への対応

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機としたデジタル化の進展やテレワークの普及、地方回帰の意識の高まりなど、人々の生活行動や意識の変化に対応するため、あらゆる業態のデジタルトランスフォーメーションを促進し、デジタル社会に適合した地域を創出するとともに、東京一極集中からの脱却に向け、人材の育成・誘致、雇用の場の創出を図る必要があります。

3 「重点施策」のうち県下市町と連携する主要取組

■ 女性や高齢者、障害者が活躍する社会づくり

- 男女共同参画の推進に向けた地域の実情に合った取組みの積極的な推進
- 地域の実情に応じた総合的な子ども・子育て支援
- 住民の主体的な健康行動の実践に向けての働きかけや、がん検診や特定健診の受診率向上に向けた取組み
- 地域における包括的な相談支援体制づくりの推進
- 自立支援、介護予防の観点から実施する地域ケア会議の積極的な開催
- 地域包括支援センターを中心とした、認知症施策の総合的な推進
- 障害福祉サービスの提供

■ 教育の充実

- これからの時代に求められる資質や能力を育むための取組み
- 人権教育や特別支援教育の推進に向け、すべての県民が多様な人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会を実現するための周知・啓発

■ 「子育て県かがわ」をつくる

- 地域の実情に応じた総合的な子ども・子育て支援
- 結婚について前向きに考えることができる情報提供を行うなど、結婚を希望する男女を応援する機運づくり
- 妊娠・出産への不安を解消するための体制づくり

■ 災害や渇水に強い県土をつくる

- 防災情報システムを活用した被害情報等の円滑な情報共有
- 高齢者や障害者などの避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成や、福祉避難所の収容可能数の拡充などの支援体制の構築
- 感染症対策を踏まえた避難所の運営・環境整備
- 香川県大規模氾濫等減災協議会を通じた連携
- 自主防災組織及び消防団の充実強化、消防団員の処遇改善
- 住宅をはじめとする建築物の耐震化や、老朽危険空き家の除却、家具類の転倒防止対策等に対する補助事業の実施
- 住宅・建築物所有者への戸別訪問や出前講座、個別相談会等の開催、県民向け講座の県との共催による耐震化の促進
- 水の有効利用及び節水の取組み

■ 「四国の玄関口」として確かなインフラ整備を進める

- 高松空港の発展に向けた方向性（ビジョン）の策定
- 四国の新幹線の実現に向けた国等への要望活動
- 集約型都市構造の実現に向けた立地適正化計画の作成や都市計画の検討
- 中心市街地の活性化や魅力ある商店街づくりへの支援
- 老朽危険空き家の除却等に対する補助事業の実施
- 空き家対策についての出前講座、個別相談会等の開催や県民向けセミナーの県との共催
- 地域経済の活性化をめざした企業立地の促進

■ デジタル社会を形成する

- 「かがわDX Lab」における官民共創
- マイナンバーカードの普及・利活用への取組み
- オンライン手続の推進

【1】宇多津町の概要

宇多津町は、瀬戸内海に面した香川県のほぼ中央にあります。

東は坂出市、西は丸亀市にはさまれた人口 18,699 人（令和 2（2020）年国勢調査）、総面積 8.10 km²の町です。

7 世紀後半には、海上交通の港（津）、「鵜足津（うたづ）」と呼ばれる自然港ができており、室町時代には足利義満の側近であった細川頼之公の居館が置かれ、四国における武家社会の中心地として栄えました。

また、温暖で雨が少なく、日照時間が長いという瀬戸内式気候を利用して、江戸時代中期から昭和 47 年の塩田廃止まで、全国屈指の塩のまちでした。

こうして古くから政治、経済、文化の拠点として発展を遂げてきた本町は、昭和 63 年の瀬戸大橋開通を機に、土地区画整理事業として広大な塩田跡地が新宇多津都市という新しいまちに生まれ変わりました。一方で、中世以降港町として繁栄したことから、由緒ある神社仏閣や古い日本家屋の「町家」が作られ、今も多く残っています。

今では本州と四国を結ぶ広域交通の要衝となり、高い交通利便性を活かした都市機能の集積や商工業の発展を基盤に、香川中讃地域をリードする四国の玄関口として歩んでいます。

【位置図】

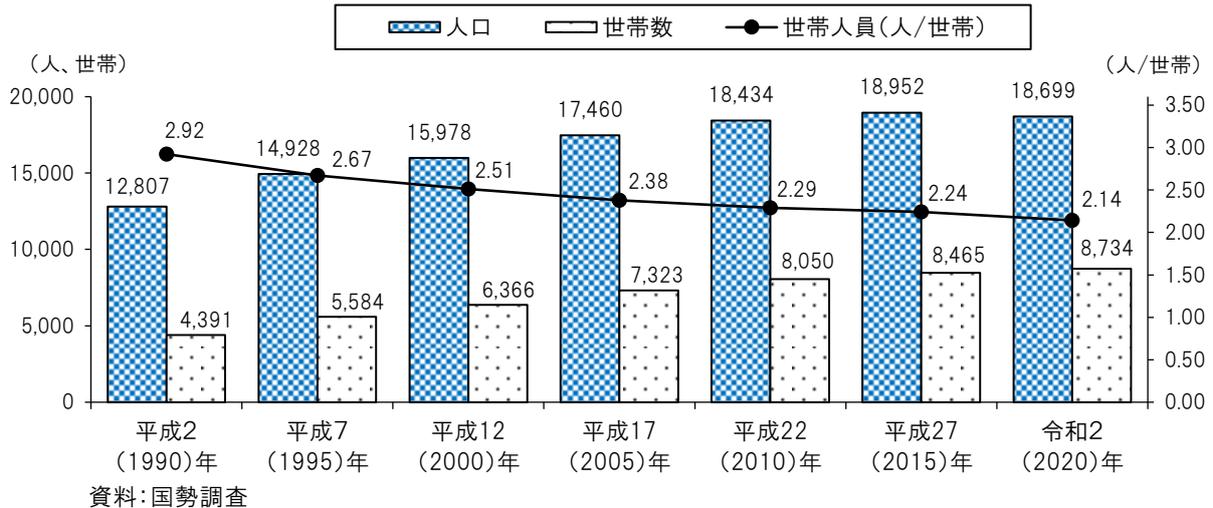


【2】人口・世帯数の推移

本町の人口は、平成27（2015）年の18,952人まで順調に増加していたものの、令和2（2020）年の国勢調査では一転18,699人と253人の減少となっています。

また、一世帯当たりの世帯人員は、令和2（2020）年で2.14人であり、年々減少しています。

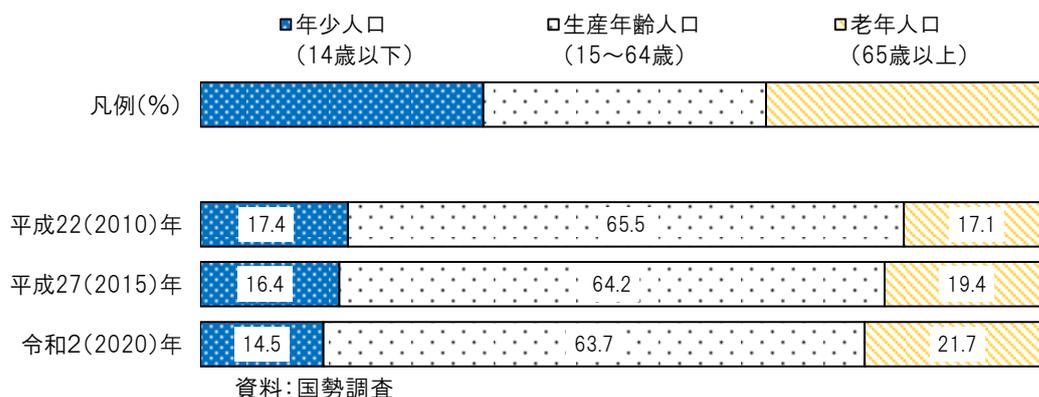
【人口・世帯数の推移】



【3】年齢3区分別人口構成比の推移

本町の年齢3区分別人口構成比の推移をみると、65歳以上の老年人口の割合は、平成22（2010）年の17.1%から令和2（2020）年は21.7%と増加しています。一方、年少人口及び生産年齢人口の割合はそれぞれ緩やかに減少しており、本町においても少子高齢化の進行がうかがえます。

【年齢3区分別人口構成比の推移】



【4】地区別人口の推移

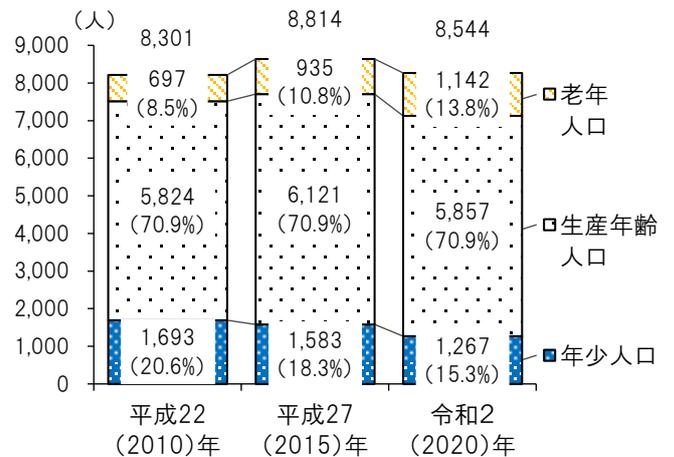
地区別※人口を、浜一番丁～九番丁までの「新宇多津都市」と、既成市街地、既成市街地を含まない宇多津町の「南部地域等」に分けてみると、「新宇多津都市」は増加傾向にありましたが、令和2（2020）年は減少に転じています。また、「既成市街地」地区は減少傾向にあり、「南部地域等」は緩やかな増加傾向となっています。

地区別人口を年齢3区分（0～14歳までの「年少人口」、15～64歳までの「生産年齢人口」、65歳以上の「老年人口」）別の割合で見ると、平成27（2015）年と比べ、全地区で「老年人口」の割合が増加しており、特に「南部地域等」が最も高くなっています。

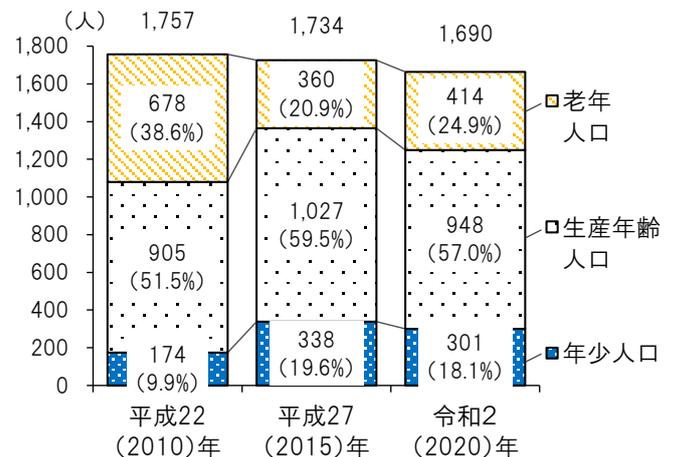
※【地区別について】

- ・「新宇多津都市」とは、海側の塩田跡地を埋立開発し、さぬき浜街道やJR瀬戸大橋線をはじめとした交通体系を有する地域です。
- ・「既成市街地」とは、町のおおむね中部に位置し、古くからの寺社仏閣や町家等、町の歴史と伝統的な町並みを有する地域です。
- ・「南部地域」とは、町の南部に位置し田園環境を有する地域です。

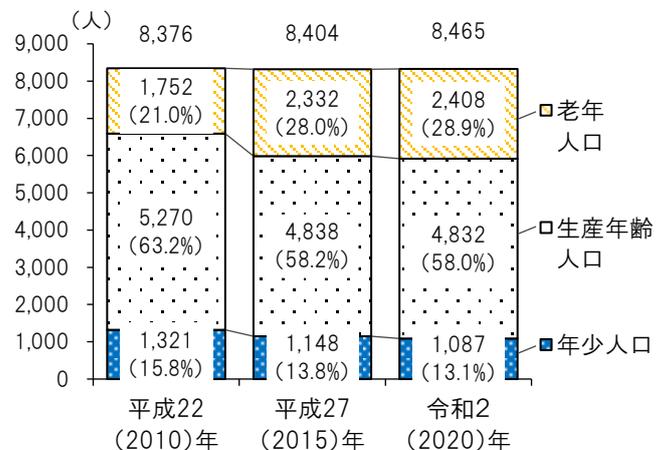
【新宇多津都市】



【既成市街地】



【南部地域等】



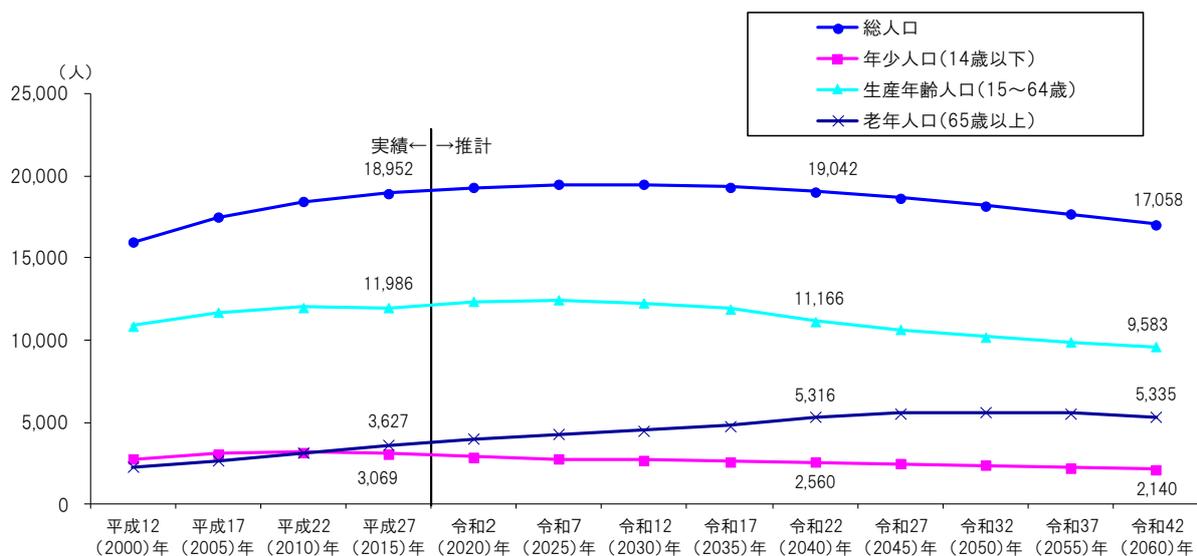
注：総人口の値は、年齢不詳を含む。
資料：国勢調査

【5】将来推計人口

本町の人口は、令和 12（2030）年頃まで緩やかに増加し、以後減少に転じると予測されています。

年齢3区分別に人口推計をみると、老年人口はおおむね増加すると予測され、生産年齢人口及び年少人口は、緩やかに減少することが予想されます。

【 将来推計人口 】



資料：平成 12(2000)年～平成 27(2015)年は国勢調査

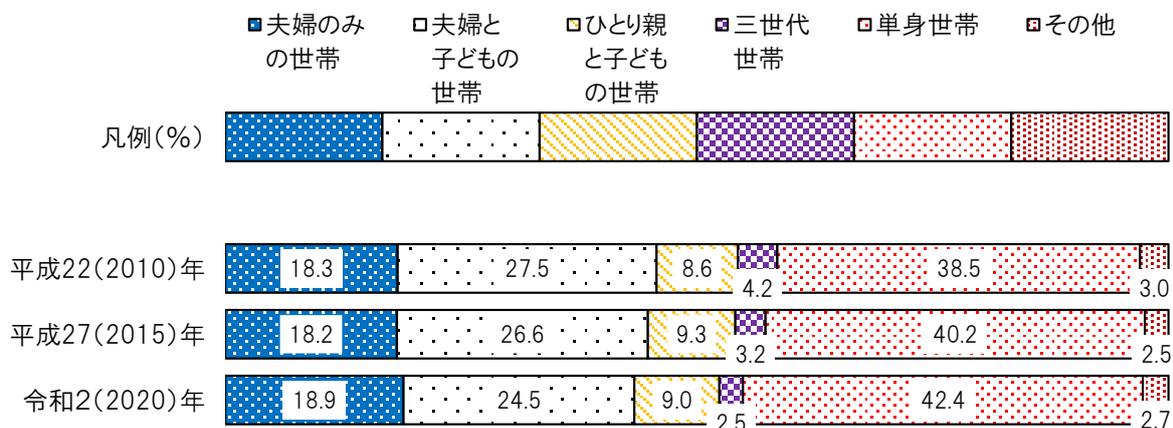
令和2(2020)年以降は国立社会保障人口問題研究所(平成 30(2018)年推計)に準拠

【6】世帯構成の状況

世帯構成について、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年までの推移でみると、「単身世帯」は増加していますが、「夫婦と子どもの世帯」は緩やかに減少しています。

また、世帯人員が多い「三世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

【 世帯構成の推移 】

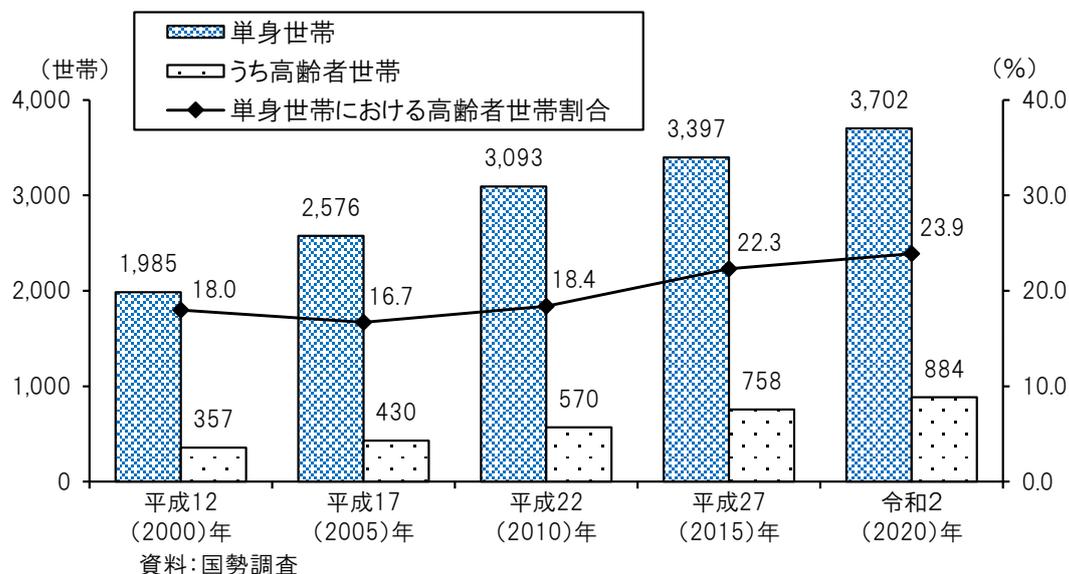


資料：国勢調査

【7】単身世帯の状況

単身世帯及び高齢者単身世帯数は、共に年々増加しており、単身世帯における高齢者単身世帯の割合は、令和2（2020）年では23.9%と、平成17（2005）年以降、増加しています。

【 単身世帯及び高齢者単身世帯数の推移 】



【8】人口動態

ここ3年間、出生数と死亡数の差による「自然動態」は、出生数が死亡数を上回り、プラスで推移しています。また、転入と転出による「社会動態」については、町外への転出者数が町内への転入者数を上回る転出超過傾向にあります。

【 人口動態 】

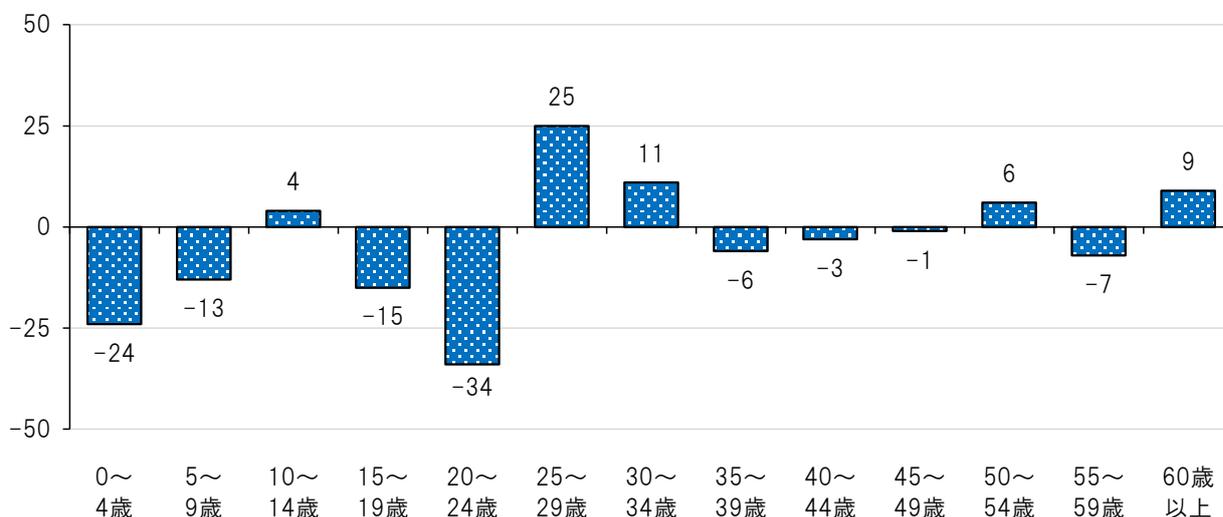
単位(人)	自然動態			社会動態		人口動態 (g)	
	出生数 (a)	死亡数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)		(f)
令和元(2019)年	195	175	20	1,299	1,203	96	116
令和2(2020)年	172	156	16	1,105	1,155	-50	-34
令和3(2021)年	186	158	28	1,092	1,184	-92	-64

注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態」

令和3（2021）年の人口移動状況についてみると、9歳以下や15～24歳の転出が目立っており、転入では25～34歳が多くなっています。全体で48人の転出超となっています。特に、20代前半の転出が顕著で、進学や就職を機に転出していることがうかがえます。

【 転入・転出超過数 】

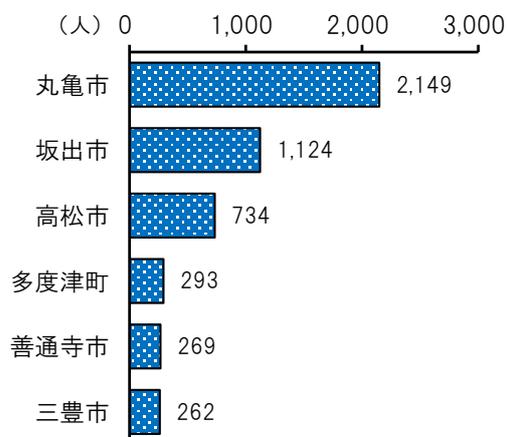


資料：住民基本台帳人口移動報告（令和3（2021）年）

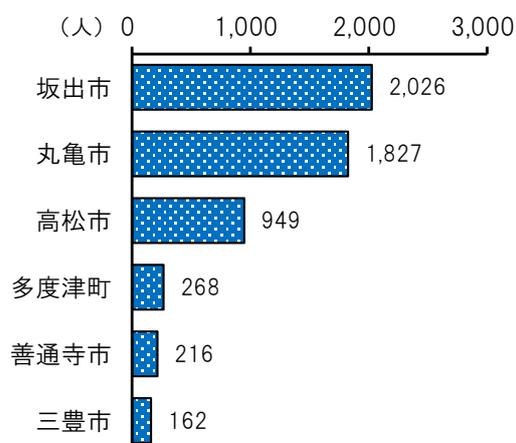
【9】 流入・流出

令和2（2020）年時点での宇多津町に通勤のために他都市から流入する人の主な流入元をみると「丸亀市」からが最も多く、次いで「坂出市」「高松市」となっています。一方、宇多津町からの流出先についても「坂出市」や「丸亀市」が多くなっています。

【 宇多津町への1日当たり通勤流入者 】



【 宇多津町からの1日当たり通勤流出者 】

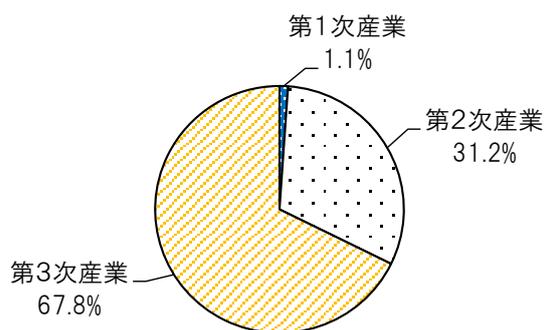


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

【10】 産業構造

令和2（2020）年時点での産業別就業者構成比をみると、第1次産業の割合が1.1%、第2次産業が31.2%、第3次産業が67.8%となっています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】

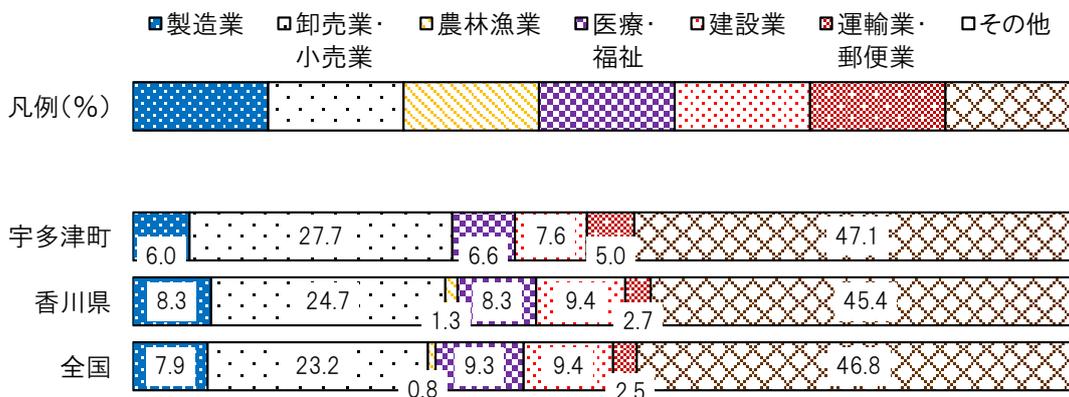


資料：国勢調査(令和2(2020)年)

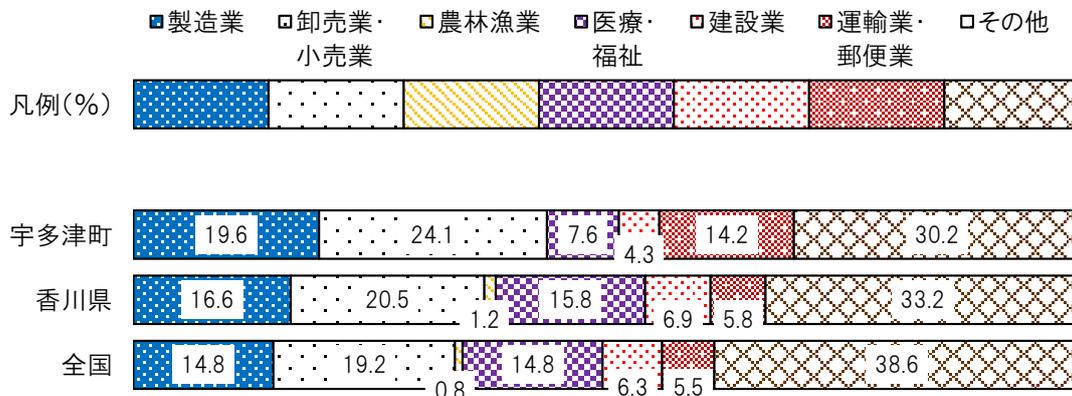
令和3（2021）年時点での本町に所在する事業所の構成比を、産業大分類別にみると「卸売業・小売業」の割合がおよそ4分の1を占め高くなっています。

一方、従業者数は「卸売業・小売業」の割合が最も高く、次いで「製造業」「運輸業・郵便業」が続いています。国、県に比べ「医療・福祉」の割合が低く、「運輸業・郵便業」が高くなっています。

【 事業所数構成比（国・県比較） 】



【 従業者数構成比（国・県比較） 】

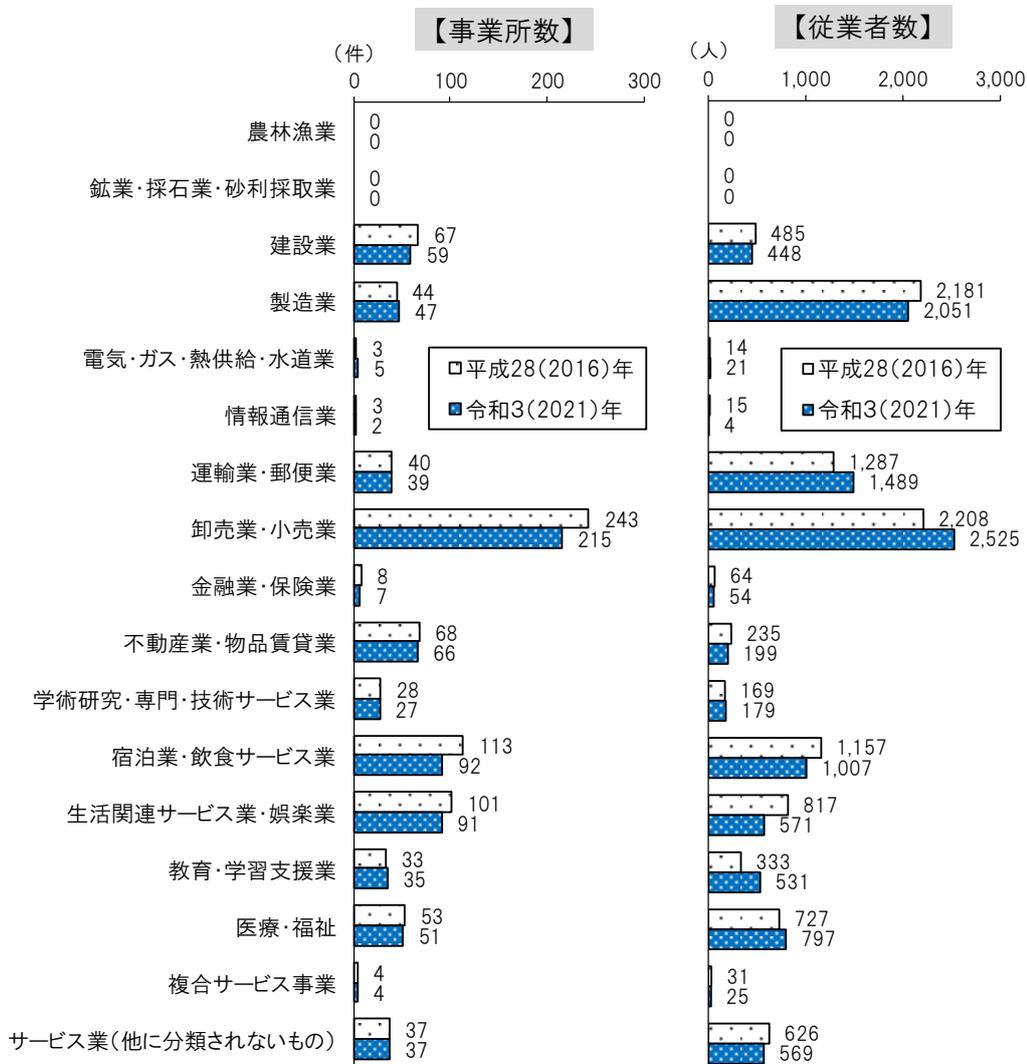


資料：経済センサス活動調査(令和3(2021)年)

平成28(2016)年と比較すると、事業所数は「卸売業・小売業」「宿泊業・飲食サービス業」などが減少しています。

また、従業者数をみると「製造業」「宿泊業・飲食サービス業」「生活関連サービス業・娯楽業」は減少していますが、「運輸業・郵便業」「卸売業・小売業」などは増加しています。

【 事業所数・従業者数の推移 】



資料：経済センサス活動調査

【11】類似団体との比較による財政状況

1 類似都市の概要

本町の財政状況を総務省の「財政状況類似団体比較」により香川県及び類似団体と比較して、整理します。

なお、本町が含まれる令和3（2021）年度時点の類似団体は町村部類型Ⅳ－2で、該当する自治体は以下のとおりです。

【令和3（2021）年度時点の町村部類型Ⅳ－2類似団体（該当54町村）一覧】

都道府県名	町村名	都道府県名	町村名	都道府県名	町村名
北海道	当別町	石川県	能登町	香川県	宇多津町
北海道	倶知安町	福井県	永平寺町	福岡県	遠賀町
北海道	余市町	長野県	軽井沢町	福岡県	鞍手町
北海道	美幌町	長野県	下諏訪町	福岡県	大刀洗町
北海道	遠軽町	岐阜県	北方町	福岡県	広川町
北海道	白老町	静岡県	小山町	福岡県	川崎町
北海道	釧路町	愛知県	豊山町	福岡県	築上町
岩手県	雫石町	三重県	川越町	佐賀県	吉野ヶ里町
宮城県	七ヶ浜町	京都府	大山崎町	佐賀県	基山町
茨城県	大洗町	大阪府	豊能町	佐賀県	有田町
茨城県	利根町	大阪府	忠岡町	長崎県	新上五島町
群馬県	中之条町	大阪府	河南町	熊本県	御船町
群馬県	みなかみ町	兵庫県	佐用町	熊本県	芦北町
埼玉県	滑川町	奈良県	平群町	宮崎県	高鍋町
埼玉県	嵐山町	奈良県	河合町	宮崎県	新富町
東京都	日の出町	奈良県	大淀町	宮崎県	門川町
神奈川県	大井町	和歌山県	上富田町	沖縄県	北中城村
神奈川県	開成町	鳥取県	湯梨浜町	沖縄県	与那原町

※町村部類型Ⅳ－2の定義

人口：15,000人～20,000人未満

就業者比率：第2次・第3次産業合計就業者比率80%以上で、かつ第3次産業就業者比率60%以上

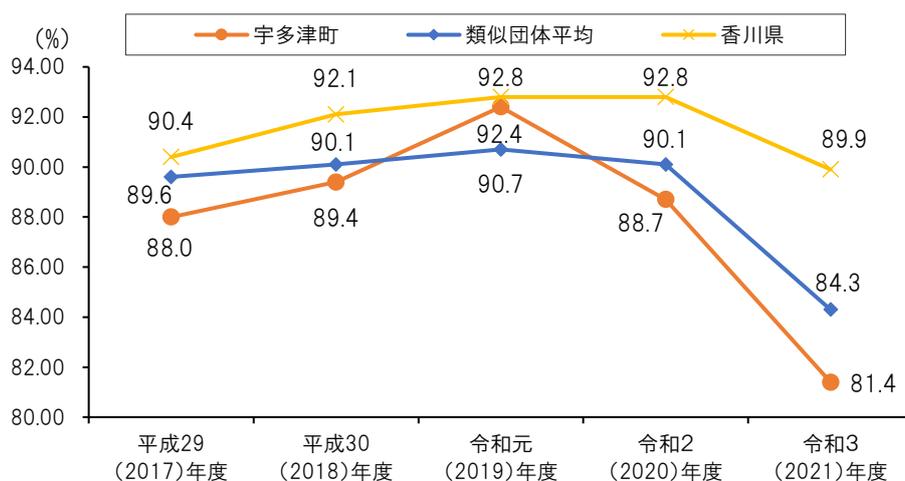
資料：財政状況類似団体比較（総務省）

2 経常収支比率

「経常収支比率」は、経常的な経費に経常的な収入がどの程度充当されているかを示す指標です。比率が高いほど、義務的経費以外に使える財源に余裕が少なく、財政構造の弾力性が低いとされます。

本町は、令和元（2019）年度は90%以上となっていますが、令和2（2020）年度以降は90%を切っており、令和3（2021）年度は81.4と、香川県や類似団体の平均値を大きく下回っており、財政構造の弾力性は回復しています。

【 経常収支比率 】



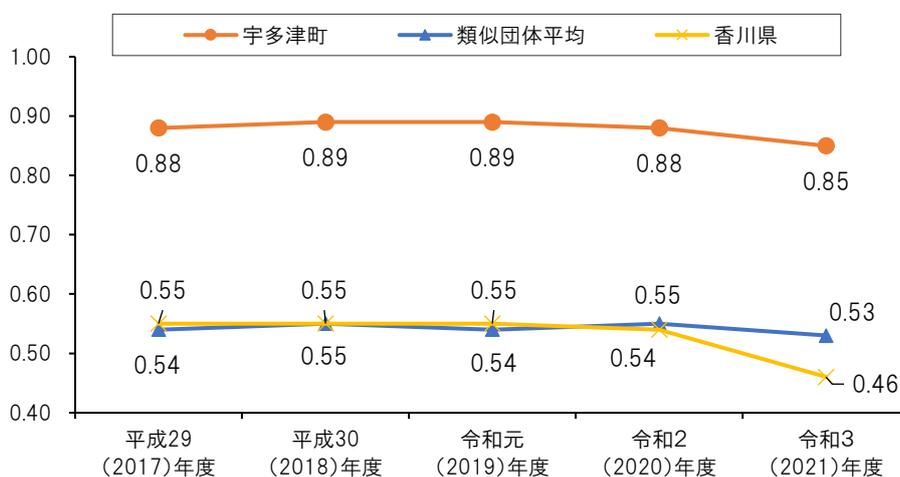
資料：財政状況類似団体比較（総務省）

3 財政力指数

「財政力指数」は、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値で、地方公共団体の財政力を示す指標です。数値が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体とされます。

本町は、香川県及び類似団体の平均値を大きく上回り、おおむね横ばいで推移しています。

【 財政力指数 】

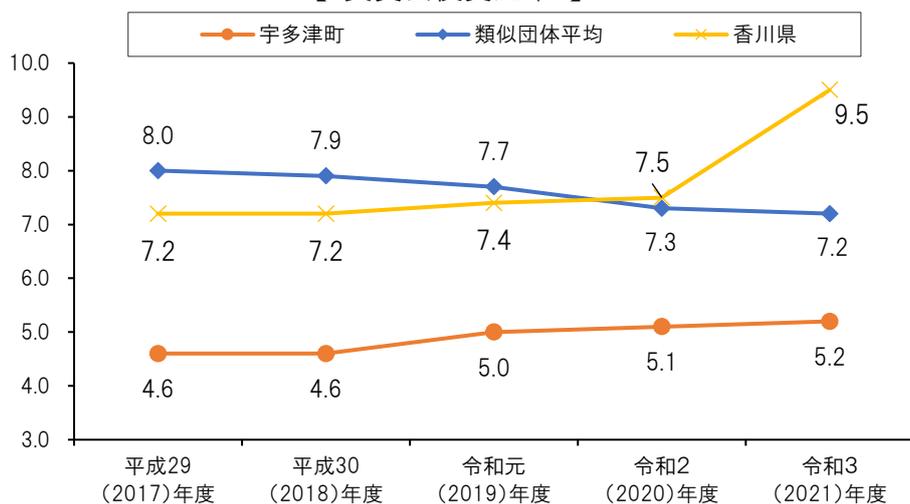


資料：財政状況類似団体比較（総務省）

4 実質公債費比率

「実質公債費比率」は、標準財政規模に占める実質的な公債費の割合を示す指標です。公債費や公債費に準じた経費は、削減したり、先送りしたりすることができない義務的な経費です。比率が低ければ低いほど良いとされます。本町はやや増加傾向にありますが、香川県及び類似団体の平均値を大きく下回って推移しています。

【 実質公債費比率 】



資料:財政状況類似団体比較(総務省)

令和3（2021）年3月に改訂した「宇多津町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」のベースは、国の第2期人口ビジョン作成時に内閣府が作成した「人口ビジョン用市町村推計人口」（以下、「内閣府推計人口」）に準拠しています。

この「内閣府推計人口」は国立社会保障・人口問題研究所が平成27（2015）年国勢調査を基に平成30（2018）年に推計したものに準拠して内閣府が延長推計したものです。

将来フレームの検討にあたっては、上記第2期の「内閣府推計人口」のワークシートに令和2（2020）年国勢調査^{※1}の「実績値」を挿入してシミュレーションを行い、令和42（2060）年までの推移比較を行いました。

このうち「推計値」は、平成22（2010）年国勢調査から平成27（2015）年国勢調査までの5年間の男女別5歳階級別の人口の変化率を基に推計したものです。

※1【令和2(2020)年国勢調査の回答方法】調査の回答は、インターネット、郵送、調査員等への提出の三つの方法とし、世帯員の不在等の事由により、これらの方法による調査ができなかった世帯については、調査員等が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の3項目を、その近隣の者に質問することにより調査した。

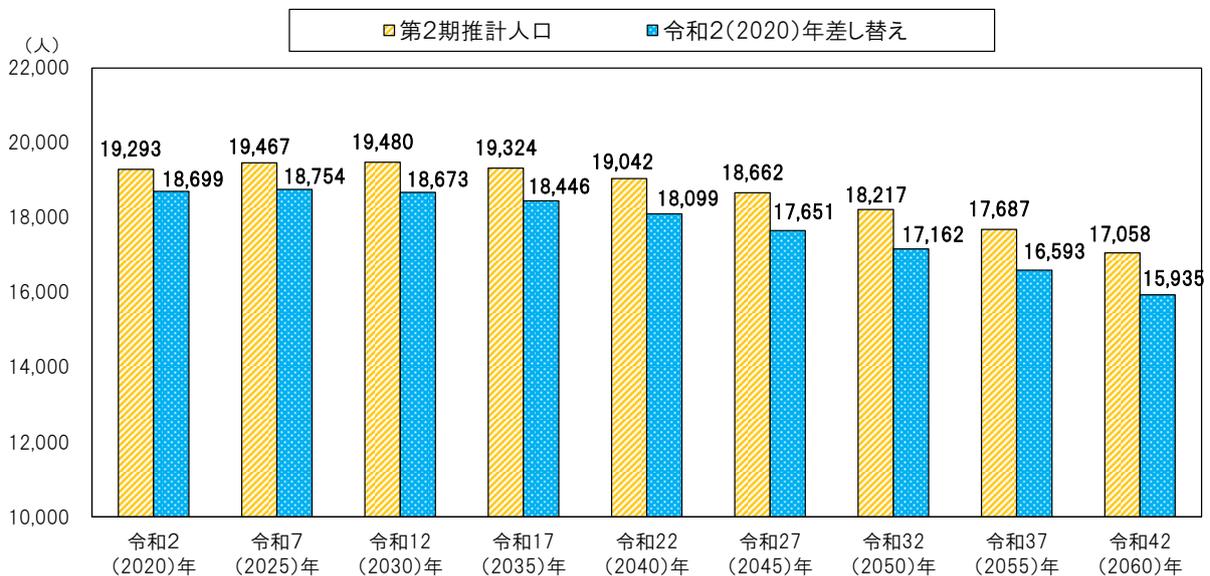
【1】「推計値」と「実績値」の時系列比較

第2期の「内閣府推計人口」のワークシートに令和2（2020）年国勢調査の「実績値」を挿入してシミュレーションを行ったもの（「令和2年差し替え」と表記。以下同様）と、第2期で推計された令和42（2060）年までの「推計値」（「第2期推計人口」と表記。以下同様）の推移を比較してみました。

令和2（2020）年の町全体の人口は「実績値」18,699人に対し「推計値」は19,293人と、「推計値」に比べ594人減少していましたが、その後も年々減少を続け、令和42（2060）年では、「令和2年差し替え」分15,935人に対し「第2期推計人口」は17,058人と減少数は1,123人となり、「第2期推計人口」との差は2倍近くに広がっています。

【第2期宇多津町人口ビジョンの推計人口と令和2（2020）年国勢調査差し替え分の時系列比較】

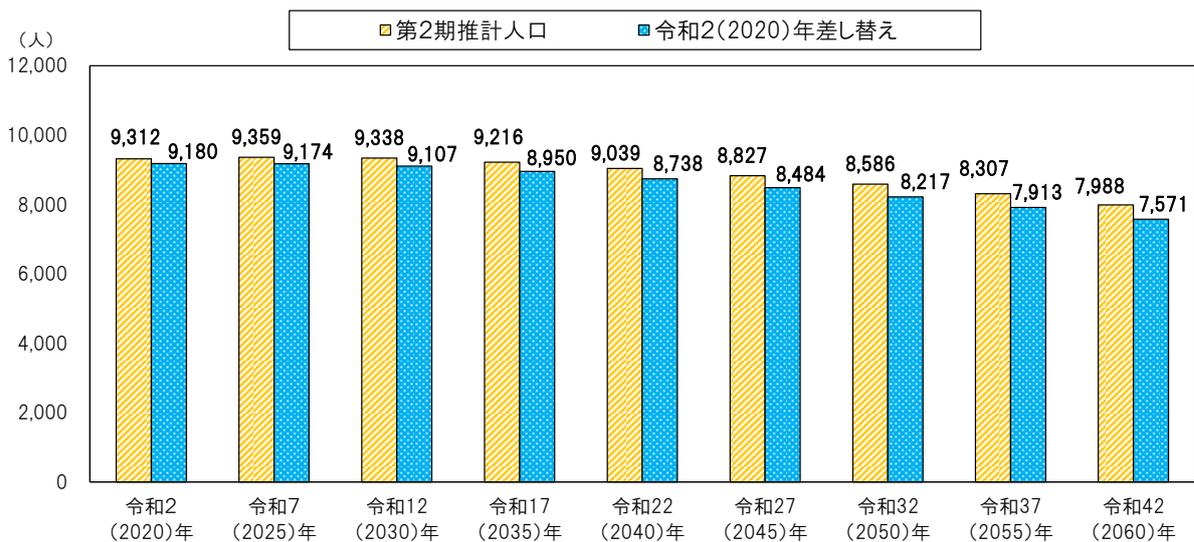
【全体】



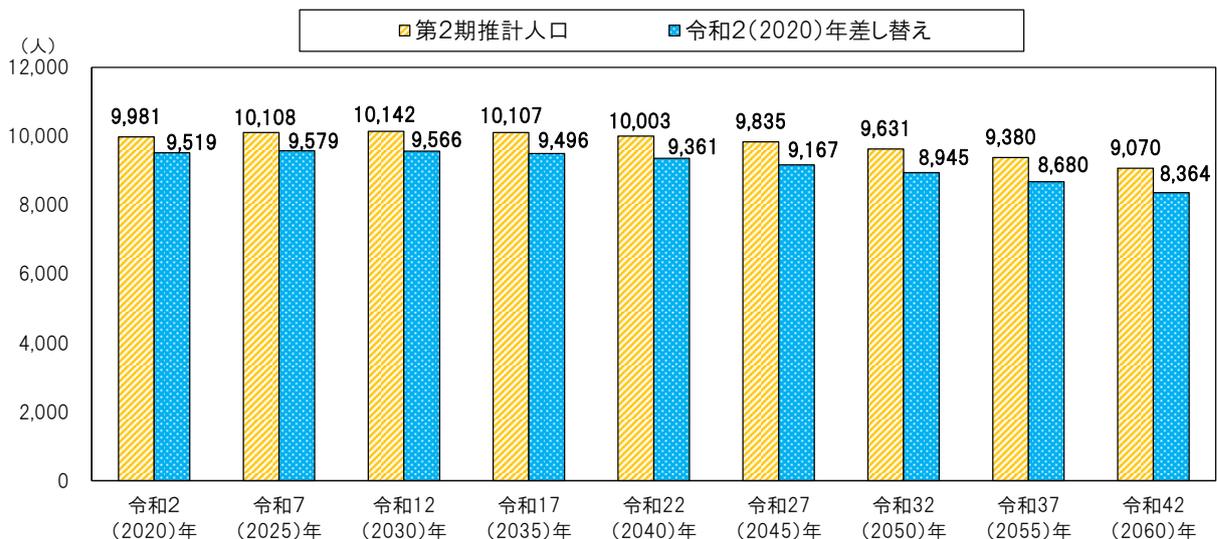
男女別にみると、男女とも「令和2年差し替え」分と「第2期推計人口」との減少数は、年々減少を続け、中でも、女性の減少数は大きく、平均で男性の約2倍となっています。

これを、15歳未満の「年少人口」、15歳～64歳の「生産年齢人口」、65歳以上の「老年人口」の3区分でみると、本町の経済活動の中核を形成する「生産年齢人口」は、おおむね減少数は年々大きくなっており、令和42（2060）年では、令和2（2020）年の2倍近い減少数となっています。

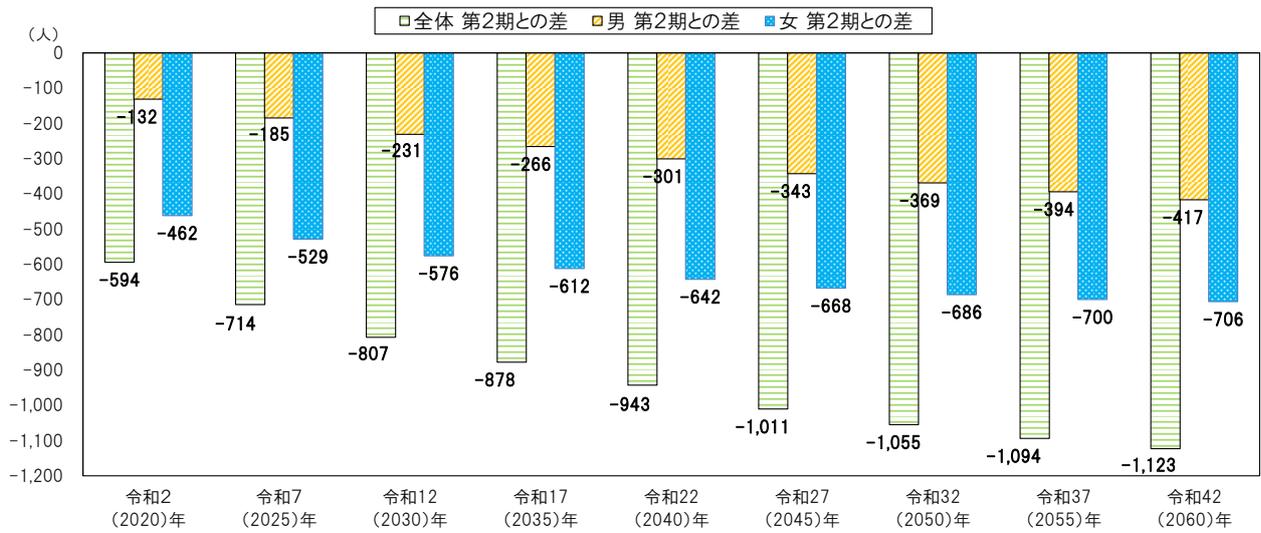
【男】



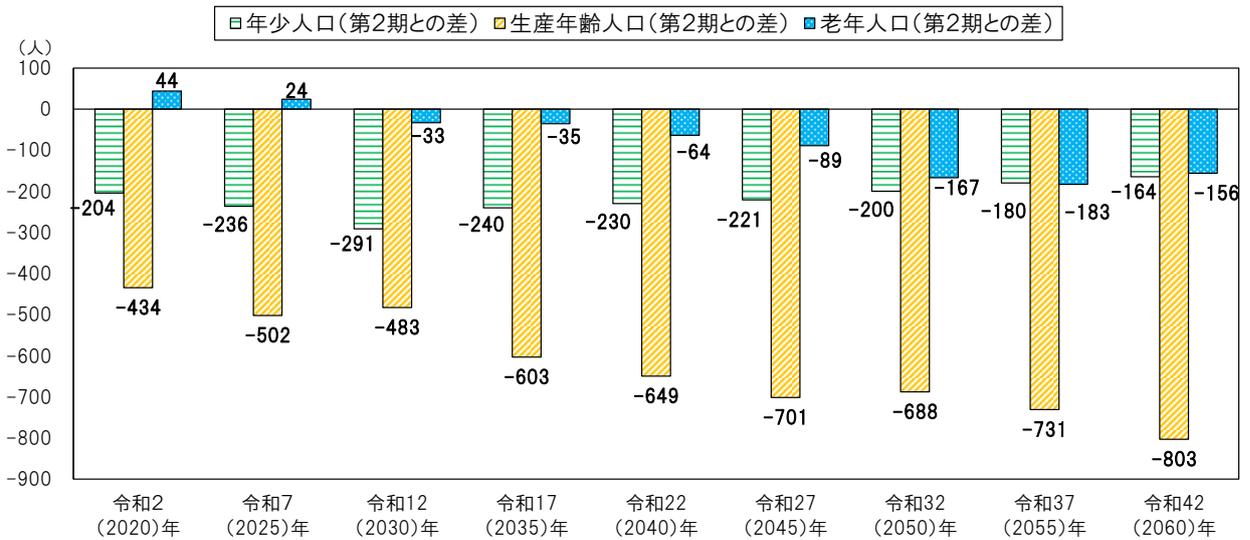
【女】



【第2期宇多津町人口ビジョンの男女別人口の差（令和2年差し替え分—第2期推計人口）】



【第2期宇多津町人口ビジョンの年齢3区分別人口の差（令和2年差し替え分—第2期推計人口）】



【2】今後の対応

以上みてきた、令和2（2020）年の実績値と第2期人口ビジョンでの推計値との比較による本町の将来フレームの特徴は以下のように整理できます。

-
- 本町の令和2（2020）年国勢調査での総人口の実績値は、第2期人口ビジョンでの推計値よりすでに600人近く減少している。
 - 600人近い減少数の大半は、女性の「20-39歳」の進学、就職、子育て世代となっている。
 - 長期の推移をみても、このままでいくと第2期人口ビジョンでの推計値より、令和2（2020）年の実績値を基にしたシミュレーション結果は令和42（2060）年時点で約1,100人減少することが予想される。
 - その間、女性の減少数は大きく、男性の2倍前後となっており、かつ、本町の経済活動の中核を形成する「生産年齢人口」の減少数は年々大きくなっている。
 - 以上のように、令和2（2020）年時点ですでに、進学、就職、子育ての世代やこの世代を含む「生産年齢人口」といった人口の減少は、本町の産業構造、経済活動、さらには少子化対策に大きな影響を与えてくることが予想される。
-

人口減少をどのように抑制していくかは、「生産年齢人口」の中心であり、本町の経済活動や少子化対策の要となる年代層の定住を増やし、かつ、外部からの移住をいかに増やしていくかが課題です。

【1】町民アンケート調査結果からみた住民ニーズ

1 調査の概要

調査の目的

本調査は、「宇多津町総合計画」の策定にあたり、宇多津町のまちづくりに関する町民の意識や意見等を把握し、今後の計画づくりのための基礎資料とすることを目的として実施しました。

調査対象

18歳以上の町民

調査方法

郵送配布～郵送回収

調査時期

令和4（2022）年8～9月

回収結果

配布数----- 2,000 件

有効回収数 ----- 833 件

有効回収率 ----- 41.7%

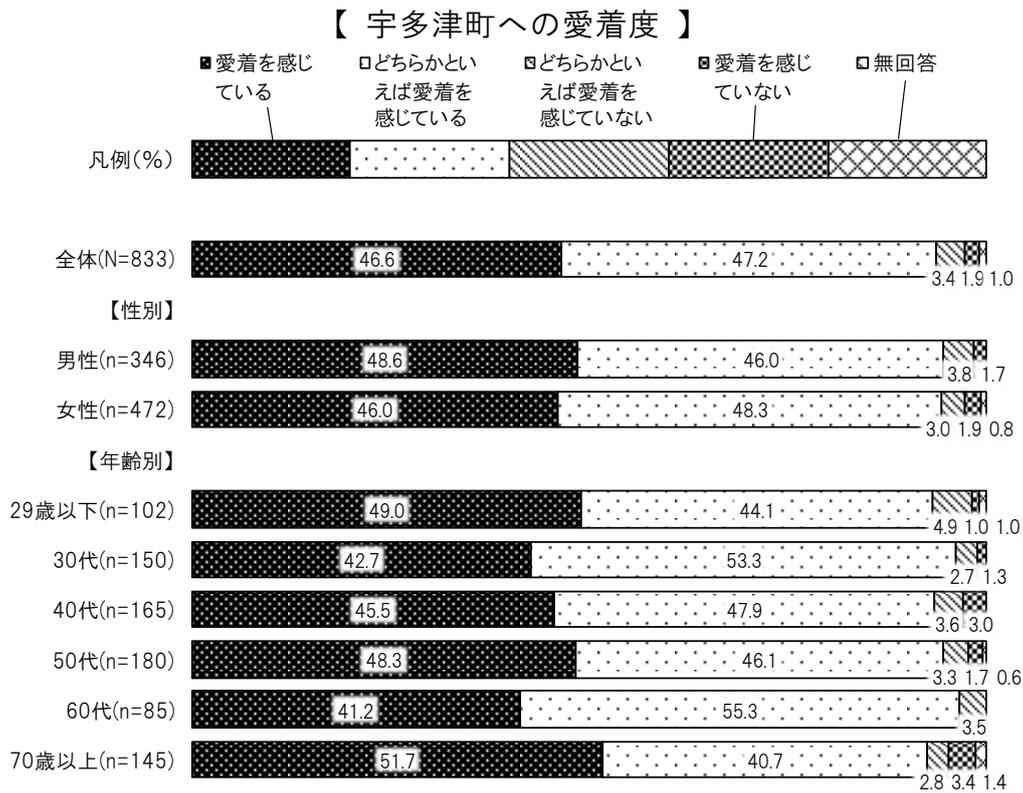
地区別回収状況 （問1回答結果より）

地区名	構成比(%)	件数(件)
浜一番丁～浜五番丁	15.8	132
浜六番丁～浜九番丁	31.5	262
新開・平山・北浦・坂下・大橋・吉田地区	13.3	111
岩屋・新町・中村・向山・長縄手地区	10.8	90
大門・山下・西町・西横町・宇夫階・浜町・栄町・幸町・水主町・伊勢町・かじや町・本町・今市・浦町・倉の前・塩浜地区	7.0	58
十楽寺・田町地区	4.7	39
沼ノ池・鍋谷・津の郷地区	13.9	116
その他	1.4	12
無回答	1.6	13
合計	100.0	833

2 宇多津町に対する愛着度や永住意向

宇多津町への愛着度については、「愛着を感じている」が46.6%、「どちらかといえば愛着を感じている」が47.2%、合計で9割以上(93.8%)が『愛着を感じている』と回答しています。一方、「どちらかといえば愛着を感じていない」(3.4%)、「愛着を感じていない」(1.9%)の合計は5.3%となっています。

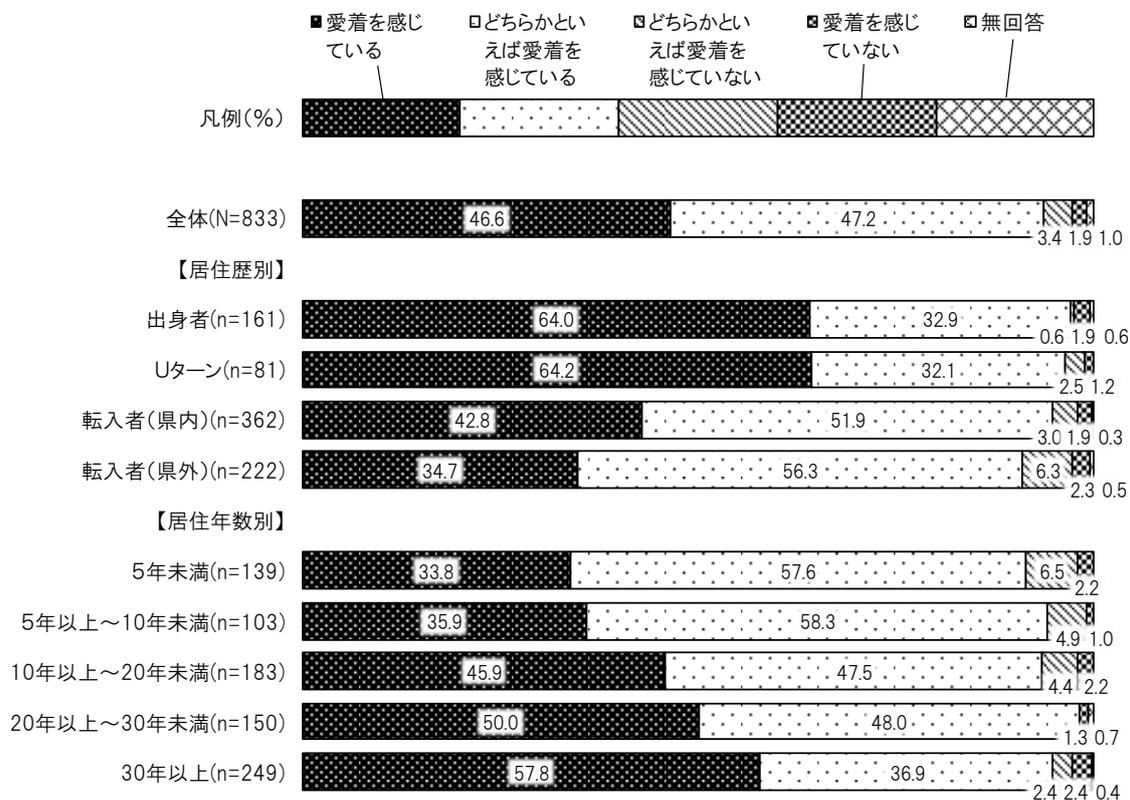
性別や年齢別では、大きな差はみられませんでした。



居住歴別では、出身者やUターンで「愛着を感じている」の割合が転入者（県内及び県外）を大きく上回っています。

居住年数別でみると、居住年数が長くなるほど「愛着を感じている」の割合が高くなっています。

【宇多津町への愛着度（居住歴別）】

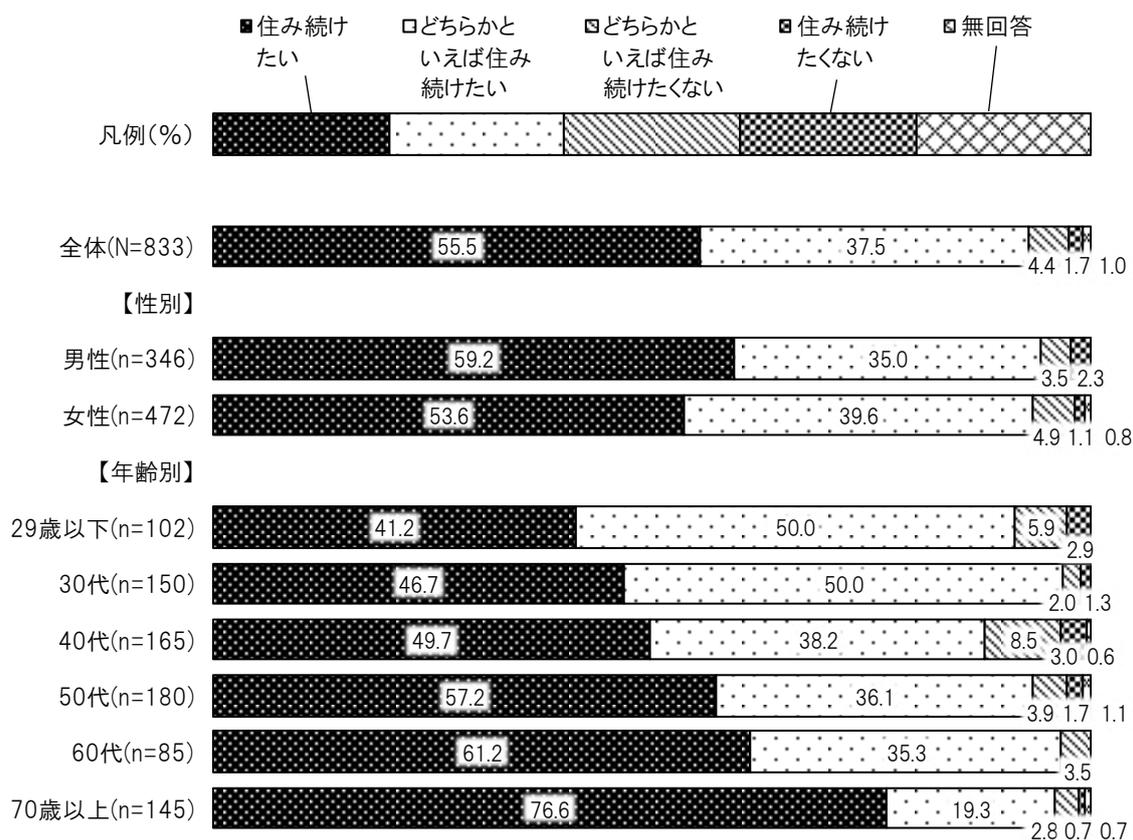


永住意向については、「住み続けたい」が55.5%、「どちらかといえば住み続けたい」が37.5%、合計で9割以上（93.0%）が『住み続けたい』と回答しています。一方、「どちらかといえば住み続けたくない」（4.4%）、「住み続けたくない」（1.7%）の合計は6.1%となっています。

性別では、男性は女性に比べ「住み続けたい」の割合が高くなっています。

年齢別では、年齢が上がるほど「住み続けたい」の割合が高くなっています。

【宇多津町への永住意向】



3 満足度・重要度の分析からみた取り組むべき施策の優先度

満足度と重要度

宇多津町の42項目にわたる施策に対する町民からみた満足度、重要度は、次のように回答されています。

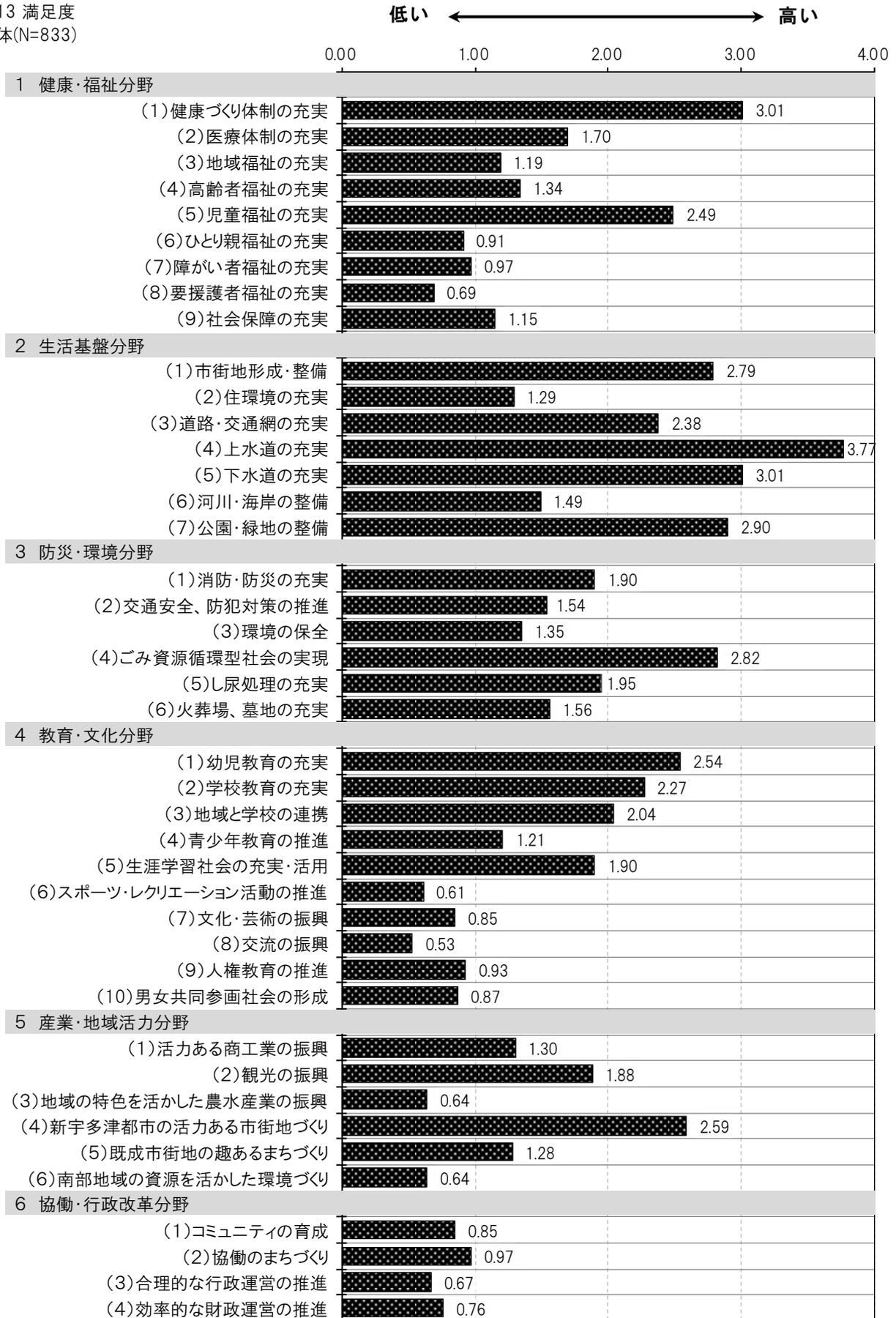
順位	満足度評価が高い施策	
1	2-(4)上水道の充実	3.77
2	1-(1)健康づくり体制の充実	3.01
2	2-(5)下水道の充実	3.01
4	2-(7)公園・緑地の整備	2.90
5	3-(4)ごみ資源循環型社会の実現	2.82
6	2-(1)市街地形成・整備	2.79
7	5-(4)新宇多津都市の活力ある市街地づくり	2.59
8	4-(1)幼児教育の充実	2.54
9	1-(5)児童福祉の充実	2.49
10	2-(3)道路・交通網の充実	2.38

順位	満足度評価が低い施策	
1	4-(8)交流の振興	0.53
2	4-(6)スポーツ・レクリエーション活動の推進	0.61
3	5-(3)地域の特色を活かした農水産業の振興	0.64
3	5-(6)南部地域の資源を活かした環境づくり	0.64
5	6-(3)合理的な行政運営の推進	0.67
6	1-(8)要援護者福祉の充実	0.69
7	6-(4)効率的な財政運営の推進	0.76
8	4-(7)文化・芸術の振興	0.85
8	6-(1)コミュニティの育成	0.85
10	4-(10)男女共同参画社会の形成	0.87

順位	重要度評価が高い施策	
1	1-(2)医療体制の充実	7.67
2	4-(2)学校教育の充実	6.58
3	1-(5)児童福祉の充実	6.48
4	2-(4)上水道の充実	6.46
5	1-(1)健康づくり体制の充実	6.36
6	3-(2)交通安全、防犯対策の推進	6.34
7	2-(5)下水道の充実	6.27
8	2-(6)河川・海岸の整備	6.25
9	3-(1)消防・防災の充実	6.21
10	2-(3)道路・交通網の充実	6.02

順位	重要度評価が低い施策	
1	4-(8)交流の振興	2.13
2	6-(1)コミュニティの育成	2.56
3	4-(7)文化・芸術の振興	2.72
4	4-(9)人権教育の推進	2.81
5	6-(2)協働のまちづくり	2.86
6	4-(6)スポーツ・レクリエーション活動の推進	3.02
7	4-(10)男女共同参画社会の形成	3.19
8	3-(6)火葬場、墓地の充実	3.27
9	5-(6)南部地域の資源を活かした環境づくり	3.57
10	1-(3)地域福祉の充実	3.86

問13 満足度
全体(N=833)



相関図による施策の優先度

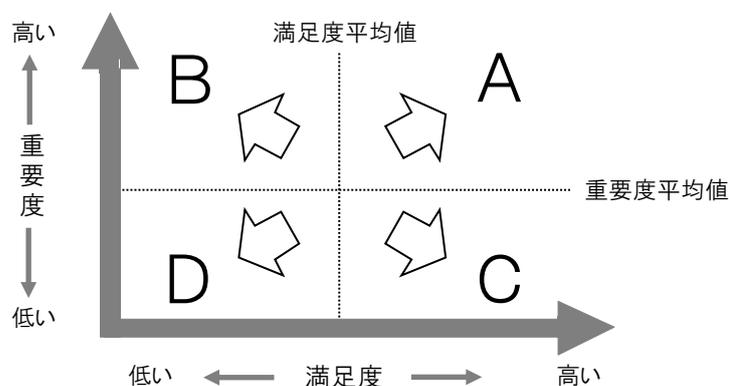
満足度と重要度の平均評定値に基づき、縦軸に重要度、横軸に満足度を設定し、42の施策を散布図上に示したものが相関図です。

満足度と重要度の各平均値を基準としてAからDまでの4つの領域に区分し、各施策がどの領域に配置されるのかを整理しています。

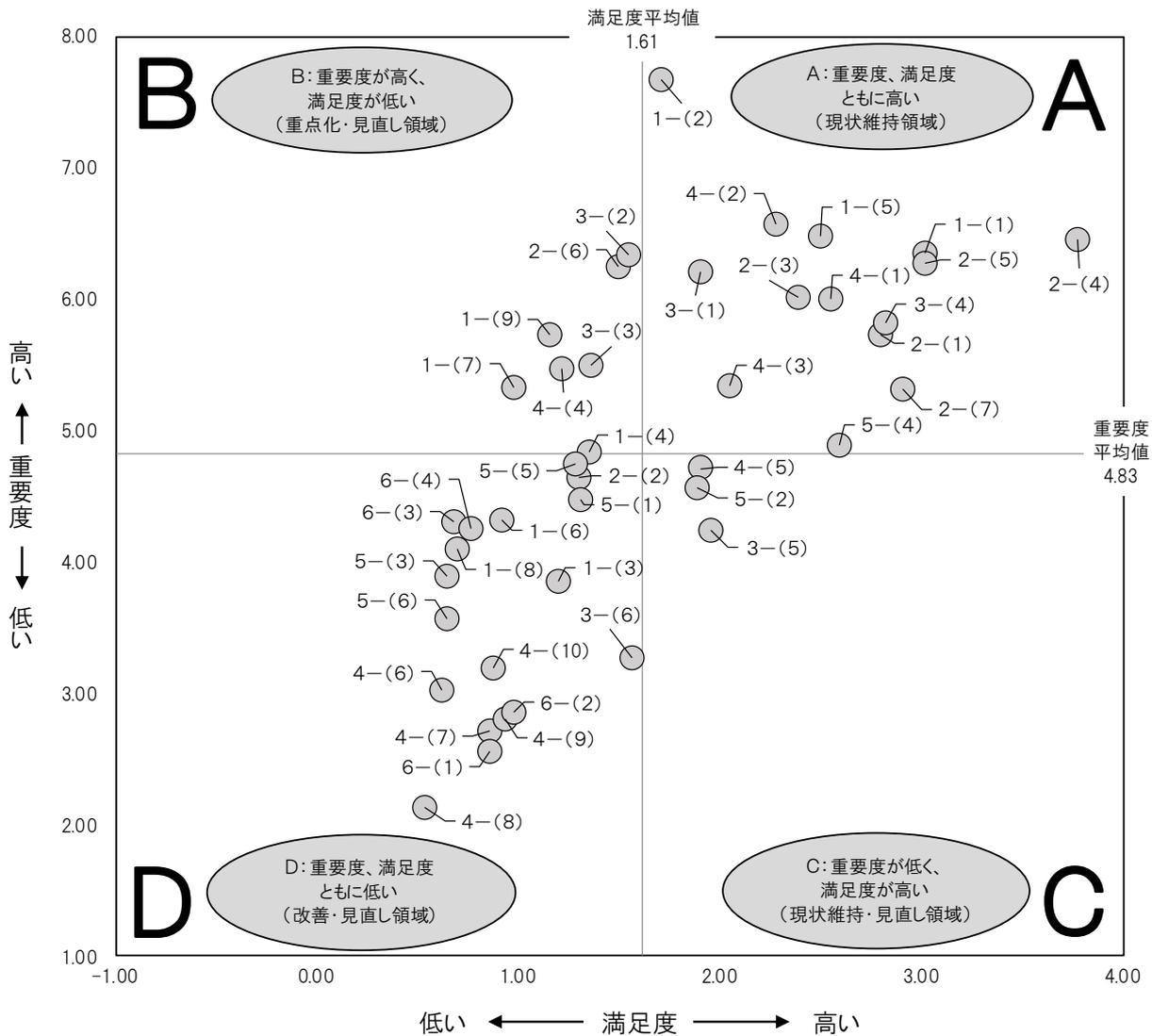
4つの領域については、右上（A）、左上（B）、右下（C）、左下（D）の4方向に進むにしたいが、以下のような傾向を示しています。

これらの結果を踏まえると、第2次宇多津町総合計画においては、Bの「重点化・見直し領域」が最も重要な施策であり、引き続き、施策の重点化や抜本的な見直し等も含め、町民の満足度を高める取組が求められます。

また、Dの「改善・見直し領域」は町民の満足度は低いものの、町民にとっても、本町の協働のまちづくりを進めるにあたって重要度が高い施策が多く含まれており、引き続き町民の満足度を高める取組が求められます。



A	重要度、満足度ともに高い（現状維持領域）
●	今後のまちづくりにおける重要度も満足度も高く、現時点での満足度の水準を維持していくことが必要な領域
B	重要度が高く、満足度が低い（重点化・見直し領域）
●	今後のまちづくりにおける重要度が高いが、満足度が相対的に低く、施策の重点化や抜本的な見直し等も含め、満足度を高める必要のある領域
C	重要度が低く、満足度が高い（現状維持・見直し領域）
●	今後のまちづくりにおける重要度は低いものの満足度が高く、満足度の水準を維持していくか、あるいは施策の在り方を含めて、見直す必要のある領域
D	重要度、満足度ともに低い（改善・見直し領域）
●	今後のまちづくりにおける重要度も満足度も低く、施策の目的やニーズを再確認するとともに、施策の在り方や進め方そのものを、改めて見直す必要のある領域



1 健康・福祉分野	領域
(1)健康づくり体制の充実	A
(2)医療体制の充実	A
(3)地域福祉の充実	D
(4)高齢者福祉の充実	B
(5)児童福祉の充実	A
(6)ひとり親福祉の充実	D
(7)障がい者福祉の充実	B
(8)要援護者福祉の充実	D
(9)社会保障の充実	B
2 生活基盤分野	領域
(1)市街地形成・整備	A
(2)住環境の充実	D
(3)道路・交通網の充実	A
(4)上水道の充実	A
(5)下水道の充実	A
(6)河川・海岸の整備	B
(7)公園・緑地の整備	A
3 防災・環境分野	領域
(1)消防・防災の充実	A
(2)交通安全、防犯対策の推進	B
(3)環境の保全	B
(4)ごみ資源循環型社会の実現	A
(5)し尿処理の充実	C
(6)火葬場、墓地の充実	D

4 教育・文化分野	領域
(1)幼児教育の充実	A
(2)学校教育の充実	A
(3)地域と学校の連携	A
(4)青少年教育の推進	B
(5)生涯学習社会の充実・活用	C
(6)スポーツ・レクリエーション活動の推進	D
(7)文化・芸術の振興	D
(8)交流の振興	D
(9)人権教育の推進	D
(10)男女共同参画社会の形成	D
5 産業・地域活力分野	領域
(1)活力ある商工業の振興	D
(2)観光の振興	C
(3)地域の特色を活かした農水産業の振興	D
(4)新宇多津都市の活力ある市街地づくり	A
(5)既成市街地の趣あるまちづくり	D
(6)南部地域の資源を活かした環境づくり	D
6 協働・行政改革分野	領域
(1)コミュニティの育成	D
(2)協働のまちづくり	D
(3)合理的な行政運営の推進	D
(4)効率的な財政運営の推進	D

【 A 現状維持領域に含まれる施策 】

	満足度	重要度
1-(1)健康づくり体制の充実	3.01	6.36
1-(2)医療体制の充実	1.70	7.67
1-(5)児童福祉の充実	2.49	6.48
2-(1)市街地形成・整備	2.79	5.73
2-(3)道路・交通網の充実	2.38	6.02
2-(4)上水道の充実	3.77	6.46
2-(5)下水道の充実	3.01	6.27
2-(7)公園・緑地の整備	2.90	5.32
3-(1)消防・防災の充実	1.90	6.21
3-(4)ごみ資源循環型社会の実現	2.82	5.82
4-(1)幼児教育の充実	2.54	6.01
4-(2)学校教育の充実	2.27	6.58
4-(3)地域と学校の連携	2.04	5.34
5-(4)新宇多津都市の活力ある市街地づくり	2.59	4.89

【 B 重点化・見直し領域に含まれる施策 】

	満足度	重要度
1-(4)高齢者福祉の充実	1.34	4.84
1-(7)障がい者福祉の充実	0.97	5.33
1-(9)社会保障の充実	1.15	5.73
2-(6)河川・海岸の整備	1.49	6.25
3-(2)交通安全、防犯対策の推進	1.54	6.34
3-(3)環境の保全	1.35	5.50
4-(4)青少年教育の推進	1.21	5.47

【 C 現状維持・見直し領域に含まれる施策 】

	満足度	重要度
3-(5)し尿処理の充実	1.95	4.24
4-(5)生涯学習社会の充実・活用	1.90	4.72
5-(2)観光の振興	1.88	4.57

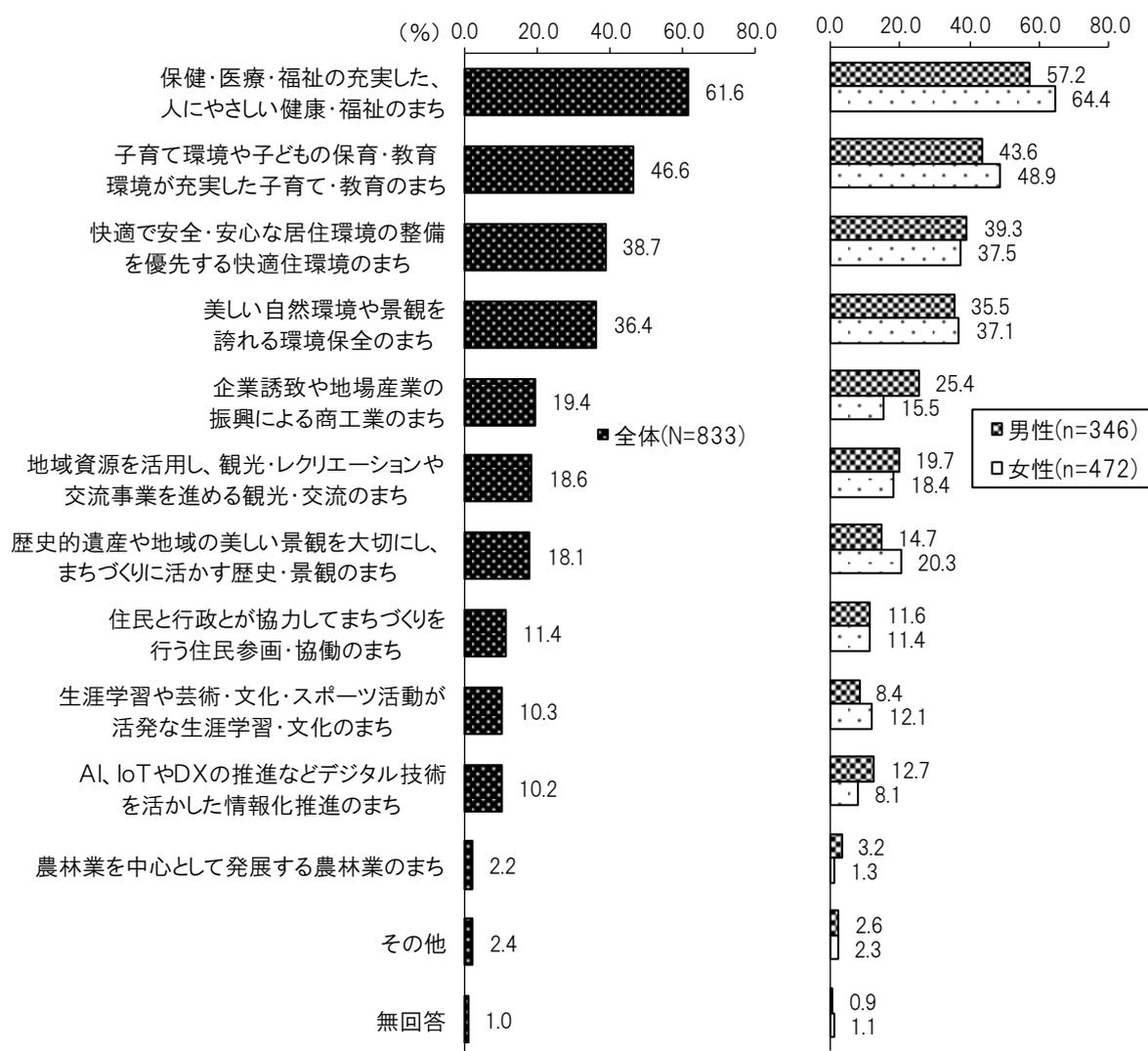
【 D 改善・見直し領域に含まれる施策 】

	満足度	重要度
1-(3)地域福祉の充実	1.19	3.86
1-(6)ひとり親福祉の充実	0.91	4.32
1-(8)要援護者福祉の充実	0.69	4.10
2-(2)住環境の充実	1.29	4.64
3-(6)火葬場、墓地の充実	1.56	3.27
4-(6)スポーツ・レクリエーション活動の推進	0.61	3.02
4-(7)文化・芸術の振興	0.85	2.72
4-(8)交流の振興	0.53	2.13
4-(9)人権教育の推進	0.93	2.81
4-(10)男女共同参画社会の形成	0.87	3.19
5-(1)活力ある商工業の振興	1.30	4.47
5-(3)地域の特色を活かした農水産業の振興	0.64	3.89
5-(5)既成市街地の趣あるまちづくり	1.28	4.75
5-(6)南部地域の資源を活かした環境づくり	0.64	3.57
6-(1)コミュニティの育成	0.85	2.56
6-(2)協働のまちづくり	0.97	2.86
6-(3)合理的な行政運営の推進	0.67	4.31
6-(4)効率的な財政運営の推進	0.76	4.26

4 宇多津町の将来像

宇多津町の将来像については、「保健・医療・福祉の充実した、人にやさしい健康・福祉のまち」の割合が61.6%と最も高くなっています。次いで「子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち」(46.6%)、「快適で安全・安心な居住環境の整備を優先する快適住環境のまち」(38.7%)、「美しい自然環境や景観を誇れる環境保全のまち」(36.4%)の順となっています。

性別では、男性は「企業誘致や地場産業の振興による商工業のまち」の割合が女性を大きく上回っています。女性は男性に比べ「保健・医療・福祉の充実した、人にやさしい健康・福祉のまち」「子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち」などの割合が高くなっています。



全体的にはどの年齢層でも「保健・医療・福祉の充実した、人にやさしい健康・福祉のまち」が高い割合となっていますが、その中では、30代で「子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち」が高くなっています。50代や70歳以上で「歴史的遺産や地域の美しい景観を大切にし、まちづくりに活かす歴史・景観のまち」、70歳以上で「美しい自然環境や景観を誇れる環境保全のまち」の割合がそれぞれ高くなっています。

単位 (%)	さ保健 しい・ 健康・ 福祉 の充 実し た、 人 に や	が子 育て 環 境 や 子 育 て ・ 教 育 の ま ち	優先 する 快 適 ・ 安 心 な 居 住 環 境 の 整 備 を	全の 美 しい 自 然 環 境 や 景 観 を 誇 れ る 環 境 保	業企 の業 誘致 や 地 場 産 業 の 振 興 に よ る 商 工	のシ 域 資 源 を 活 用 し 、 観 光 ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン や 交 流 事 業 を 進 め る 観 光 ・ 交 流	のに し、 ま ち づ く り に 活 か す 歴 史 ・ 景 観	歴史的 遺産 や 地 域 の 美 しい 景 観 を 大 切 に し、 ま ち づ く り に 活 か す 歴 史 ・ 景 観	住 民 と 行 政 と が 協 力 し て ま ち づ く り を	が生涯 学習 や 生涯 学習 ・ 文 化 の ま ち	ルA I、 IoT や DX の 推 進 な ど デ ジ タ ル 技 術 を 活 か し た 情 報 化 推 進 の ま ち	ま農 林 業 を 中 心 と し て 発 展 す る 農 林 業 の ま ち	そ の 他
全体(N=833)	61.6	46.6	38.7	36.4	19.4	18.6	18.1	11.4	10.3	10.2	2.2	2.4	
【年齢別】													
29歳以下(n=102)	53.9	66.7	39.2	31.4	20.6	20.6	13.7	9.8	11.8	9.8	2.0	3.9	
30代(n=150)	59.3	74.0	36.7	28.0	18.7	16.0	12.0	7.3	6.0	15.3	2.7	2.0	
40代(n=165)	59.4	56.4	30.3	38.2	21.2	19.4	15.2	7.9	8.5	15.8	1.2	2.4	
50代(n=180)	65.6	30.0	43.9	36.1	25.0	20.0	23.3	16.1	11.1	7.8	3.3	1.7	
60代(n=85)	67.1	40.0	42.4	37.6	21.2	15.3	17.6	3.5	15.3	7.1	1.2	2.4	
70歳以上(n=145)	63.4	17.9	40.7	46.2	10.3	20.0	24.8	20.0	12.4	3.4	2.1	2.8	

【2】宇多津町住民ワークショップからみた住民ニーズ

1 宇多津町住民ワークショップの概要

	第1回	第2回	第3回
開催日時	令和4(2022)年 11月12日(土) 14:00~16:00	令和4(2022)年 11月26日(土) 14:00~16:00	令和4(2022)年 12月10日(土) 14:00~16:00
参加人数	29名	26名	27名
テーマ	ワークショップ及びSDGsについての勉強会及び宇多津町の強み・弱みの抽出	「魅力(強み)を更に魅力的にするため」、「課題(弱み)を魅力(強み)に変えるため」の解決策の提案	宇多津町版SDGsの提案
主な内容	パワーポイントによる勉強会及びワークショップの実施	ワークショップの実施	
参加条件	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳から満18歳以上の住民の方 1,000人 を無作為で抽出 ・以上の条件を満たす方で3回とも参加できる方 		

- ワークショップに出された意見は、第7章の「【4】住民ワークショップからみた課題」の中で一体的に記述しています。

【1】全国的な時代の潮流からみた課題

1 ウイズコロナからポストコロナ社会に向けた新しい生活様式の在り方

- 本町では、この4年間、新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守る取組、具体的には、希望者全員へのワクチン接種の推進、物価高騰による住民負担を減らす経済支援等を進めてきました。今後は、このような町独自の取組を踏まえて、短期的には5類に移行した新型コロナウイルス感染症と共存しながら、通常 of 社会経済活動を続ける「ウィズコロナ社会」への対応、さらには、中長期的には新型コロナウイルス感染症が社会に存在することを前提に新しい生活及び経済活動様式で社会を回していく「ポストコロナ社会」への対応が必要です。

2 地域共生社会の実現に向けた持続可能な地域コミュニティの再生

- 本町においても自治会加入率の低下、新都市地域と旧市街地・南部地域との住民同士の交流の希薄化等、地域コミュニティの脆弱さが露呈し、結果、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として、全ての住民が寄り添う地域共生社会実現の基盤が揺らいでいます。
- 住民と行政が、共通の認識を持ってまちづくりに取り組めるコミュニティの育成、住民活動の支援を通して地域共生社会の実現に向けた持続可能な地域コミュニティの再生を図る必要があります。

3 多文化共生社会への対応

- 本町は県下でも外国人住民の割合が高く、年々その人口も増加し多国籍化しており、外国人の新たな視点や多様性を生かした地域の活性化、災害時の対応やグローバル化への貢献が一層期待されています。今後は、それぞれの文化を認め、外国人住民にも住みやすく、快適に暮らせる環境を整えることが必要です。
- そのため、外国人住民との交流の場を行政や地域が設け、地域への参画を促進することが必要です。

4 線形経済（リニアエコノミー）から循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換

- 本町の商業振興においては、物価高騰の影響を受けている地域経済の活性化、町民への購買支援、地域経済へプラス効果をもたらせているプレミアム商品券の発行額の増額等を循環経済への転換を念頭に、引き続き取り組んでいく必要があります。
- 商工業全体としても、創業支援セミナーの開催や補助金の交付等により起業する方々への支援も引き続き取り組む必要があります。

5 安全・安心への意識の醸成

- 本町に影響の大きい南海トラフ巨大地震の今後 30 年以内の発生確率が 70～80%と高まっており、指定避難所の環境整備等、地域防災力の向上、「自助」「共助」による自主防災組織の育成強化等、防災・減災対策の強化が必要です。
- 本町においては、スマートフォン等、情報通信機器の機能拡大による SNS 等のコミュニケーションツールの急速な普及、利用者の年齢層の拡大を背景にした犯罪、詐欺事件等に、高齢者や子ども、若者が被害者及び加害者となる事案も想定されることから、対策の検討が必要です。

6 社会全体のDX推進等、デジタル化への対応

- 本町では、新型コロナウイルス感染症への対応において地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が見えてきました。こうしたデジタル化への課題に対処するとともに、新たな日常の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進が必要です。
- そのため、令和5（2023）年度からデジタル推進室において本町の自治体DXの推進体制を整備し、AI、IoT等の先端技術やデータ活用などデジタルの力を最大限に活かした住民目線の持続可能な新しいまちづくりが必要です。

7 地球環境や気候変動への関心の高まり

- 本町の環境保全対策としては、地域住民等の参加によるクリーン作戦、不法投棄防止対策等を実施しています。ポイ捨てや不法投棄は減少してきているものの、今後のごみの増加等を想定して行政と住民、企業がより一層連携した環境保全対策を実施していく必要があります。
- 地球環境や気候変動への関心の高まりに対応して、耐震性貯水槽や雨水貯留槽の設置、マンホールトイレの設置等に取り組んでいますが、今後も継続した取組が必要です。
- 町内全域を対象とした広報啓発活動の実施や、排出時の住民への指導を通して、ごみの減量化・資源化及び再生利用の促進、分別収集や資源化に対する住民意識の高揚を図るなどリサイクルの推進に努めています。今後は、可燃ごみや不燃ごみへの資源物混入、外国人定住者への分別指導、資源ごみ細分化に伴う住民への周知等に対する広報やごみパンフレットを通じた啓発を強化していく必要があります。

8 脱炭素社会（カーボンニュートラル）への転換

- 本町では、令和3（2021）年9月に「宇多津町ゼロカーボンシティ宣言」を行い、計画策定や太陽光発電システムのポテンシャル調査を実施するなど脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。
- 今後は、行政と事業者、住民が一体となったゼロカーボンシティ実現に向けた具体的な取組を進めていく必要があることから、次世代を担う児童・生徒への教育、町内の事業所や住民に向けた普及啓発と意識の醸成等を図る必要があります。

9 SDGsへの対応

- 第2次総合計画のそれぞれの施策に対しては、SDGsの17の持続可能な開発目標に整合した取組が必要です。

【2】宇多津町の現状からみた課題

- 令和2（2020）年の国勢調査では、それまで増加を続けていた人口は一転減少に転じています。人口減少をどのように抑制していくかは、「生産年齢人口」の中心であり、本町の経済活動や少子化対策の要となる30歳代、40歳代の定住が課題となっています。
- ここ2年間、町外への転出者数が町内への転入者数を上回る転出超過傾向にあり、特に20代前半の転出が顕著です。今後は、20代前半の進学・就職環境を整えるとともに、30歳代、40歳代の町出身者のUターンや県内外からの転入者の増加が必要です。そのためには、「第2期宇多津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」にあげられた施策に具体的に取り組むことが必要です。
- 居住用地が飽和状態となっている「新宇多津都市」は、それまでの人口増加傾向から令和2（2020）年には人口減少に転じています。また、「既成市街地」は人口減少、「南部地域等」は緩やかな人口増加となっており、それぞれの市街地の状況に応じた移住・定住のための住環境の整備が必要です。
- 世帯構成について平成22（2010）年から令和2（2020）年までの推移でみると、「単身世帯」は増加しており、特に65歳以上の高齢者単身世帯の増加に対しては、注力した取組が必要です。

【3】町民アンケートからみた課題

- 人口減少に転じた中、町の重点施策として取り組んでいる「児童福祉」「幼児教育」等、子育て関連施策についての町民の位置付けは、共に、「今後のまちづくりにおける重要度も満足度も高く、現時点での満足度の水準を維持していくことが必要な施策」として位置付けられており、今後とも町民の満足度を下げない取組が必要です。
- 町出身者のUターンや県内外からの転入者を増やすためには、安心して住める住環境の整備が不可欠です。本町の土地利用の核となる「市街地形成・整備」「新宇多津都市の活力ある市街地づくり」は「今後のまちづくりにおける重要度も満足度も高い施策」となっており、市街地整備による活性化も今後重要な取組となっています。
- これらの取組を持続可能な施策として進めていくためには、地域や町民との協働は重要な取組です。「協働」に対する意識では、「コミュニティの育成」「協働のまちづくり」はともに、「今後のまちづくりにおける重要度も満足度も低い施策」となっており、協働の目的やニーズを再確認する必要があります。
- 宇多津町の将来像については、「健康・福祉」「子育て・教育」「快適住環境」「環境保全」を含むキーワードが重要です。

【4】住民ワークショップからみた課題

1 健康・福祉

- 育休取得社員がいる企業へ補助金を出すなど出産・保育等、子育て中で勤務時間に制限のある人への支援を検討する必要があります。
- 妊産婦だけでなく、子育てしている両親の悩みや不安を取り除く、多くの人が気軽に集まれる場所や細かな相談ができる体制の整備が必要です。

2 産業生活基盤

- 町内にIT業種を受け入れる施設やスペースの確保が必要です。
- 人口減少問題に対応でき、町の活性化に寄与する基幹産業の検討が必要です。
- リモート勤務やオンライン会議の設備等、企業が多様な就労に対応できるための支援が必要です。
- アイデアや技術を持っている人と既存の会社との交流会をするなど、若年者が楽しく就労できる環境づくりを検討する必要があります。

3 安全・安心・コミュニティ

- ハザードマップや不審者、イノシシ情報などが一体化されたツールが求められています。
- 誰でも参加しやすいイベントを定期的で開催するなど新都市側のコミュニティ形成の支援を図る必要があります。
- 実際に歩いて危険なところを探すなど子どもたちの目線でハザードマップをつくる必要があります。

4 教育・文化

- 学校に通えない子どもや悩みを持つ子どもなどの居場所づくりを検討する必要があります。
- 住民ニーズを踏まえた幼児向け教育機関の充実が必要です。
- 宇多津の文化（塩づくり、古代米等）を体験、学べるイベントを検討する必要があります。
- お祭り等を通して年代を超えて交流することができる環境づくりが必要です。
- 本町の特性を踏まえたマリンスポーツ等、体を動かせるスポーツの導入を検討する必要があります。
- ユープラザうたづでアートなどに触れる機会や展示等で住民が参加できる機会の創出を図る必要があります。
- どの国の人が見ても理解できる標識等、多文化共生を受け入れる環境づくりを進める必要があります。

【5】前総合計画後期基本計画の評価からみた課題

以下は、前総合計画後期基本計画の評価からみて特に指摘される諸課題について整理しています。

基本目標1 少子・高齢化に対応した健康福祉のまち

すべての住民が健康なまちづくり

- 新型コロナウイルス感染症の影響により健康に関する各種講演会や健康教育、住民向けの料理教室等が開催できない状況にありましたが、今後はポストコロナの視点から健康づくりを推進する必要があります。
- 健康づくりに関わる各種団体活動についても、ポストコロナの視点から活動の在り方を検討する必要があります。
- 働き世代の検診受診に対する電話や対面による相談については、時間や曜日の選択肢を広げる必要があります。

心で支える福祉のまちづくり

- 放課後児童クラブのニーズが増加しており、受け入れ学年の延長や、クラブの増開設等の検討が必要です。

基本目標2 だれもが快適に安心して暮らせる生活基盤の整ったまち

住みよい生活基盤づくり

- 現計画で示されている土地利用が停滞傾向にある沿道商業拠点の土地利用の促進とともに、定住促進ゾーンの土地利用イメージの明確化が必要です。
- 重点区域内（古街エリア）における戸建て住宅の建て替えが増加傾向にあり、制度の周知、啓発により景観形成気運を高める必要があります。
- 初期投資によって得た効果を長く享受でき、道路の良好な状態を保つことができる道路の長寿命化を引き続き推進する必要があります。
- 宅地化の進行による内水氾濫対策等を引き続き検討する必要があります。
- 平成以前に建設された町営住宅は年々老朽化が進んでいる状況であり、居住機能の低下や安全面から適正な住宅への移転等、管理運営の継続した検討が必要です。
- 老朽化した家屋と安全を維持するという意識が低下している状況から、耐震改修の必要性等の周知を徹底する必要があります。
- 空き家対策については、各課との連携体制の確立や専門家との連携協定の締結等により、効果的な対応が可能となったことから、さらに制度を含め空き家対策の周知、啓発を通して空き家の適正な管理・活用を図る必要があります。
- 「橋梁長寿命化修繕計画」は橋梁の修繕が中心であることから、舗装に関しては別途計画を行う必要があります。

住みよい快適環境づくり

- 水道施設については、香川県広域水道企業団との連携のもと、老朽化が進む水道施設の更新、発生が予想されている南海トラフを震源とする巨大地震への対応、頻発する渇水への対応等が必要です。
- 公共下水道については、施設の効率的な維持管理を行うとともに、地震被害の軽減のための施設の耐震化、下水道ストックマネジメント支援制度に基づく施設の改築・更新等による延命化に引き続き取り組む必要があります。
- 用地交渉等を背景に事業進捗が順調とは言えない鴨田川改修については、県への要望を継続して行う必要があります。
- 現在、河川・海岸に親水空間が形成されていないため、親水空間の環境整備に努める必要があります。
- 老朽化が進んでいる公園施設の補修、更新とともに、障害の有無や国籍等の違いに関わらず、誰もが利用しやすい公園の整備を引き続き進める必要があります。
- 公園の適正な維持管理を継続するため、住民団体の協力による公園の美化、植栽管理等に努める必要があります。併せて、団体の高齢化が進んでいる中、世代交代時の支援も行っていく必要があります。
- 公園でのごみのポイ捨てや犬のフンの放置、遊具への落書き、トイレ詰まり等があることから、公園を適正に維持管理するための住民意識の向上が必要です。

基本目標3 豊かな自然の中で安全・安心に暮らせるまち

安全で安心なまちづくり

- 消防団員が定数を下回っている状況であり、消防団員の人員確保に加え、機能別団員制度等導入の検討及び災害時における移動系無線や空気ボンベ等の資機材の充実に努める必要があります。
- 各自主防災組織における訓練の有無や意識の違いが大きく、今後のポストコロナへ向けた住民の防火・防災意識の醸成が必要です。
- 自治会がない地域における自主防災組織の結成は、なかなか進んでいない状況です。今後とも自主防災組織の重要性等を周知し、結成を促す必要があります。
- 自治会単位等の地区防災計画、避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定が必要です。
- 交通事故を誘発する危険箇所については交通事情が常に変化しているため、その都度変わることを踏まえた対応が必要です。
- 交通安全教室等への対応として、具体的な事故の状況等、広報内容の充実が必要です。

自然と共生する生活環境づくり

- 公害発生時における関係機関と連携した発生源対策の調査・指導を推進する必要があります。
- 広報や学校での環境学習等で一定の成果は出ているものの、持続可能な循環型社会の構築に向けて、3Rの更なる推進が必要です。
- 家庭ごみの有料化等によるごみ減少効果の維持、再資源化への意識の更なる向上によ

り、今後、ごみの総排出量は減少基調となると考えられますが、更にごみを減らすためには、ごみの発生抑制に関する普及、啓発を継続する必要があります。

基本目標 4 子育て・教育・交流の充実したまち

地域で子どもを育てる体制づくり

- 令和5（2023）年4月1日からの教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律に基づき、今後、任命権者である教育委員会は、研修の受講奨励の推進を図る必要があります。
- 学校のICT機器の整備を通じたGIGAスクール構想の継続的な推進に努める必要があります。
- 学校・家庭における生活習慣の健全化に向けての食生活の指導、改善に努める必要があります。
- 町連携協議会における研修会等、教職員のスキルアップを図るための研修会の継続実施が必要です。
- 地域学校協働本部による地域コーディネーターを中心とした学校・家庭・地域が一体となった子どもを育てる活動の充実を図る必要があります。
- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を開催し、学校と地域住民が連携して学校運営に継続して取り組む必要があります。
- 地域団体の高齢化、新規加入者の減少等に対応できる地域教育力の向上が必要です。
- 青少年教育における家庭教育については、今後事業の充実が必要です。
- 放課後子ども教室については、活動の目的について学校側へ周知することによって、各小学校内の施設を使用する事への理解と協力が必要です。

多様な交流機会の創出

- 指導者の高齢化に対応した伝統文化の継承支援が必要です。
- 町の文化財専門員の不在に対応した文化遺産の適切な管理・把握への対応が必要です。
- 地域に根ざした住民レベルでの国際交流を進めていくためには、国際交流活動を推進するための人材の確保と育成が必要です。
- 学校においては外国にルーツがある児童生徒の日本語指導の実施や指導員の派遣を行うなど一定の成果をあげており、今後とも継続的な取組が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で中断している中学生の海外派遣等については、今後の協議が必要です。
- 町には、習慣や文化の違いから、ごみの分別等の日常生活上のルール、交通ルールがわからない等の外国人住民は増加傾向にあり、日本語学習環境の整備や地域住民との交流の推進が必要です。
- 新宇多津都市や古街といった場所でのイベント等についてポストコロナに対応した開催が必要です。
- 新宇多津都市の住民と県道33号線より南側の住民（主に古街や南部の住民）との交流が希薄であり、両地域の交流を促進させる必要があります。
- 「四国水族館」は、町の面的な中心拠点として交流人口増加に寄与しており、今後は公

園内の他施設や周辺商業施設等との連携を図り、新都市の活性化を促進して行くことが必要です。

人権尊重のまちづくり

- 人権についての広報活動については、企業の人権・同和問題の正しい理解・啓発が必要であり、研修会等の継続実施が必要です。
- 現在でも職場での男女格差の状況が見られることから、雇用条件や就労環境の改善等、企業に向けての啓発活動が必要です。
- 配偶者等からの暴力の相談業務は町相談支援センターで行っていますが、アンケート結果からは暴力を受けた人の約4割はどこにも相談していない状況であることから、それらへの対応が必要です。
- 男女共同参画の視点から町の審議会等、委員への女性参画の継続した促進が必要です。

基本目標5 地域の特色を活かしたにぎわいのあるまち

産業創造のまちづくり

- 町が商工会・金融機関と連携し、創業支援セミナーの開催や創業支援補助金の助成を行っていますが、後継者問題を含む企業への支援策の深度化が必要です。
- 歩いて暮らせる集約型まちづくりは難しくなっており、産業活性化の視点から公共交通なども活用したまちづくりが必要です。
- 観光振興の要である四国水族館と既存施設との連携が弱いため、四国水族館を含めたイベントの開催や、既存施設の連携を促進し、町内全域の住民や観光客の交流を図ることが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止や規模縮小等により町のイメージ向上と誘客ができていないことから、今後はポストコロナに対応したイベントの創出、充実を図っていくことが必要です。
- 町の情報発信については、パンフレットの設置だけでなく、インターネット等による情報発信等、ターゲットに合わせた情報提供が必要です。
- 観光振興推進のためポストコロナに対応した住民、事業者、関係団体、行政などが連携、協働した観光振興のための協力体制構築の促進が必要です。
- 昔から続くイベントにおける実施主体や協力者の高齢化を背景にした、モチベーションの維持やイベント運営を担う若い世代のイベント参加促進が必要です。
- 耕作放棄地の解消に向けた農地を借りたい人と貸したい人とのマッチングを行う農地中間管理事業における借受けを希望する者が少ないミスマッチへの対応が必要です。
- 本町漁業の実態を踏まえた養殖等、新たな漁法の導入の検討が必要です。

活力ある地域の形成

- 宿泊施設として稼働している「古街の家」に対しては、宿泊者向けの追加提案や、当施設を見学するなど、古民家を軸とした賑わい創出を改めて検討する必要があります。
- 空き家バンクについては、マッチング制度の情報発信を継続することで、所有者の意識が変わった際に受け皿となれるような体制を維持する必要があります。

- 移住・起業を要件とした空き家改修等の補助制度の活用に向けた制度周知に努める必要があります。
- 現居住者向けのリフォーム支援制度導入の検討が必要です。

基本目標6 計画推進の体制づくり

住民参画のまちづくり

- 既存のホームページ、SNS等、多様で、積極的な行政情報の発信手段を更に充実させ、閲覧者や登録者の増加を図る必要があります。
- 住民意向の反映のための住民の意見等を収集する手段としては、主に目安箱やホームページの問合せがありますが、いずれも一定程度の限界があり、気軽に意見を集約する方法の確立が必要です。
- 「こんにちは町長室」「出前座談会」については、貴重な意見を集約する場としてポストコロナに対応した積極的な周知が必要です。

効率的な行財政運営の推進

- 行政機構として現状、従来型の窓口運用を行っていますが、更なる効率化が求められており、オンライン手続等、合理的な行政運営を図っていく必要があります。
- 現在、双方向の情報共有手段として、目安箱、ホームページの問合せ等がありますが、今後、リアルタイムでの情報（写真や位置情報等も用いて）が共有できる方法の検討が必要です。
- 全国的に自治体DXが進められる中、本町でもデジタル推進室を中心に積極的なDXを進めていくことが必要です。
- オンライン手続についても、さらなる拡充とともに、住民への積極的な周知を進め、オンライン手続を浸透させていくことが必要です。
- ポストコロナへの対応として、オンラインを含めた研修受講を推進し、広い視野と自ら考え行動できる意欲を持った自立した職員の育成が必要です。
- 町税の徴収率の向上についてもDXの推進で業務の効率化を図る必要があります。
- 「受益者負担」の適正化により、税負担との公平性が確保できることが必要です。
- 自主財源の確保のためDXの推進等により税率の向上、企業誘致・企業再生等が必要です。
- 行政評価については、今後、ポストコロナに対応した外部評価の再実施が必要です。
- 中期財政計画等による持続可能で計画的な行財政運営が必要です。

第2部 基本構想

【1】基本方針の背景

第1次総合計画後期基本計画の最後の数年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、住民をとりまく社会経済環境は大きく変化し、現在もその変化は続いています。

このような状況下、令和2（2020）年の国勢調査では、それまで増加を続けていた人口は減少に転じており、人口減少・少子高齢化社会への対応が求められています。

人口については、今後、増加に転じるには厳しい状況が予想されることから、町出身者のUターンや県内外からの転入者が安心して就業し、子育てできる環境づくりに対する取組が必要です。

本町は子育て世代を中心に移住・定住促進のための新婚世帯への家賃補助事業、不妊治療に関わる町独自の助成制度、出産祝金の創設、18歳以下まで医療費無償化、奨学金返済補助等の支援及び子育て支援拠点施設「南部すくすくスクエア」の開設等、これまで様々な子育て支援に取り組んできました。

町民アンケート調査によれば、人口減少に転じた中、町の重点施策として取り組んでいる子育て関連施策についての町民の位置付けは、「児童福祉」「幼児教育」はいずれも、「今後のまちづくりにおける重要度も満足度も高く、現時点での満足度の水準を維持していくことが必要な施策」として位置付けられており、今後とも住民の満足度を下げない取組が求められています。

一方、町出身者のUターンや県内外からの転入者を増やすためには、安心して住める住環境の整備が不可欠です。

また、新宇多津都市の居住用地は飽和状態となっているものの、町民アンケート調査によれば、本町の土地利用の核となる市街地形成関連施策では、「市街地形成・整備」「新宇多津都市の活力ある市街地づくり」は「今後のまちづくりにおける重要度も満足度も高い施策」となっており、市街地整備による活性化も今後重要な取組となっています。

さらに、町出身者のUターンや県内外からの転入者を増やすためには、まちの賑わいの創出も欠かせません。

賑わいの創出については、四国水族館の集客施設としての機能強化、歴史や文化に彩られた町南部の「古街」エリアの魅力発信等の課題が考えられます。

また、上記の取組を持続可能な施策として進めていくためには、地域や住民との協働は重要な取組です。

町民アンケート調査によれば、「協働」に対する意識では、「コミュニティの育成」「協働のまちづくり」はともに、「今後のまちづくりにおける重要度も満足度も低い施策」となっており、協働の目的やニーズを再確認する必要があります。

【2】基本理念と将来像

1 基本理念

第2次総合計画に取り組んでいくためには、本町においてはじめての人口減少という状況や短期的には新型コロナウイルス感染症への対策と社会経済環境の維持を両立させた「ウイズコロナ社会」、中長期的には新型コロナウイルス感染症をはじめとして様々な感染症との共存を前提とした社会経済環境の在り方を示す「ポストコロナ社会」を前提とした10年後の安全・安心な我が町のあるべき姿を明確にしておく必要があります。

そのため、まず、本町で手厚く取り組み、国も今後重要な取組として位置付けている子育て支援対策を引き続き、強固に進めたいと考えます。

その上で、若年層、特に新婚世帯を中心に町出身者のUターンや県内外からの転入増を図るための居住環境の整備や就労機会の創出等を改めて見直したいと考えます。

さらに、町出身者のUターンや県内外からの転入者にアピールできる「賑わいづくり」が必要であり、「近き者悦び 遠き者来たる」の考え方を踏まえ、県内外から集客できる既存・新規含めた観光施設の整備等に取り組んでいきます。また、これらの取組を確実に実行していくためには地域や住民との協働は欠かせません。

そこで、第2次総合計画における今後のまちづくりの大切な目的を示す「基本理念」として、以下の3つを示します。

【基本理念】

●宇多津の財産であり、宇多津の将来を担う人財を育てる

宇多津で生まれ、育ちそして学び、働く若者、町外で生まれても宇多津に交流・関係を持ち、宇多津に移住し、定住する人たちは、これからの宇多津の財産となり、将来を担う町民として大切に育て、見守っていきます。

●活気があり、誰でも温かく迎え入れる、住んでみたい宇多津を創る

新宇多津都市や古街等、本町の個性を形成する市街地の活性化は町の賑わいの要であり、海、山に囲まれた安全に快適に安心して暮らせる生活環境と相まって、誰でも温かく迎え入れることができる真に住んでみたくなる町の創出に努めます。

●人と人との思いやりと地域の自主・自立が宇多津の協働を形づくる

将来を担う人財を育て、真に住んでみたくなる町となるためには、地域住民の温かい思いやりが欠かせません。そのためには地域のコミュニティの醸成とみんなで自らまちづくりに関わるといった協働の精神の醸成が必要であり、そのための取組を積極的に進めます。

2 将来像

以上のような基本理念に基づき町が10年後に実現すべき姿、「将来像」を「人生120年※ 賑わいと思いがやりが紡ぐ 日本で一番住みやすい町 うたづ ～「近き者悦び 遠き者来たる」 みんなでつくる我が町～」と定めます。

※【120年】長寿を祝う節目の年齢にはそれぞれ名前が付けられており、120歳の節目は「大還暦」と呼ばれている。

将来像

人生120年 賑わいと思いがやりが紡ぐ
日本で一番住みやすい町 うたづ

～「近き者悦び 遠き者来たる」 みんなでつくる我が町～

3 基本目標

本町の将来像を実現するために、前計画も踏まえ、以下の6つの「基本目標」を設定しました。

〔基本理念〕

- 宇多津の財産であり、宇多津の将来を担う人財を育てる
- 活気があり、誰でも温かく迎え入れる、住んでみたい宇多津を創る
- 人と人との思いやりと地域の自主・自立が宇多津の協働を形づくる

〔将来像〕

人生120年賑わいと思いがやりが紡ぐ 日本で一番住みやすい町 うたづ
～「近き者悦び 遠き者来たる」 みんなでつくる我が町～

〔基本目標〕

基本目標1 安全・安心に暮らせるまちづくり

基本目標2 すべての人に優しい健康・長寿のまちづくり

基本目標3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり

基本目標4 活気・活力・賑わいのあるまちづくり

基本目標5 だれもが快適に暮らせるまちづくり

基本目標6 住民目線で一緒に創る町民主体のまちづくり

6つの「基本目標」ごとの目的を達成するための施策の大綱（基本的な施策の方向性）を以下に示します。

基本目標1 安全・安心に暮らせるまちづくり

【関連施策分野】

防災 防犯 消費者保護 交通安全 ポストコロナ社会 等

- ◆ 行政の最大の使命は、頻発する地震等の自然災害対策、住民の日常生活を脅かす多様化する犯罪への対応や交通事故等への発生抑止、新型コロナウイルス等の新しい感染症への対応等、「住民の生命と財産」を守ることです。
- ◆ 東日本大震災や熊本地震等、国内においては大雨、台風、地震による大規模な災害が発生し多くの人命や家屋等に被害が生じています。このような中、我々に影響の大きい南海トラフ巨大地震は今後30年以内の発生確率が70～80%と高まっています。
- ◆ このような大地震をはじめ、台風や集中豪雨等の自然災害に備えるため防災・減災対策の充実強化を図り、安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組みます。
- ◆ 具体的には災害発生時の確実な情報伝達の維持、指定避難所の環境整備、災害時に自力避難が困難な高齢者・障害者に即した避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の策定等を踏まえた避難体制の確立、災害時での「自助」「共助」を中心とした自主防災組織の充実強化等に努めます。
- ◆ 防犯対策では、青色防犯パトロールカーや警察等との連携による夜間防犯パトロールを町内全域で実施します。併せて、防犯カメラや防犯灯の整備を推進します。
- ◆ SNS等のコミュニケーションツールの急速な普及やスマートフォン等、情報通信機器利用者の年齢層の拡大を背景にした詐欺事件や、子どもや若者が被害者となる事案への対応も学校・家庭・警察等との連携により推進します。
- ◆ 交通安全対策では、交通安全施設の点検や整備をはじめ、警察等との連携によりハード・ソフトの両面で対策を強化します。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症と共存しながら、通常の世界経済活動を続ける「ポストコロナ社会」での状況を注視しつつ、必要に応じて総合的な対策を推進していきます。

基本目標2 すべての人に優しい健康・長寿のまちづくり

【関連施策分野】

保健 医療 福祉全般 社会保障 等

- ◆ 「保健」「医療」「福祉」を総合的にとらえ、住民一人一人の自立した健康づくりの支援に取り組みます。また、高齢者や障害者が生きがいや目標を持って暮らせる環境づくりやノーマライゼーションの理念に基づく地域での助け合いの強化等、全ての人に優しい健康・福祉のまちづくりを目指します。
- ◆ 予防接種事業では、新たに高校受験を控えた中学校3年生の子どもたちのインフルエンザや乳幼児を対象としたおたふくかぜのワクチン接種の助成を町独自の施策として実施しました。さらに、令和4（2022）年度から積極的勧奨を再開したHPVワクチンの接種についても引き続き推進します。
- ◆ 令和4（2022）年度から高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施していますが、医療費の高額化や完治までの本人の生活に対する不自由さが課題となっており、高齢者が要介護状態にならず健康で自立した状態を少しでも長く維持できるよう国の地域活性化起業人制度を活用し、「日本一転ばないまちづくり事業」を実施します。

基本目標3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり

【関連施策分野】

子育て 幼児教育・保育 学校教育 生涯学習 人権 多文化共生 等

- ◆ こころ豊かな人づくりに向け、各世代の教育の充実や教育機関相互の連携を強化し、家庭・学校・地域のより緊密な連携を図り、子どもから高齢者までの全ての人々が自己実現できる環境づくりに取り組みます。
- ◆ 子育てについては、国・県の交付金を活用し、出産・子育て支援事業として、出産育児関連用品の購入費等の経済的支援を行うとともに、妊娠届時より妊婦や低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実します。併せて、町独自の施策である出産祝金事業も引き続き実施します。
- ◆ 核家族化が進み、地域のつながりが希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭も少なくありません。経済的支援とともに、安心して出産・子育てができる環境整備等、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を実施し、少子化対策をより一層充実していきます。
- ◆ 共働き世帯のニーズが高い放課後児童クラブの直営での運営を行うとともに、民間のクラブ運営に対する補助も引き続き行います。併せて、子どもの居場所づくりや子どもの貧困対策としての「子ども食堂」の充実に努めます。

- ◆ 子育て支援・交流施設として令和4（2022）年に開館した南部すくすくスクエアに遊具を整備しました。子どもがより楽しい時間を過ごせる施設整備に引き続き取り組みます。
- ◆ 小中学校に入学する児童生徒の保護者に対する経済的支援を行う新入生制服等購入費助成事業や、大学等を卒業し町内に住所を有する方への経済的支援を行う宇多津町定住者大学等奨学金返還支援補助金事業に引き続き取り組みます。
- ◆ 学校教育では、少子高齢化と社会のグローバル化の進展という課題の中、学習指導要領の基本的な考え方を踏まえた第4次宇多津町教育連携により幼・保・小・中学校の一体的な教育の取組が図られるよう事業展開します。
- ◆ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や地域学校協働本部を通じて、学校を核とした地域との協働連携や地域に開かれた園・学校づくりを推進するとともに、地域の活性化に努めます。
- ◆ 生徒数が減少する中、国が推進する部活動の地域移行の取組については、モデル事業を通して今後の推進について検討するとともに、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や地域学校協働本部での議論も進めます。
- ◆ 建築から30年以上経過している宇多津北小学校の大規模改修や社会教育施設のユープラザうたづの災害に強い施設の整備に努めます。
- ◆ 人権擁護に関しては、本町では、令和4（2022）年4月にパートナーシップ宣誓制度を導入しており、多様性への理解が進むよう啓発の充実に努めるとともに、人権教育・啓発に関する基本計画に基づき「障害者差別解消法」や「LGBT理解増進法」等の理念を踏まえ、人権を尊重した住み良い社会の実現に向けた取組を推進します。
- ◆ 本町は県下でも在留外国人の割合が高く、年々その人口も増加し多国籍化していることから、在留外国人にも住みやすく暮らしやすい環境を整えるとともに、日本語教室運営補助事業等により、それぞれの文化を認め誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標4 活気・活力・賑わいのあるまちづくり

【関連施策分野】

産業振興 観光振興 雇用 労働 等

- ◆ 本町の地域資源や利便性の良い立地条件を活かした観光振興と起業促進や創業支援等を通じて産業振興に取り組みます。そのうち、商工業振興では、町の商業振興の重要な手段のひとつとして、地域経済の活性化と町内在住の方々への経済的負担の軽減、消費拡大を目的にプレミアム付き商品券の発行を行います。
- ◆ 創業支援セミナーの開催や補助金の交付等により起業を志す方を引き続き支援し、さらなる商工業の振興に努めます。

- ◆ 観光振興では、「四国水族館」の集客力に期待するだけでなく、官民協働による観光施策の推進体制を強化し、町の特色や魅力の発掘、醸成に努め、さらなる知名度の向上や来町者の増加に努めます。
- ◆ 交流人口の増加を促進し、来町者の町内消費による域外からの利益流入とその域内循環の促進による経済活性化と定住人口の増加につなげ、町公式LINEアカウント等のSNSの活用により町内外への効果的な情報発信を促進します。
- ◆ ポストコロナへの対応のもと、観光起点である「うたづ海ホテル」と交流施設である「こめっせ宇多津」の2つの施設を核に古街と新宇多津都市が融合したまちづくりを進めるとともに、周辺施設との連携、「アロハナイト」や「秋の大収穫祭」等、地域活性化を目的としたイベントとの相乗効果等を通して、町全体の面的活性化を推進します。

基本目標5 だれもが快適に暮らせるまちづくり

【関連施策分野】

市街地整備 移住・定住対策 都市基盤整備 脱炭素社会の実現 等

- ◆ 本町は、海、山に囲まれ、古い町並みや寺社が残る古街と新しい街が形成されている新都市があります。まちの特性を活かしながら生活基盤の充実、暮らしやすさを重視した環境づくりに向け、子どもから高齢者までが安全に快適に安心して暮らせる生活環境の整備を進めます。
- ◆ 移住・定住対策では、若者を始めとした活力あるまちづくりを推進するため、引き続き新婚等世帯家賃補助制度、東京圏UJIターン移住支援制度、結婚新生活支援事業及び社宅整備支援事業を実施します。
- ◆ 空き家対策では、「町空き家等対策計画」の基本方針のもと、所有者や地域住民、民間事業者等と連携し、空き家の発生予防から利活用・除却を含めた対策を引き続き進め、空き家の価値を維持した状態での利活用を図る等、空き家の「見える化」を推進します。
- ◆ 空き家に対する固定資産税等の減免、中古住宅診断への補助、ふるさと納税としての空き家管理サービス等の付加価値について検討を進めます。
- ◆ 古民家を再生した「古街の家」、「こめっせ宇多津」、「倉の館三角邸」等を核に、古い歴史・文化の香り高く風情漂う町並みの特性を活かし、生活環境の向上を図り、住民が地域を誇りに思い、愛着の持てる住み良いまちづくりを目指します。
- ◆ 高い交通利便性やコンパクトタウン等の町の特性や魅力をSNS等で効果的に情報を発信し、人口増加に繋げていきます。
- ◆ 道路橋梁事業では、町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁長寿命化工事を進めます。
- ◆ 下水道事業では、雨水ポンプ場老朽化対策の検討等を引き続きストックマネジメント計画に基づき実施します。

- ◆ 環境保全対策としては、ポイ捨てや不法投棄については、引き続き、行政と住民、企業がより一層連携したクリーン作戦等を進めます。
- ◆ ゼロカーボンシティ実現に向けたソフト事業として町内の事業所や住民に向けた普及啓発を行い、脱炭素社会の実現に向けた意識の醸成を図ります。
- ◆ 再生可能エネルギーの利用を推進するため、住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電システムの設置費用に対する補助を引き続き実施します。
- ◆ ごみのリサイクルについては、可燃ごみや不燃ごみへの資源物混入、在留外国人への分別指導、資源ごみ細分化に伴う住民への周知等に対する広報やごみパンフレットを通じた啓発を強化していきます。

基本目標6 住民目線で一緒に創る町民主体のまちづくり

【関連施策分野】

協働のまちづくり コミュニティ 行財政運営 自治体DX等デジタル化等

- ◆ 少子化対策をはじめ、自治体DXの推進等による行財政運営の効率化、SDGsとの整合やLGBTQ等の多様性に満ちた社会の実現において、誰もが等しく尊重され、継続的に共生できるまちづくりを展開します。
- ◆ 住民と行政が、共通の認識を持ってまちづくりに取り組めるようコミュニティの育成、住民活動の支援に努めるとともに、地域・団体・行政との連携強化を図り協働のまちづくりを一層進めます。
- ◆ 町職員の資質向上に努め、行政サービスのさらなる充実を図ります。
- ◆ 限られた財源の中で、さまざまな施策を住民ニーズの高いものから優先順位を定め実行し、最少の経費で最大の効果を上げるよう努め、健全な財政を維持しつつ持続可能で計画的な行政運営を行っていきます。
- ◆ 日常生活の利便性や行政の効率化につながるデジタルファーストの観点から、社会のデジタル化を加速させるため、マイナンバーカードの取得を促進します。
- ◆ デジタル推進室を中心に本町の自治体DXを推進し、AI・IoT等の先端技術やデータ活用等、デジタルの力を最大限に活かし、「デジタルファースト」、「デジタルディバイド」の観点を踏まえ住民目線の持続可能な新しいまちづくりを目指します。

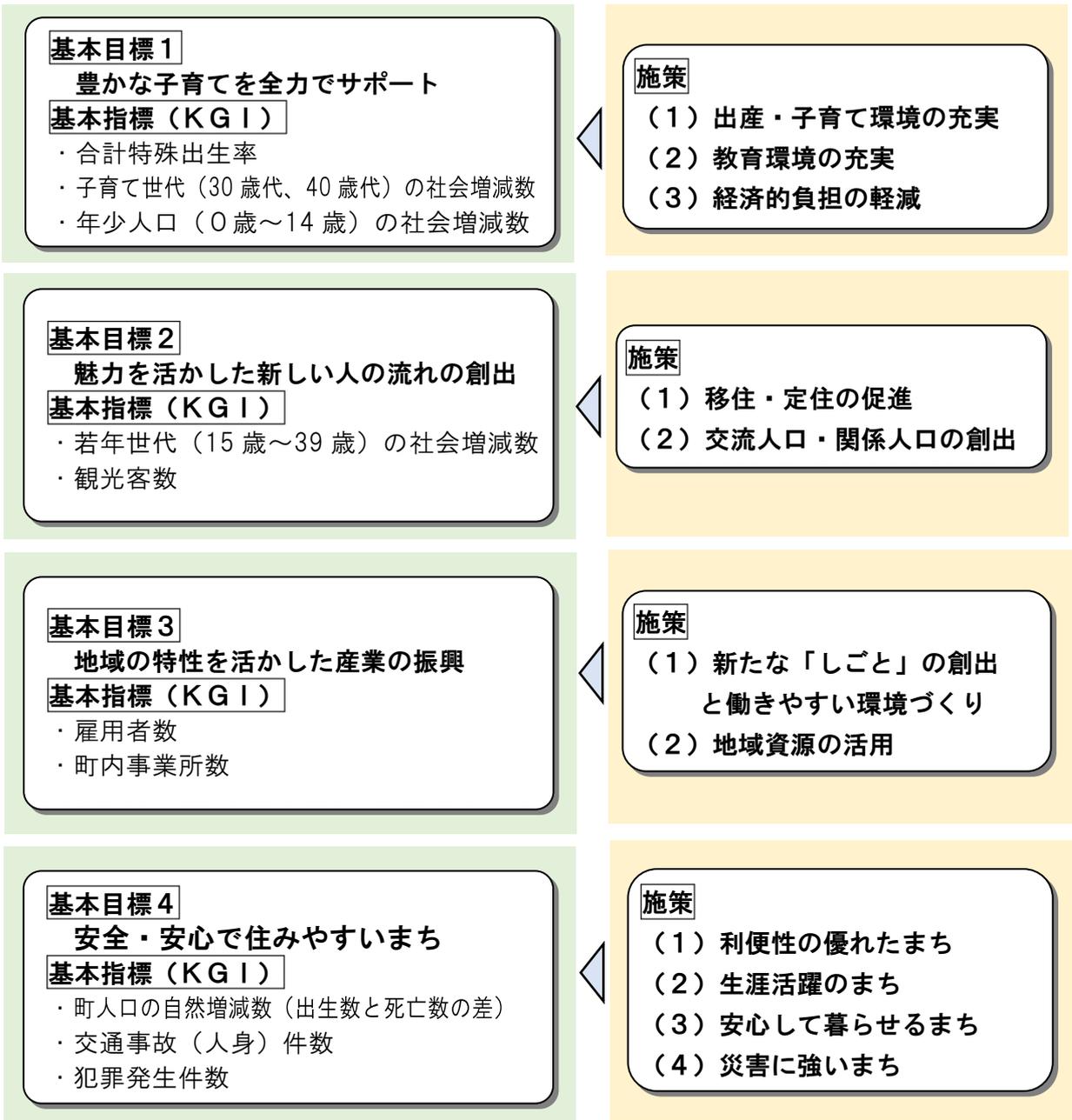
【1】第2次総合計画と総合戦略との整合

国では、東京圏への人口の過度の集中を是正するため、地方において住みよい魅力あふれる環境を築くことにより地方の人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力ある日本社会を維持する、地方創生に資する施策を展開するための計画として、令和元（2019）年12月に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

本町においても、令和3（2021）年3月に令和7（2025）年度を目標年度に「第2期宇多津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

本計画の基本目標と取組施策は以下のとおりです。

【第2期宇多津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標】



「第2期宇多津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で示された4つの基本目標は、第2次総合計画の3つの基本理念に基づき町が10年後に実現すべき将来像、「人生120年 賑わいと思いやりが紡ぐ 日本で一番住みやすい町 うたづ ～「近き者悦び 遠き者来たる」 みんなでつくる我が町～」の重要な部分を具体的な施策として先行的に取り組んでいます。

総合戦略の「基本目標1 豊かな子育てを全力でサポート」との整合

総合戦略の「基本目標1 豊かな子育てを全力でサポート」は、第2次総合計画の「基本目標3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり」の中の、出産・子育てに関わる、ハード・ソフト両面の支援施策、経済的負担軽減への支援施策等、重要な取組を先行的に実施している部分です。

少子化対策の充実にとって、出産・子育てにおける結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援は重点的に取り組むべき施策となっています。

総合戦略の「基本目標2 魅力を活かした新しい人の流れの創出」との整合

総合戦略の「基本目標2 魅力を活かした新しい人の流れの創出」は、第2次総合計画の「基本目標3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり」の文化、交流、「基本目標4 活気・活力・賑わいのあるまちづくり」の観光振興、「基本目標5 だれもが快適に暮らせるまちづくり」の移住・定住対策、市街地整備、都市基盤整備等、多岐にわたる分野で先行的に実施している部分です。

令和2（2020）年の国勢調査で人口減少に転じた本町にあっては、交流人口、関係人口の創出、拡大を通じた移住・定住問題への対応策は重点的に取り組むべき施策となっています。

総合戦略の「基本目標3 地域の特性を活かした産業の振興」との整合

総合戦略の「基本目標3 地域の特性を活かした産業の振興」は、第2次総合計画の「基本目標4 活気・活力・賑わいのあるまちづくり」の産業振興、観光振興で先行的に実施している部分です。

本町の産業振興の要となる創業支援、企業誘致、女性活躍推進等は重点的に取り組むべき施策となっています。

総合戦略の「基本目標4 安全・安心で住みやすいまち」との整合

総合戦略の「基本目標4 安全・安心で住みやすいまち」は、第2次総合計画の「基本目標1 安全・安心に暮らせるまちづくり」の感染症対策、防災・防犯・交通安全対策、「基本目標2 すべての人に優しい健康・長寿のまちづくり」の保健、医療、「基本目標3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり」の多文化共生、「基本目標6 住民目線で

一緒に創る町民主体のまちづくり」のデジタル化の推進、コミュニティの再生等、多岐にわたる分野で先行的に実施している部分です。

中でも、感染症対策についてはポストコロナへの対応等、新しい共存の在り方を示す必要がある施策であるとともに、防災対策は減災と合わせ、これからも発生することが予想される予期せぬ大規模災害に対して重点的に取り組むべき施策となっています。

【2】アンケート調査結果等からみた重点施策

総合戦略の目的は「東京圏への人口の過度の集中を是正するため、地方において住みよい魅力あふれる環境を築くことにより地方の人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力ある日本社会を維持する地方創生に資する施策を展開するため」であり、4つの基本目標は基本的に人口減少に歯止めをかけるための諸施策を中心に構成され、取組が行われています。

一方、総合計画は町民に対する今後のまちづくりの方向を示した最上位計画であり、町民の意向や意識を踏まえた重点施策についても検討する必要があります。

町民アンケートによれば、宇多津町の将来像については、「保健・医療・福祉の充実した、人にやさしい健康・福祉のまち」の割合が61.6%と最も高くなっています。次いで「子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち」（46.6%）、「快適で安全・安心な居住環境の整備を優先する快適住環境のまち」（38.7%）となっています。

このうち、「子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち」は「第2期宇多津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「基本目標1 豊かな子育てを全力でサポート」に、「快適で安全・安心な居住環境の整備を優先する快適住環境のまち」は、同総合戦略の「基本目標4 安全・安心で住みやすいまち」に該当します。

第1位の「保健・医療・福祉の充実した、人にやさしい健康・福祉のまち」は一部「健康」「医療」については「基本目標4 安全・安心で住みやすいまち」に含まれるものの、「福祉」については触れられてない状況です。ただ、町民の重要度、満足度からみた施策評価をみると、今後、重要な取組施策の中に「高齢者福祉」「障がい者福祉」が含まれています。

また、「地域福祉」「ひとり親福祉の充実」「コミュニティの育成」「協働のまちづくり」等は町民の重要度、満足度ともに低いものの、町民への浸透度を高めることが必要な、重要な取組施策として位置づけられています。

総合戦略で示した、交流人口、関係人口の創出、拡大を通じた移住・定住問題への対応としては、受け入れる地域や地域住民側の受け入れ体制の充実が求められます。

そのためには、全国的な時代の潮流に示した多文化共生への対応を含めた「地域共生社会の実現」を目指した、希薄化するコミュニティの再生と地域福祉の推進が重要な施策として位置づけられます。

さらに、住民が主体となって「地域共生社会の実現」等、重要な取組を進めるためには、あらゆる分野で、住民目線で町民と一緒に行政が取り組む町民主体の「協働のまちづくり」の重要性を再度認識する必要があります。

【3】重点施策の基本的方向性

以上の検討結果を踏まえて、第2次宇多津町総合計画における重点施策として、現行の「第2期宇多津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」にあげられた4つの基本目標のほか、町民主体のまちづくりに欠かせない「地域共生社会の実現」を目指したコミュニティの再生と地域福祉の充実に主眼を置いた施策、住民目線、町民主体の「協働のまちづくり」の充実に主眼をおいた施策の6つを設定します。

【重点施策】

重点施策1

豊かな子育てを全力でサポート

重点施策2

魅力を活かした新しい人の流れの創出

重点施策3

地域の特性を活かした産業の振興

重点施策4

安全・安心で住みやすいまちの創出

重点施策5

コミュニティの再生と地域福祉の推進

重点施策6

住民目線、町民主体の協働のまちづくりの充実

将来像

人生120年 賑わいと思いやりが紡ぐ 日本で一番住みやすい町 うたづ
 ~「近き者^{よろこ}喜び 遠き者来たる」 みんなでつくる我が町~

重点施策

重点施策1
豊かな子育てを全力でサポート

重点施策2
魅力を活かした新しい人の流れの創出

重点施策3
地域の特性を活かした産業の振興

重点施策4
安全・安心で住みやすいまちの創出

重点施策5
コミュニティの再生と地域福祉の推進

重点施策6
住民目線、町民主体の協働のまちづくりの充実

基本目標

1 安全・安心に
暮らせるまちづくり

2 すべての人に優しい
健康・長寿のまちづくり

3 子育て・教育・文化の
充実したまちづくり

4 活気・活力・賑わいの
あるまちづくり

5 だれもが快適に
暮らせるまちづくり

6 住民目線で一緒に創る
町民主体のまちづくり

基本施策

- ① 防災・減災対策の推進
- ② 消防体制の充実
- ③ 防犯体制の充実
- ④ 消費者保護体制の推進
- ⑤ 交通安全対策及び
交通利便性の推進
- ⑥ ポストコロナ社会への対応

- ① 健康づくり体制の充実
- ② 医療体制の充実
- ③ 地域福祉の推進
- ④ 高齢者福祉の充実
- ⑤ 障害者福祉の充実
- ⑥ 生活困窮者対策の推進
- ⑦ 社会保障の充実

- ① 母子保健の推進
- ② 幼児教育・保育(児童福祉)の推進
- ③ 学校教育の充実
- ④ 家庭と地域の教育力の推進
- ⑤ 青少年健全育成の推進
- ⑥ 生涯学習の充実
- ⑦ スポーツ・レクリエーションの振興
- ⑧ 文化・芸術の振興
- ⑨ 人権の尊重
- ⑩ 多文化共生の推進
- ⑪ 男女共同参画社会の推進

- ① 商工業の振興
- ② 農林水産業の振興
- ③ 観光の振興
- ④ 雇用の場・労働環境の充実

- ① 市街地整備(主要3地区等)
- ② 住環境(移住・定住対策)の整備
- ③ 道路整備
- ④ 下水道整備・し尿処理の充実
- ⑤ 河川・海岸整備
- ⑥ 公園・緑地整備
- ⑦ 火葬場・墓地対策の推進
- ⑧ 環境保全対策の推進
- ⑨ 循環型社会の実現

- ① 協働のまちづくりの推進
- ② コミュニティの再生
- ③ 行財政運営
- ④ デジタル化の推進

第2次宇多津町総合計画 前期基本計画（案）

令和6（2024）年3月

香川県 宇多津町

◆ 目 次 ◆

第3部 前期基本計画

第1章 重点施策 -----	1
重点施策1 豊かな子育てを全力でサポート-----	1
重点施策2 魅力を活かした新しい人の流れの創出-----	3
重点施策3 地域の特性を活かした産業の振興-----	5
重点施策4 安全・安心で住みやすいまちの創出-----	7
重点施策5 コミュニティの再生と地域福祉の推進-----	10
重点施策6 住民目線、町民主体の協働のまちづくりの充実-----	12
第2章 前期基本計画の施策体系 -----	15
第3章 施策の展開 -----	21
基本目標1 安全・安心に暮らせるまちづくり -----	21
基本施策1-1 防災・減災対策の推進-----	21
基本施策1-2 消防体制の充実-----	23
基本施策1-3 防犯体制の充実-----	25
基本施策1-4 消費者保護体制の推進-----	27
基本施策1-5 交通安全対策及び交通利便性の推進-----	29
基本施策1-6 ポストコロナ社会への対応-----	31
基本目標2 すべての人に優しい健康・長寿のまちづくり -----	33
基本施策2-1 健康づくり体制の充実-----	33
基本施策2-2 医療体制の充実-----	36
基本施策2-3 地域福祉の推進-----	38
基本施策2-4 高齢者福祉の充実-----	41
基本施策2-5 障害者福祉の充実-----	44
基本施策2-6 生活困窮者対策の推進-----	46
基本施策2-7 社会保障の充実-----	48
基本目標3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり -----	51
基本施策3-1 母子保健の推進-----	51
基本施策3-2 幼児教育・保育（児童福祉）の推進-----	53
基本施策3-3 学校教育の充実-----	57
基本施策3-4 家庭と地域の教育力の推進-----	60
基本施策3-5 青少年健全育成の推進-----	62
基本施策3-6 生涯学習の充実-----	64
基本施策3-7 スポーツ・レクリエーションの振興-----	66
基本施策3-8 文化・芸術の振興-----	69

基本施策 3-9	人権の尊重	73
基本施策 3-10	多文化共生の推進	75
基本施策 3-11	男女共同参画社会の推進	77
基本目標4	活気・活力・賑わいのあるまちづくり	79
基本施策 4-1	商工業の振興	79
基本施策 4-2	農林水産業の振興	81
基本施策 4-3	観光の振興	84
基本施策 4-4	雇用の場・労働環境の充実	87
基本目標5	だれもが快適に暮らせるまちづくり	89
基本施策 5-1	市街地整備（主要3地区等）	89
基本施策 5-2	住環境（移住・定住対策）の整備	93
基本施策 5-3	道路整備	96
基本施策 5-4	下水道整備・し尿処理の充実	99
基本施策 5-5	河川・海岸整備	102
基本施策 5-6	公園・緑地整備	104
基本施策 5-7	火葬場・墓地対策の推進	107
基本施策 5-8	環境保全対策の推進	109
基本施策 5-9	循環型社会の実現	111
基本目標6	住民目線で一緒に創る町民主体のまちづくり	114
基本施策 6-1	協働のまちづくりの推進	114
基本施策 6-2	コミュニティの再生	116
基本施策 6-3	行財政運営	118
基本施策 6-4	デジタル化の推進	122

※本計画書においては、指標データの時点表記区分は「年度」「年次」の両方があるが、ここでは表記区分をすべてにつけるとかえって分かりにくくなること、出典名によってその表記区分は確認できること等を踏まえ、「年」の表記に統一した。（以下、同様）

第3部 前期基本計画

重点施策1 豊かな子育てを全力でサポート

1 取組の方向性

- 30歳代、40歳代の子育て世代の他都市への流出を抑制するとともに、新規の移住促進対策に取り組み、定住人口の増加を推進します。
- 地域子育て支援拠点の活用を通して、安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。
- ポストコロナ社会を想定した家庭学習充実のための各家庭の通信環境や情報セキュリティの充実等の対策に取り組みます。
- 通信環境に応じた効果的な学習につながる操作スキル習得のための支援に取り組みます。
- 新入生制服取得費や奨学金返済支援等の経済的な負担軽減への支援を通して、進学先、就労先、定住先として本町が選ばれる取組を産官学協働で推進します。

成果指標

指標名	現状値	目標値 令和7年
合計特殊出生率	1.74 (令和元年)	1.80
子育て世代(30歳代、40歳代)の社会増減数	▲68人 (平成27年～令和元年 の5年間累計)	±0人 (令和3年～令和7年の 5年間累計)
年少人口(0～14歳)の社会増減数	▲285人 (平成27年～令和元年 の5年間累計)	▲200人 (令和3年～令和7年の 5年間累計)

2 具体的な取組

■戦略的取組1 出産・子育て環境の充実

主な施策

- ・ 子育て世代包括支援センター事業（利用者支援事業）
- ・ マタニティセミナー事業
- ・ 産後ケア事業
- ・ 保育環境の充実
（「はぐはぐランドうたづ」、「げ・ん・き」、「地域子育て支援センター事業」）
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ・ 放課後児童育成クラブ
- ・ 放課後子ども教室
- ・ 南部すくすくスクエアの運用

活動指標

指標名	現状値	目標値 令和7年
マタニティセミナーの全コース参加率	32.6% (令和元年)	40.0%
保育施設の待機児童数	0人 (令和元年)	0人
地域子育て支援拠点の延べ利用者数	6,288人 (令和元年)	6,335人
ファミリー・サポート・センター事業の活動件数	546件 (令和元年)	580件
放課後待機児童数	0人 (令和元年)	0人
南部すくすくスクエアの延べ利用者数	—	16,000人

■戦略的取組2 教育環境の充実

主な施策

- ・ICT教育の推進
- ・英語教育・外国語活動の充実

活動指標

指標名	現状値	目標値 令和7年	
ICT教育において端末を上手く活用できていると思う児童生徒の割合	小学生	70.0% (令和2年)	90.0%
	中学生	70.0% (令和2年)	90.0%
英語教育・外国語活動における英語検定 Jr. 正答率【小学6年生】	ブロンズ (小学校低学年程度)	80.0% (令和2年)	90.0%
	シルバー (小学校中学年程度：ブロンズでの正答率80%以上の児童が対象)	80.0% (令和2年)	90.0%
	ゴールド (小学校高学年程度：シルバーでの正答率80%以上の児童が対象)	70.0% (令和2年)	90.0%
英語教育・外国語活動における英語検定合格率	中学1年生（5級）	80.0% (令和2年)	90.0%

■戦略的取組3 経済的負担の軽減

主な施策

- ・出産祝い金交付事業
- ・新入生制服取得費補助事業
- ・奨学金返済支援事業

活動指標

指標名	現状値	目標値 令和7年
新入生制服取得費補助の利用率	97.0% (令和元年)	100.0%
奨学金返済支援の延べ利用者数	—	20人/5年

重点施策2 魅力を活かした新しい人の流れの創出

1 取組の方向性

- 新居購入やリノベーション資金の支援、新婚世帯に対する生活支援は、定住人口の確実な増加に欠かせない取組であり、制度の積極的なPRを図ります。
- 人口移動の傾向を踏まえ、若年層を中心に移住支援事業や移住相談、宇多津町の魅力の情報発信等を行い、移住を促進します。
- 空き家対策は、防犯上の問題だけでなく、移住・定住の促進、コミュニティ再生や地域活性化のためにも重要な対策です。空き家バンクの活用を通して、移住・定住の促進につなげる取組とともに、空き家の供給の仕組みづくりを推進します。
- 「秋の大収穫祭」や「うたづの町家とおひなさん」等、町関係のイベントを通して、賑わいを取り戻し、関係人口の創出を図ります。
- JR宇多津駅の乗降者数については、公共交通系の充実や駅周辺を中心とした賑わいなどの一定の目安となることから今後も注視に努めます。
- 情報発信Webサイト「うたづさんぽみち」は町の情報や魅力を発信するものとして有効であり、旅行者、移住希望者がサイトを訪れ、情報を得るためのツールとして適宜更新や内容の充実を図ります。

成果指標

指標名	現状値	目標値 令和7年
若年世代(15～39歳)の社会増減数	+253人 (平成27年～令和元年 の5年間累計)	+310人 (令和3年～令和7年 の5年間累計)
観光客数	649,093人 (令和元年)	1,500,000人

2 具体的な取組

■戦略的取組1 移住・定住の促進

主な施策

- ・新婚世帯に対する生活支援
- ・移住促進事業
- ・空き家バンク事業

活動指標

指標名	現状値	目標値 令和7年
新婚世帯に対する生活支援件数	70 件 (令和元年)	75 件
町外からの移住者数	219 人 (令和元年)	250 人
空き家バンク事業における新規登録件数	2 件 (令和元年)	15 件/5年
空き家バンク事業における移住世帯数	1 件 (令和元年)	10 件/5年

■戦略的取組2 交流人口・関係人口の創出

主な施策

- ・各種イベントの開催
- ・地域資源を生かした観光推進
- ・レンタサイクル事業
- ・魅力情報発信事業
- ・関係人口の創出・拡大
- ・芸術文化事業の推進
- ・大学等との連携強化

活動指標

指標名	現状値	目標値 令和7年
各種イベントの来場者数（総計）	53,500 人 (平成30年)	60,000 人
JR宇多津駅の乗降者数	4,494 人/日 (令和元年)	4,700 人/日
レンタサイクル事業の延べ利用者数	468 人 (令和元年)	600 人
情報発信WEBサイト「うたづさんぽみち」の ページビュー数	13,947 件 (令和元年)	30,000 件

重点施策3 地域の特性を活かした産業の振興

1 取組の方向性

- 本町では、人口減少や少子化により、今後、あらゆる分野で人材不足、後継者問題が顕著になると考えられます。本町には、令和5年1月1日現在、610人の外国人がおり、外国人の雇用については業種により差があるものの、貴重な労働力として、有効な活用を検討します。
- 町内事業所と香川県や商工団体との連携を図り、創業支援とともに、事業継続・継承支援も念頭に置いた多面的な支援を図ります。併せて、これら多面的な支援が企業誘致にも結び付くよう取り組みます。
- 町内事業所では人材不足を補い、競争力を高め、維持するため、I o H^{※1}の活用、DX推進やワーク・ライフ・バランス、コワーキング等が必要となっており、このような状況に対して、幅広い視野で多角的に支援します。
- 多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにする働き方改革の考え方を踏まえ、関係機関が連携して、女性が働きやすい労働環境を整備し、子育てしやすい環境の整備を推進します。
- SNS等、様々な媒体を活用した観光情報の発信や観光のプロモーションに取り組みとともに、様々な手法で魅力発信に努めながら、官民あげて観光振興や観光資源の発掘を推進します。
- 「ふるさと納税制度」については、関係人口の面では、同制度を通して本町に関心を持ち、応援してもらい、ファンになってもらえる仕組みづくりとともに、返礼品を通じた地場産業の育成等を図ります。
- 特産品の販売については、ポストコロナ社会に対応して販売体制や販売経路の見直し等に取り組みます。
- 本町固有の財産を未来への財産として効果的に保全します。また、地域の活性化に向けたまちづくり活動の基盤整備を目的とする「学術研究助成事業」の積極的なPRに取り組みます。

※1 【IoH】Internet of Human の略で、人がPCやデジタル機器を通してインターネットに接続し、モノと通信したり、モノを操作する仕組みのこと

成果指標

指標名	現状値	目標値 令和7年
雇用者数	10,349人 (平成28年経済センサス)	10,500人
町内事業所数	995事業所 (令和元年)	1,000事業所

2 具体的な取組

■戦略的取組1 新たな「しごと」の創出と働きやすい環境づくり

主な施策

- ・創業支援事業
- ・企業誘致条例に伴う助成の拡充
- ・キラサポ宣言推進事業
- ・町内企業・事業者等に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発

活動指標

指標名	現状値	目標値 令和7年
創業支援・企業誘致による開業した事業所数	197件 (平成27年～令和元年 の5年間累計)	200件/5年
キラサポ宣言推進事業の登録企業数	7件(2020) (令和2年)	12件

■戦略的取組2 地域資源の活用

主な施策

- ・四国水族館を中心とした観光産業の活性化
- ・ふるさと納税制度活用推進事業
- ・特産品販売促進事業
- ・学術研究助成事業

活動指標

指標名	現状値	目標値 令和7年
観光関連事業者数	235人 (平成28年)	245人
町内宿泊者数	115,911人 (平成30年)	150,000人
ふるさと納税制度の寄付額	69,927千円 (令和元年)	100,000千円
ふるさと納税制度の寄付件数	4,434件 (令和元年)	5,000件
特産品の販売額	7,061千円 (令和元年)	8,000千円
学術研究助成事業の採択件数	5件 (平成28年～令和2年 の5年間累計)	10件/5年

重点施策 4 安全・安心で住みやすいまちの創出

1 取組の方向性

- 運転免許証を返納した人を含め、交通弱者や様々な事情で生活交通手段のない人に対する「コミュニティバス運行事業」については、試行運行後の事業の持続性について協議し、実績を検証します。その上で、コミュニティバスの運行における行政サービスの在り方を検討します。
- 本町のブランド化を図るため、ホームページ等を通じた情報発信を充実させ、様々なメディアを巻き込んだプロモーションを継続的・戦略的に推進します。
- 国が提唱するデジタル田園都市国家構想を踏まえ、今後、デジタル化による地方創生をどう達成するかが課題であり、本町でも窓口のデジタル化、オンライン手続の推進について、周辺の先進地事例を研究し、導入上の課題を整理します。
- 特定健康診査は、メタボ予防対策をはじめ糖尿病性慢性腎不全等、糖尿病予防対策として、保健指導を行う上でも、重要な事業として継続します。
- 近年における既成市街地や南部地域等での自治会加入率や会員数の減少、新宇多津都市における地域コミュニティの形成の在り方について、今後の協働のまちづくりにおける重要な課題として検討します。
- 自主防災組織の充実やポストコロナを踏まえた防災訓練の実施等、住民、地域、企業、行政等が一体となって災害に強いまちづくりに取り組みます。

成果指標

指標名	現状値	目標値 令和7年
町人口の自然増減数(出生数と死亡数の差)	+20人 (令和元年)	+20人
交通事故(人身)件数	91件 (令和元年)	80件
犯罪発生件数	167件 (令和元年)	150件

2 具体的な取組

■戦略的取組 1 利便性の優れたまち

主な施策

- ・コミュニティバス運行事業
- ・公衆無線LANの整備事業
- ・ホームページ・SNSによる情報配信事業
- ・デジタル化の推進

活動指標

指標名	現状値	目標値 令和7年
コミュニティバス延べ利用者数	—	7,350人
公衆無線LANが整備されている施設数 (公共施設及び民間施設)	19施設 (令和2年)	30施設
ホームページの1日平均ページビュー数	1,627件 (令和元年)	1,800件
オンライン申請可能な事務	4件 (令和元年)	10件

■戦略的取組2 生涯活躍のまち

主な施策

- ・世代間交流センター事業
- ・まんできん体操事業
- ・特定健康診査

活動指標

指標名	現状値	目標値 令和7年
世代間交流センターの利用者数	5,072人 (令和元年)	5,500人
まんできん体操の実施地区数	29地区 (令和元年)	40地区
特定健康診査の受診率	36.5% (令和元年)	40.0%

■戦略的取組3 安心して暮らせるまち

主な施策

- ・安全・安心まちづくり事業
- ・交通安全啓発事業
- ・交通安全施設整備事業
- ・学校情報・地域情報配信の充実
- ・自治会連合会の活動の推進
- ・在住外国人向け日本語教室の開設・開催

活動指標

指標名	現状値	目標値 令和7年
安全・安心まちづくり活動における防犯パトロール実施回数	334回 (令和元年)	365回
交通安全の啓発実施回数	80回 (令和元年)	90回
自治会連合会における自治会結成数	49団体 (令和2年)	50団体
自治会連合会における自治会加入世帯率	33.0% (令和2年)	40.0%
在住外国人向け日本語教室の開催回数	—	18回

■戦略的取組4 災害に強いまち

主な施策

- ・ 防災・減災対策の推進
- ・ 自主防災組織の育成及び強化事業
- ・ 民間住宅耐震対策補助事業
- ・ 老朽危険空き家除却支援事業

活動指標

指標名	現状値	目標値 令和7年
自主防災組織数	54団体 (令和元年)	60団体
防災訓練回数	38回 (令和元年)	200回/5年
民間住宅の耐震診断補助件数	4件 (令和元年)	20件/5年
民間住宅の耐震改修補助件数	0件 (令和元年)	5件/5年
老朽危険で管理不全の空き家数	22戸(平成30年)	12戸

重点施策5 コミュニティの再生と地域福祉の推進

1 取組の方向性

- それぞれの地域の特性を踏まえ、自治会を中心としたコミュニティ組織の充実と、コミュニティ意識の醸成を図っていきます。
- 「地域学校協働本部」を中心に幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指します。
- 自治会連合会を中心としたコミュニティ組織や行政との連携強化とともに、コミュニティ組織を通じた多様なまちづくり活動への住民参画を促進します。
- 宇多津町ボランティア連絡協議会等の活動支援や住民への啓発活動に努めます。
- あみのうら交流センターをはじめ、サポートセンター、やすらぎプラザや各コミュニティ分館、保健センター等の活用により、住民の自主的な活動を促進します。
- 民間企業と連携した「ふれあい見守り活動」の支援及び地域での見守り体制の整備を推進します。
- 各地域で行われている「いきいきサロン活動」等を通じて、地域の人材やニーズを把握し、地域の自主的な福祉活動の推進や地域福祉に対する意識の高揚を図ります。
- 関係機関と連携を取りながら、ボランティア養成講座や中学生ボランティア体験学習を通じて、地域活動の担い手となる人材の育成に向けた各種研修機会の拡充を図ります。

成果指標

指標名	現状値	目標値 令和10年
コミュニティ分館の年間平均利用日数	56日 (令和4年)	100日
ボランティア連絡協議会登録団体数	18団体 (令和4年)	20団体
ボランティア銀行 ^{※1} の活動ハート数	809,160ハート (令和4年)	1,000,000ハート

※1 【ボランティア銀行】宇多津町社会福祉協議会が運営している銀行で、小・中学生がボランティア活動をするとお金の代わりにハートが預金され、小・中学生がボランティア通帳にハートが貯まっていくのを目に見える形で楽しみながらボランティア活動に取り組む事業のこと。

2 具体的な取組

■戦略的取組1 コミュニティ組織の充実

主な施策

- ・コミュニティ組織の形成支援事業
- ・地域学校協働活動の充実

活動指標

指標名	現状値	目標値 令和10年
自治会結成数	48 自治会 (令和4年)	50 自治会
コミュニティ組織の形成支援件数	0件 (令和4年)	20 件

■戦略的取組2 コミュニティ活動の推進、ボランティア等との連携強化と支援、人材

育成

主な施策

- ・コミュニティ分館管理事務
- ・まちづくりファンド助成事業
- ・活動拠点施設の利用促進
- ・ふれあい見守り活動の推進
- ・福祉・ボランティア体験事業
- ・ボランティア養成講座等研修会の開催

活動指標

指標名	現状値	目標値 令和10年
コミュニティ分館修繕件数	9件 (令和4年)	5件
まちづくりファンド採択件数	0件 (令和4年)	2件
ボランティア養成講座開催回数	0回 (令和4年)	2回
中学生ボランティア体験学習開催回数	18回 (令和4年)	20回

重点施策6 住民目線、町民主体の協働のまちづくりの充実

1 取組の方向性

- 積極的な情報公開、行政と住民の情報交換を通して、行財政運営に対する住民の理解を高めるとともに、行政と住民の情報の共有化を深め、住民に信頼される行政体制の確立を目指します。
- ボランティアやNPO等の住民活動に対する支援を強化するとともに、住民活動に関する意識啓発やまちづくりリーダーの発掘・育成を図ります。
- ボランティア・NPO等の活動団体のネットワーク化やボランティアの活動拠点の整備等、継続的な活動が図られる仕組みづくりを検討します。
- 広報誌やホームページ、SNS等の多様な手段の活用と登録者の増加を図りながら、町行財政運営の情報発信を行います。
- 幅広い年齢層の住民への情報発信については、分かりやすい情報の発信手段や掲載方法等、住民の意向を踏まえながら、利用しやすい環境を通して見直しを進めます。
- 「出前座談会」「目安箱」等を含め住民が気軽に意見できる様々な媒体や機会を活かして、貴重な住民意見を把握するとともに、住民意見を行政運営に反映します。

成果指標

指標名	現状値	目標値 令和10年
「協働のまちづくり」満足度	21.3%(令和4年)	25.0%

2 具体的な取組

■戦略的取組1 住民活動の支援と多様な媒体を生かした情報発信

主な施策

- ・地域ボランティアの育成
- ・町広報誌による情報配信事業
- ・ホームページやSNS等による情報配信事業

活動指標

指標名	現状値	目標値 令和10年
町広報誌発行部数(1ヶ月)	8,400部 (令和4年)	9,500部
町ホームページの更新件数	521件 (令和4年)	600件

■戦略的取組2 住民意見の反映

主な施策

- ・ホームページやSNS等を利用した住民意見の把握
- ・出前座談会等住民等の懇談会
- ・目安箱等による住民意見の把握

活動指標

指標名	現状値	目標値 令和10年
目安箱・お問い合わせメール件数	341件 (令和4年)	400件

基本目標	基本施策	具体施策
1 安全・安心に暮らせるまちづくり	1-1 防災・減災対策の推進	① 自主防災組織の育成・形成
		② 防災対策の強化
		③ 防災意識の高揚
	1-2 消防体制の充実	① 消防体制の強化
		② 防火意識の高揚
	1-3 防犯体制の充実	① 防犯対策の推進
	1-4 消費者保護体制の推進	① 消費生活の安全・安心の確保
	1-5 交通安全対策及び交通利便性の推進	① 交通安全施設の整備
		② 交通安全意識の高揚
		③ 違法駐車や暴走運転対策の充実
		④ コミュニティバスの導入
	1-6 ポストコロナ社会への対応	① 持続可能な医療提供体制の確保
② 地域共生の実現への対応		
③ 新しい働き方への対応		
2 すべての人に優しい健康・長寿のまちづくり	2-1 健康づくり体制の充実	① 健康づくり活動の推進
		② 保健活動の推進
		③ 住民意識の高揚と人材育成
	2-2 医療体制の充実	① 医療体制の強化
		② 保健・医療・福祉の連携強化
	2-3 地域福祉の推進	① 社会福祉団体等との連携強化と支援
		② ボランティア等との連携強化と支援
		③ 人材育成
	2-4 高齢者福祉の充実	① 在宅福祉サービス等の充実
		② 高齢者が活躍できる生きがいづくりの推進
		③ 高齢者の権利擁護の推進
	2-5 障害者福祉の充実	① 生活支援の充実
		② 共生社会の推進
		③ やさしいまちづくりの推進

基本目標	基本施策	具体施策
	2-6 生活困窮者対策の推進	① 生活困窮者世帯への支援の充実 ② 相談業務の充実
	2-7 社会保障の充実	① 国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全化 ② 国民年金制度運営の推進
3 子育て・教育・文化の充実 したまちづくり	3-1 母子保健の推進	① 母子保健対策の充実 ② 食育の推進
	3-2 幼児教育・保育（児童福祉）の推進	① 乳幼児に対する施策の充実
		② 子育て支援の充実
		③ 子どもの遊び場・居場所の確保
		④ 少子化対策の推進
		⑤ ひとり親家庭等の自立に対する相談支援
	3-3 学校教育の充実	① 学習内容の充実
		② 教育環境の整備
		③ 心の教育の推進
		④ 体力づくり、健康教育の推進
		⑤ 教職員の資質や能力の向上
	3-4 家庭と地域の教育力の推進	① 家庭・地域と学校の連携
		② 開かれた学校づくり
		③ 地域の教育力の向上
3-5 青少年健全育成の推進	① 家庭教育の充実	
	② 地域ぐるみの推進体制の整備	
3-6 生涯学習の充実	① 生涯学習施設の充実・活用	
	② 学習内容の充実	
	③ 情報提供の充実	
	④ 生涯学習推進体制の整備	
3-7 スポーツ・レクリエーションの振興	① 生涯スポーツの振興	
	② スポーツ・レクリエーション施設の有効活用	
	③ 推進体制の整備	
3-8 文化・芸術の振興	① 教育・文化のまちづくり	
	② 住民活動の支援	
	③ 地域資源の発掘と活用	
	④ 文化遺産の保全と活用	

基本目標	基本施策	具体施策	
	3-9 人権の尊重	① 人権教育の推進	
		② 広報活動の充実	
		③ 相談・救済の体制づくり	
	3-10 多文化共生の推進	① 多文化共生に向けた環境整備	
		② 多文化理解教育の充実と在留外国人児童に対する学習支援	
		③ 国際理解・国際交流の推進	
	3-11 男女共同参画社会の推進	① 女性の社会参画の促進	
		② 男女共同参画学習・啓発活動の推進	
		③ 男女共同参画社会に向けた市内推進体制の整備	
4 活気・活力・賑わいのあるまちづくり	4-1 商工業の振興	① 既存企業への支援策の充実	
		② 商業・サービス業の集積促進	
	4-2 農林水産業の振興	① 農業担い手の育成	
		② 高付加価値な農産物の生産	
		③ 経営安定性の高い水産業への転換	
	4-3 観光の振興	① 観光資源の充実	
		② 情報発信の強化	
		③ 観光振興推進体制の強化	
	4-4 雇用の場・労働環境の充実	① 雇用の確保と就労の支援	
		② 勤労者の福利厚生への支援	
	5 だれもが快適に暮らせるまちづくり	5-1 市街地整備（主要3地区等）	① 都市計画の推進
			② 良好な市街地景観の創出
③ 市街地の活性化と賑わいの再生			
④ 将来を見据えた市街地構造の再編			
⑤ 新宇多津都市の活力ある市街地づくり			
⑥ 既成市街地の趣あるまちづくり			
⑦ 南部地域の資源を生かした			

基本目標	基本施策	具体施策
		<p>環境づくり</p> <p>5-2 住環境(移住・定住対策)の整備</p> <p>5-3 道路整備</p> <p>5-4 下水道整備・し尿処理の充実</p> <p>5-5 河川・海岸整備</p> <p>5-6 公園・緑地整備</p> <p>5-7 火葬場・墓地対策の推進</p> <p>5-8 環境保全対策の推進</p> <p>5-9 循環型社会の実現</p>
6 住民目線で一緒に創る町 民主体のまちづくり	6-1 協働のまちづくりの推進 6-2 コミュニティの再生 6-3 行財政運営	<p>① 町営住宅管理の適正化</p> <p>② 良好な住環境の充実</p> <p>③ 空き家対策の推進</p> <p>④ 移住・定住対策の推進</p> <p>① 幹線道路機能の充実</p> <p>② 身近な道路機能の充実</p> <p>③ 道路の適正な維持管理</p> <p>① 公共下水道の充実</p> <p>② 健全・安定的な事業運営</p> <p>③ し尿収集体制の維持</p> <p>④ 合併処理浄化槽等の普及</p> <p>① 河川・海岸の整備促進</p> <p>① 公園・緑地機能の充実</p> <p>② 公園・緑地の適正な維持管理</p> <p>① 火葬場及び周辺環境の維持</p> <p>② 墓地の維持</p> <p>① 自然環境の保全</p> <p>② きれいなまちづくりの推進</p> <p>③ 公害対策の充実</p> <p>① ごみの減量化・資源化・再生利用の推進</p> <p>② ごみの適正処理</p> <p>③ 脱炭素社会の構築に向けた対応</p> <p>① 住民活動の支援</p> <p>② 多様な媒体を生かした情報発信</p> <p>③ 住民意見の反映</p> <p>① コミュニティ組織の充実</p> <p>② コミュニティ活動の推進</p> <p>① 合理的で信頼ある行政機構の確立</p> <p>② 行政事務の近代化</p> <p>③ 職員の資質の向上</p> <p>④ 広域的な行政の推進</p> <p>⑤ 財源の確保</p> <p>⑥ 効率的な財源の運用</p> <p>⑦ 民間資本等の活用</p>

基本目標	基本施策	具体施策
	6-4 デジタル化の推進	① デジタル化による住民サービスの向上 ② デジタル化に向けた情報システムの標準化・共通化 ③ ICT基盤の強化と充実によるデジタル化の推進 ④ デジタル化による情報発信・収集手段の強化と充実

基本目標1 安全・安心に暮らせるまちづくり

基本施策1-1 防災・減災対策の推進



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

「自助・共助」の考え方にに基づき、防災・減災対策を実現するため、自主防災組織等によるコミュニティ防災力の強化、地域防災計画やハザードマップ等を活用した防災対策の強化、防災意識の高揚等に取り組みます。

【1】現状と課題

- 未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降、最大級の災害に対する「減災」の考え方が広まっています。
- 本町においても南海トラフ巨大地震による被害が想定されますが、行政と住民が協働した災害対応を行い、「減災」を図っていくことが必要となっています。
- これら防災・減災に対して、住民の参加が必要不可欠となっていますが、要となる自主防災組織における訓練への対応や意識の違いが地区によって異なっています。ポストコロナへ対応した防災・減災意識の醸成が必要です。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 自主防災組織の育成・形成

施策内容

- 地域防災訓練を推進・支援して、地域住民からなる自主防災組織の育成を図ります。
- 自主防災組織がない地域においては、自主防災組織の重要性等を周知し、PTAやマンションの管理組合等の既存組織を通じて、自主防災組織の形成を図ります。

主要事業

- ・ 自主防災組織の育成及び強化事業

具体施策② 防災対策の強化

施策内容

- 東日本大震災を教訓として、地域防災計画、業務継続計画（BCP）、ハザ

ードマップの見直し、また個別避難計画、地区防災計画の策定支援を行います。災害の種類や状況に応じた避難場所の周知と災害時における体制の強化を図るとともに、備蓄倉庫・備蓄物資の充実、多様な防災情報機器の整備、行政としての危機管理体制の構築等により、防災対策の強化に努めます。

- 「国民保護体制」の充実や「国土強靱化」の推進を図ります。

主要事業

- ・ 防災対策の強化事業

具体施策③ 防災意識の高揚

施策内容

- 住民の防災意識を高揚させるため、自主防災組織等と連携しながら、広報誌やホームページ等を活用した広報活動の充実、防災に対する教育及び訓練の充実等に努めます。

主要事業

- ・ 地域防災訓練

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「消防・防災の充実」 満足度	36.4% (令和4年)	40.0%	令和4年度町民アンケート調査 ※「満足」「ある程度満足」の合計
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
補助金活用自主防災 組織数	11組織 (令和4年)	25組織	宇多津町行政評価内部評価票
地域防災訓練回数	24回 (令和4年)	40回	宇多津町行政評価内部評価票

基本目標 1 安全・安心に暮らせるまちづくり

基本施策 1－2 消防体制の充実



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

消防団の消防訓練による防火・防災力の強化、また、広報啓発活動により、住民の防火・防災意識の高揚等に取り組みます。

【1】現状と課題

- 常備消防を持たない本町では、消防・防災活動を町消防団に負うところが多く、消防団の体制強化に努める必要があります。
- 消防団に求められる役割は、消火活動のみならず、防災活動、国民保護等に拡大しています。そうした中で、消防団員の確保は重要な課題となっており、特に若い人材の参加が必要となっています。
- 消防団員の人員確保に加え、機能別団員等の検討、また、災害時の資機材の充実に努める必要があります。

◆消防団の概況(令和5年4月1日現在)◆

	消防団員数(人)	
	条例定数	実員
団長	1	1
副団長	2	2
分団長	6	5
副分団長	1	1
部長	18	12
班長	18	18
その他団員	62	58
合計	108	97

◆消防施設状況(令和5年4月1日現在)◆

設備	数量(台・箇所)
タンク車	1
ポンプ車	6
水槽付ポンプ車	2
消火栓	255
防火水槽	36
耐震性防火水槽	4
指揮広報車	1
水槽車	1
資機材搬送車	2

資料：町危機管理課

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 消防体制の強化

施策内容

- 消防団の強化を図り、消火活動のみならず、防災活動、国民保護等の役割を担うことができる組織とするため、消防団員の確保、装備・消防機器・設備の充実に努めます。

主要事業

- ・ 消防体制の強化事業

具体施策② 防火意識の高揚

施策内容

- 住民の防火意識を高揚させるため、消防団と連携しながら、広報活動の充実、防火に対する教育及び訓練の充実等に努めます。

主要事業

- ・ 防火対策の啓発事業

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「消防・防災の充実」満足度	36.4% (令和4年)	40.0%	令和4年度町民アンケート調査 ※「満足」「ある程度満足」の合計
建物火災件数	0件 (令和4年)	0件	
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
消防団訓練及び広報活動	23回 (令和4年)	25回	
消防団の団員数	97人 (令和4年)	108人	

基本目標 1 安全・安心に暮らせるまちづくり

基本施策 1-3 防犯体制の充実



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

警察等、関係機関との連携のもと、地域ぐるみの防犯活動を推進して、地域の安全体制を強化し、全ての住民が安全・安心に生活できるまちづくりを推進します。防犯灯の整備や防犯カメラの維持管理とともに、防犯意識の高揚が図られ、暴走運転対策を含む犯罪を未然に防ぐ取組を進めています。

【1】現状と課題

- 住民同士の絆が希薄な地区において犯罪が多発する傾向にあります。今後、コミュニティによる地域力を高め、地域の防犯意識の高揚を図り、犯罪の防止に努める必要があります。
- 近年、これまでとは異なる悪質商法や特殊詐欺、インターネット詐欺といった犯罪が発生しており、住民の安全と安心の確保が求められています。
- このような中、住民の防犯意識の高揚をはじめ、住民と関係機関が一体となって、地域ぐるみで防犯意識の高い環境づくりを進めてきました。
- 地域における自主的な防犯活動とともに、子ども見守り体制の確立や防犯灯の整備、警察をはじめ関係機関や自治会等と一体となった防犯活動を進めてきました。しかし、四国水族館の開業や南部地区の開発等の影響で、今までとは違った環境になりつつあります。
- 今後は、悪質な犯罪の防止に向けて、より一層、地域ぐるみで取り組むため、住民との協働や関係機関との連携による防犯活動を進めていく必要があります。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 防犯対策の推進

施策内容

- 犯罪を未然に防止するため、防犯灯の設置や防犯カメラの維持管理等の防犯施設の整備に努めるとともに、防犯活動及び広報啓発活動の強化による住民の防犯意識の高揚を図ります。
- 警察等の関係機関との連携を強化するとともに、防犯コミュニティづくりを推進し、住民主導の防犯体制を構築します。

主要事業

- ・安全・安心まちづくり事業

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
犯罪発生件数	129件 (令和4年)	80件	宇多津町行政評価内部評価票
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
青パト運行回数	256回 (令和4年)	365回	
青パト運行者数	318人 (令和4年)	730人	
防犯カメラの設置箇所数	39箇所 (令和4年)	42箇所	

基本目標 1 安全・安心に暮らせるまちづくり

基本施策 1－4 消費者保護体制の推進



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

相談体制の充実とともに、消費者意識の高揚を通して、消費者の自立支援と住民の消費生活の安定と向上に取り組みます。

【1】現状と課題

- 被害の未然防止に向けて、各種啓発等とともに、専門の相談員による相談受付や被害者の救済に努めてきました。
- 今後も、多様化・複雑化・悪質巧妙化する消費者問題に柔軟に対応できるよう、相談・支援体制の充実・強化を図り、住民の消費生活の安全を確保する必要があります。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 消費生活の安全・安心の確保

施策内容

- 相談体制の充実とともに、関係機関等と連携し、多様化・複雑化する消費生活相談への適切な対応に努め、住民の消費生活の安定と向上を図ります。
- 成年年齢引き下げに伴う若年消費者等の被害を防止するため、広報うたげや出前講座等を通じて、消費生活に関する啓発活動等、消費者教育を推進します。
- SNS等のコミュニケーションツールの急速な普及やスマートフォン等、情報通信機器利用者の年齢層の拡大を背景にした詐欺事件や、子どもや若者が被害者となる事案への対応も学校・家庭・警察等との連携により推進します。

主要事業

- ・ 香川県消費生活センターとの連携事業

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
消費生活相談件数	0件 (令和4年)	0件	
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
消費生活に関する研修会等への参加者数	0人 (令和4年)	60人	

基本目標 1 安全・安心に暮らせるまちづくり



基本施策 1-5 交通安全対策及び交通利便性の推進



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

住民を交通災害から守るため、交通安全の啓発及び交通安全施設の整備に努め、事故のない安全なまちづくりを推進します。

【1】現状と課題

- 令和4（2022）年には交通事故発生件数62件、死亡者1人、負傷者77人となっており、交通事故発生件数は新型コロナウイルス感染症による外出自粛の影響等で一時減少しましたが、高齢者の交通事故は増加しており、依然として重大事故の発生が後を絶ちません。
- 人々が安心して暮らせる交通事故のない社会を目指し、町と住民、警察等、関係機関が連携した取組を推し進めるなど、交通安全対策の充実を図る必要があります。
- 町内で問題となっている駐車禁止区域での違法駐車や暴走運転については、厳しい取り締まり等の対策を関係機関とともに検討するなど、安全で安心な交通環境の維持に努める必要があります。
- 住民の交通利便性については、令和7（2025）年9月までコミュニティバスの試行運行が行われています。また、令和5（2023）年10月から坂出市循環バスが宇多津町内への乗り入れを開始したことから、交通利便性の向上が期待されています。

◆交通事故発生状況◆

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
交通事故発生件数(件)	151	94	88	80	62
死亡者数(人)	0	0	0	0	1
負傷者数(人)	180	111	113	92	77

資料：香川県警 市町別 交通事故発生状況(1～12月までの累計)

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 交通安全施設の整備

施策内容

- 高齢者や夜間、新宇多津都市での事故等の防止のため、関係機関の連携により、住民要望を踏まえたタイムリーな危険箇所等の把握と交通安全施設の点検・整備に努めます。

主要事業

- ・交通安全施設整備事業
- ・安全・安心まちづくり事業

具体施策② 交通安全意識の高揚

施策内容

- 警察や交通指導員等と連携して、幼児・児童や高齢者等の対象に応じた幼稚園・保育所や小中学校、老人会等での自転車運転も含む交通安全教室の開催等を積極的に推進します。また、交通安全意識の高揚やマナーの向上を図ることにより、交通事故を防止し、交通安全の確保に努めます。
- 広報誌等を通じた交通安全知識・思想の普及を図り、住民の交通安全意識の高揚を図ります。

主要事業

- ・交通安全啓発事業

具体施策③ 違法駐車や暴走運転対策の充実

施策内容

- 関係機関との連携を踏まえ、違法駐車を防ぐための取組や啓発活動に努めます。
- 町内で大きな問題となっている暴走運転対策については、関係機関と連携して、総合的な対策を推進し、暴走運転の排除を目指します。

主要事業

- ・安全・安心まちづくり事業

具体施策④ コミュニティバスの導入

施策内容

- 令和6（2024）年3月に策定された「地域公共交通計画」や試行運行期間中の利用実績、住民からの意見・ニーズ等を踏まえて、コミュニティバスの導入に向けた検討を進めます。

主要事業

- ・コミュニティバス運行事業

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
交通事故件数(人身)	62件 (令和4年)	50件	宇多津町行政評価内部評価票
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
交通安全啓発活動 (交通安全教室等)回数	10回 (令和4年)	12回	
啓発活動(交通安全教室 等)参加者数	318人 (令和4年)	500人	

基本目標 1 安全・安心に暮らせるまちづくり

基本施策 1-6 ポストコロナ社会への対応



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて、新たな感染症も想定したポストコロナ社会に対応できる多様な社会生活の実現を、行政、住民一体となって取り組みます。

【1】現状と課題

- ここ数年の新型コロナウイルス感染症の影響は、住民の日常生活におけるさまざまな行動規制、それを原因とする外出の自粛をはじめ、町の活性化や経済の循環に欠かせない行事、催事、イベントの中止、就労形態や体制への影響等、住民の生命と財産、生きがいや活力を脅かすものでした。
- 同感染症は法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく枠組みから、個人の選択を尊重し、住民の自主的な取組をベースとした対応に変わる「5類」への移行になりました。
- いわゆる、ポストコロナ社会に移った今、健康、生命に係わる判断が個人に委ねられることは、住民自身の意志が大きな比重を占めるとともに、町にとっても住民の健康と命を守ることが使命であり、ポストコロナ社会に向けた感染対策が改めて求められています。
- 政策分野や施策分野においては、ポストコロナ社会に向けた個々の取組は本前期基本計画の中で粛々と進める必要がありますが、町全体の舵取りの視点からは以下の3つの枠組みでポストコロナ社会に対応する必要があります。
- 一つ目は、新型コロナウイルス感染症への対応で得られた知見を整理し、かつ新しい感染症が発生した際の影響も踏まえ、地域の実情に応じた持続可能な医療提供体制の確保についての検討を進めることです。
- 二つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、地域住民の交流が一層希薄化し、地域福祉に関わる課題の複雑化、複合化、ひきこもりやヤングケアラーなど制度の狭間にある課題が顕在化するといった地域共生の実現を脅かす状況への対応です。
- 三つ目は、新型コロナウイルス感染症の影響によって、普段のオフィスとは離れた場所で休暇を楽しみながら働く「ワーケーション」、異なる職業や仕事を持った利用者たちが同じ場所で机や椅子、ネットワーク設備等を自由に使いながら仕事をする「コワーキング」等、デジタル技術の活用による新しい働き方への対応です。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 持続可能な医療提供体制の確保

施策内容

- 新型コロナウイルスの影響によって健康づくりの重要性が再認識されたことから、住民の健康を守る体制がとれるよう、行政をはじめ、住民、地域、事業者等、関係者が連携・協力し、望ましい生活習慣の定着やがん検診、特定健診の受診促進に向けた取組を一層強化するように努めます。

主要事業

※33 ページ「健康づくり体制の充実」に関連する施策分野を掲載

具体施策② 地域共生の実現への対応

施策内容

- 地域福祉に関わる課題の複雑化、複合化、制度の狭間にある課題への対応が強く求められるようになっていくことを受け、多様な関わりを通して、全ての人につながり、支え合いを創出する包摂的な「つながり・支え合い」を推進します。
- 住民や事業所等の特性や得意分野を生かした、新しいつながり・支え合いを創出する人々の意欲、能力が十分発揮できる「つながり・支え合い」を推進します。

主要事業

※38 ページ「地域福祉の推進」、41 ページ「高齢者福祉の充実」に関連する施策分野を掲載

具体施策③ 新しい働き方への対応

施策内容

- 移住対策も念頭にオンライン環境を活用した「ワーケーション」や「コワーキング」等の柔軟な働き方に対応したデジタル技術の拡充や就労環境の整備に努めます。

主要事業

※87 ページ「雇用の場・労働環境の充実」に関連する施策分野を掲載

【3】目標指標

※上記、関連する施策分野の目標指標に準拠

基本目標 2 すべての人に優しい健康・長寿のまちづくり

基本施策 2-1 健康づくり体制の充実



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

保健センターを拠点として、関係機関の連携を踏まえて、様々な健康づくり活動を支援する環境整備に努めます。

【1】現状と課題

- 多様な生活様式や食生活の変化の中、住民の健康づくりへの関心は一層高まってきており、結果として、健康寿命の重要性にも注目が集まっています。
- 保健センターを中心に、検（健）診や保健指導、健康教育や相談等、病気の早期発見・早期治療に注力してきた結果、本町のがん検診の受診率は県内平均値を上回っています。
- 今後、働き世代の検診受診に対する電話や対面による相談については、時間や曜日の選択肢を広げる必要があります。
- 保健センターは、長期利用が可能であり、低額の使用料により常に安定した利用がなされており、その分、設備のメンテナンスが増え、引き続き低コストでの長寿命化に継続して努める必要があります。
- 今後も、住民の自主的な健康づくり活動の拠点として、保健センターをはじめとした施設や設備の充実を図るとともに、ポストコロナ社会への対応を踏まえた様々な健康づくり活動を支援するための環境整備、情報提供等に取り組む必要があります。

◆保健事業◆

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	回数	実施 延人数	回数	実施 延人数	回数	実施 延人数	回数	実施 延人数	回数	実施 延人数
健康教育	95	2,092	86	1,912	56	1,249	104	974	66	1,590
健康相談	554	1,526	577	1,145	571	1,468	477	1,648	528	1,359
訪問指導		308		437		509		332		233

資料：町健康増進課

◆各種検診受診状況◆

	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	受診率 (%)	実施 人員								
特定健康診査	35.1	716	36.6	722	33.3	666	35.3	693	34.9	658
後期高齢者健康診査	38.5	651	35.3	688	33.7	660	32.6	661	33.2	675
胃がん検診	9.4	1,070	9.5	1,095	6.5	757	9.1	1,061	8.7	973
子宮がん検診	17.1	1,296	17.3	1,323	11.8	904	16.7	1,294	16.2	1,221
乳がん検診(マンモ)	13.6	732	14.1	765	9.7	533	14.8	820	13.8	736
肺がん検診	16.7	1,896	16.8	1,932	16.3	1,887	17.3	2,019	17.5	1,964
大腸がん検診	17.5	1,991	17.4	2,002	15.4	1,779	17.0	1,986	11.0	1,234
歯周疾患検診	2.6	222	3.5	305			4.7	422	3.7	333
前立腺がん検診	11.2	365	12.0	402	10.9	373	11.7	410	13.1	431

資料：町健康増進課

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 健康づくり活動の推進

施策内容

- 住民一人ひとりが健康増進に努め、疾病を予防することに重点を置いた健康づくり活動を推進することによって、全ての住民が生涯を通じて健康に過ごせるよう努めます。
- 保健センターをはじめ、サポートセンター、やすらぎプラザの更なる活用により、住民の自主的な活動の促進や高齢者の健康維持につながる地域コミュニティ活動を引き続き支援します。
- 保健センターは、住民の健康増進施策の実施場所及び生涯学習等の活動の拠点として重要な施設です。今後も継続して利用できるよう維持修繕を計画的に実施し、長寿命化を図ります。
- 住民の健康維持や健康増進のための活動に参加意欲を示す高齢者が増えるための教室の開催とともに、実施している事業の広報活動を推進します。

主要事業

- ・保健センター活用事業

具体施策② 保健活動の推進

施策内容

- 若い住民を中心に検診や相談が受けやすくするため、Webやアプリで予約できるようなシステムの導入を検討します。
- 関係機関や地域との連携を通して、多様な保健事業の充実に努めます。
- 通いの場（まんできん体操）等での健康教育や健康相談等の保健事業との一体的実施や、要介護状態にならないための介護予防の取組を実施します。
- 高齢者が要介護状態にならず健康で自立した状態を少しでも長く維持できるよう国の地域活性化起業人制度を活用し、「日本一転ばないまちづくり事業」を実施します。

主要事業

- ・がん検診事業（集団・個別）
- ・国民健康保険保健事業（特定健診・人間ドック）
- ・後期高齢者医療保健事業
- ・まんできん体操事業

具体施策③ 住民意識の高揚と人材育成

施策内容

- 学習機会の拡充や広報等の充実を通して、住民の健康づくりに関する意識の醸成や人材育成のための体制整備に努めます。
- 広報活動や声掛け活動への認知を通して、地域住民の健康づくりへの関心を高めます。

主要事業

- ・ 歯と口の健康まつり事業
- ・ 健康まつり事業
- ・ がん講演会
- ・ 健康教育講演会（坂出市医師会主催）

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「健康づくり体制の充実」 満足度	52.6% (令和4年)	60.0%	
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
肺がん検診受診率	17.5% (令和4年)	25.0%	
後期高齢者健診受診率	33.2% (令和4年)	40.0%	受診者/被保険者数 (3月末日時点)
まんでがん体操参加延人数	10,459人 (令和4年)	11,000人	地域包括支援センター

基本目標 2 すべての人に優しい健康・長寿のまちづくり

基本施策 2-2 医療体制の充実



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

地域に密着した医療や介護等の包括的なサービスの充実や、香川県や医師会と連携した救急医療体制（初期、二次、三次救急医療機関）の拡充を通して、平時、有事ともに住民が安心して医療サービス等を受けることができる環境整備に努めます。

【1】現状と課題

- 本町の医療施設はおおむね充足されていますが、高齢化の進行や疾病構造の複雑化等により、医療や介護等への取組は長期的な対応療養に移行しています。
- 医療、介護、福祉、生活等、様々なサービスの包括的な支援体制（地域包括ケアシステム）を深化・推進し、地域住民や関係機関と連携して、地域に密着したサービスを提供する必要があります。

◆町内医療機関の状況◆

施設	箇所数
病院	1
診療所	6
小児科	1
眼科	1
歯科診療所	8
合計	17

資料：町健康増進課（令和5年）

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 医療体制の強化

施策内容

- 多様に変化する社会生活に対応する医療体制の充実に向け、町内や周辺市町の医療機関との連携強化に努めます。
- かかりつけ医の確保や在宅診療等、住民がいつでも安心して受診できる体制づくりとともに、夜間・休日における救急医療体制の充実のため、中讃保健所及び中讃保健所管内自治体、坂出市医師会と共に引き続き各種事業に取り組みます。

主要事業

- ・ 坂出市医師会管内救急医療対策事業
- ・ 中讃保健医療圏病院群輪番制病院事業
- ・ 香川県医師確保対策事業

具体施策② 保健・医療・福祉の連携強化

施策内容

- 保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化とともに、住民に分かりやすいサービス内容の情報提供を図ります。

主要事業

- ・ 国民健康保険事業
- ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「医療体制の充実」 満足度	45.2% (令和4年)	50.0%	令和4年度町民アンケート調査 ※「満足」「ある程度満足」の合計
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
人口10万人当たりの 医師数	112.3人 (令和4年)	112.3人	「令和3年香川県の医療施設」 統計表第6表医師・歯科医師・薬剤師数 (届出数・人口10万対)、業務の種類・保 健所・市町別(従業地による)
医療施設数	17箇所 (令和4年)	17箇所	

基本目標 2 すべての人に優しい健康・長寿のまちづくり

基本施策 2-3 地域福祉の推進



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

自助・互助の視点から住民一人ひとりができること、地域の連帯を持ってできることに取り組むことで、だれもが暮らしやすく、安全で安心、快適な日常生活を送ることができるまちづくりを推進します。

【1】現状と課題

- 核家族化の進行、転出入が多い本町においては、地域の連帯感の希薄化や地域コミュニティの弱体化が進んでいます。これに合わせるように、住民の福祉に対するニーズも複雑化・多様化し、公的な福祉サービスのみでは十分な対応が難しくなっています。
- 本町の地域福祉活動は、社会福祉協議会を中心に宇多津町ボランティア連絡協議会と連携しつつ、各種福祉団体やボランティア、地域住民等の協力、さらに、民間活力の活用を含め様々な活動が推進されています。一方で、ボランティアのなり手をはじめ、地域福祉の核となる民生委員等、地域のリーダーになりうる人材の確保も喫緊の課題となっています。
- 今後、支え合いが日常的に行われ、誰もがいきいきと活動できる社会を目指すためには、防災分野、子育て分野、地域見守り分野等、町の特性を生かした住民が参加しやすい活動を通して地域力を高めることが必要です。

◆ ボランティア団体の状況(令和4年) ◆

No.	団体名	登録人数	主な活動内容
1	宇多津町老人クラブ連合会	27	ふれあい活動、世代間交流活動
2	宇多津町民生委員児童委員協議会	27	地域における福祉活動
3	宇多津町ボランティア連絡協議会	29	清掃奉仕活動
4	うたづ遊友健康づくりの会	25	健康づくり、健康ウォーク
5	宇多津町婦人会	26	町内のイベント、敬老会
6	宇多津朗読の会	7	声の広報活動
7	うたづ莓一絵	7	一人暮らし高齢者への絵手紙配布活動
8	うたづの町家とおひなさん実行委員会	25	地域活動の活性化を図る活動
9	ボランティア「モコモコ」	12	子育て支援、地域交流活動
10	T C N U (トランスカルチャー-ネットワーク宇多津)	20	障害者の社会参加の支援活動
11	宇多津町身体障害者協会	9	障害者の社会参加の支援活動
12	N P O 法人 メロディー	13	障害者の社会参加の支援活動
13	宇多津町P T A 連絡協議会	4	児童・生徒及びその保護者との協働活動
14	社会福祉法人ドリーム	6	障害者の社会参加の支援活動
15	傾聴ボランティア「コミコミ」	12	施設慰問活動
16	手話サークルにここに	13	手話活動
17	香川県防災士会坂出宇多津支部	15	防災活動
18	うたごえサロン	35	昭和歌謡曲を歌うサロン活動

資料：社会福祉協議会

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 社会福祉団体等との連携強化と支援

施策内容

- 社会福祉協議会をはじめとする各種社会福祉団体との連携強化や支援を通して、住民主体の地域福祉の内容の充実を図ります。

主要事業

- ・社会福祉協議会の体制強化

具体施策② ボランティア等との連携強化と支援

施策内容

- 各種ボランティア活動が地域において継続的にできるように、宇多津町ボランティア連絡協議会等への活動支援や住民への啓発活動を推進します。
- あみのうら交流センターをはじめ、サポートセンター、やすらぎプラザや各コミュニティ分館、保健センター等を拠点として、住民の自主的な活動を促進します。
- 民間企業と連携した「ふれあい見守り活動」の支援及び地域での見守り体制の整備を引き続き推進します。

主要事業

- ・活動拠点施設の利用促進
- ・ふれあい見守り活動の推進

具体施策③ 人材育成

施策内容

- 各地域で行われている「いきいきサロン活動」等を通じて、地域の人材やニーズを把握し、地域の自主的な福祉活動の推進や地域福祉に対する意識の高揚を図ります。
- 関係機関と連携を取りながら、ボランティア養成講座や中学生ボランティア体験学習を通じて、地域活動の担い手となる人材の育成に向けた各種研修機会の拡充を図ります。

主要事業

- ・福祉・ボランティア体験事業
- ・ボランティア養成講座等研修会の開催

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
ボランティア連絡協議会 登録団体数	18 団体 (令和4年)	20 団体	社会福祉協議会
ボランティア銀行の活動 ハート数	809,160 ハート (令和4年)	1,000,000 ハート	社会福祉協議会
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
ボランティア養成講座 開催回数	0 回 (令和4年)	2 回	社会福祉協議会
中学生ボランティア体験 学習開催回数	18 回 (令和4年)	20 回	社会福祉協議会

基本目標 2 すべての人に優しい健康・長寿のまちづくり

基本施策 2-4 高齢者福祉の充実



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと暮らすための在宅福祉サービスの充実や介護予防に対する知識の普及・啓発を図ります。

高齢者が認知症や要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で本人の有する能力に応じ自立した生活を営むことができる、高齢者を地域全体で支える地域包括ケア体制の構築を推進します。

住民への介護保険制度のサービス内容の周知と地域に密着した介護保険サービスの提供に努めます。

【1】現状と課題

- 高齢化社会に対応するため、高齢者福祉の在り方も、要介護高齢者に対するサービスの提供に加えて、要介護状態になることを防ぐサービスの提供が拡充されています。
- 高齢者が慣れ親しんだ環境で住み続けられるためには、在宅福祉サービスの充実や公共施設をはじめとした生活環境の整備が必要です。
- 団塊の世代が後期高齢者になるとともに、少子化による年少人口の減少により支援に必要な人材の確保が難しくなることが懸念されています。そのため、住民主体の地域の助け合いや支え合いの活動を支援することによって、地域で日常の見守りや緊急時につけられるよう地域における支え合いの仕組みづくりが求められています。
- 本町では、老人会による健康づくり活動、社会奉仕活動、シルバー人材センターを中心とした雇用機会の拡充等、地域に密着した高齢者がいきいきと参加できる活動に取り組んでいます。今後も、高齢者の役割は重要であり、高齢者の生きがいつくりとともに、まちづくりへの参画ができるような環境づくりが必要です。

◆高齢者人口(65歳以上)の推移◆

	実数(人)[高齢化率(%)]				
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
宇多津町	2,303 [14.4]	2,673 [15.3]	3,127 [17.1]	3,627 [19.1]	3,964 [21.7]
香川県	214,242 [20.9]	235,508 [23.3]	253,245 [25.8]	286,296 [29.3]	296,533 [31.9]

資料：国勢調査

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 在宅福祉サービス等の充実

施策内容

- 介護保険制度を有効活用しながら、町独自のサービスの充実を図るとともに、地域の特徴に応じた持続可能な新サービスの導入の検討を行います。
- 在宅介護に取り組む介護者への相談・支援体制の充実に努めます。

主要事業

- ・福祉タクシー助成事業
- ・老人配食サービス事業
- ・在宅介護見舞金支給事業
- ・介護予防サポーター養成事業

具体施策② 高齢者が活躍できる生きがいの推進

施策内容

- 高齢者が個々の能力や状況に応じて、就労や学習、スポーツ活動等に取り組むことが可能となる体制づくりに努めます。
- NPO等、地域団体と連携した高齢者の社会参加の機会づくりや老人クラブ等による地域活動の活性化に努めます。
- 高齢者の持つ能力をまちづくりに活かすため、各種ボランティア活動への参加を促進します。

主要事業

- ・シルバー人材センター事業
- ・老人クラブ活動支援事業

具体施策③ 高齢者の権利擁護の推進

施策内容

- 高齢化の進展に伴い、認知症の人数も増加しています。本人や家族からの情報発信や認知症に対する知識の普及啓発を推進し、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていける地域の体制づくりを推進します。
- 判断能力が低下している高齢者の権利擁護を図り、地域生活を支えていくため、成年後見制度や日常生活支援事業の利用促進に努めます。
- 認知症等により判断能力の低下が見られる高齢者が、消費者被害にあうことや、高齢者虐待を受けていることがあります。こうした高齢者が尊厳を持ち、地域で安心して生活を送り続けられるよう、虐待の発生を予防し、早期発見に努め、虐待を発生させない地域づくりを推進します。

主要事業

- ・ 認知症サポーター養成講座
- ・ 認知症高齢者等つながりネットワーク事業「どこいきょん」
- ・ 成年後見制度利用促進体制整備事業
- ・ 認知症カフェの運営支援

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
65歳以上人口の内、要介護の人の比率	16.7% (令和4年)	16.7%	厚生労働省 「介護保険事業状況報告」 年報・月報
認知症発症者に占める 軽度者(ランクⅡ以下)の 割合	72.7% (令和4年)	72.7%	厚生労働省 「介護保険総合データベース」
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
高齢者の相談支援件数	8,164件	9,000件	地域包括支援センター
介護予防サポーター数	197人 (令和4年)	270人	地域包括支援センター

基本目標 2 すべての人に優しい健康・長寿のまちづくり

基本施策 2-5 障害者福祉の充実



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

社会的障壁を取り除き、経済的支援、相談支援、職業訓練や就労支援などの障害者福祉の充実に努め、障害者が地域社会の一員として、家庭や地域の中で安心して生活を送ることができる共生社会の実現を目指します。

【1】現状と課題

- 平成 25 (2013) 年 4 月に施行された「障害者総合支援法」で、これまでの身体障害・知的障害・精神障害に加え、難病・発達障害も障害の範囲に含まれ、障害福祉サービスの利用者数は、年々増加傾向にあります。
- 平成 28 (2016) 年 4 月には、「障害者差別解消法」が施行され、行政機関における障害者への合理的配慮の提供が義務付けられました。令和 6 (2024) 年 4 月には、合理的配慮の提供は民間事業者にも義務付けられます。
- 令和 4 (2022) 年 5 月には、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、手話通訳や音声解説など、障害に応じたコミュニケーション手段を選択できるようにするなど、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することが規定されています。
- 障害者が地域で共生するため、障害者に対する理解を深める研修・啓発に取り組むことにより、地域社会全体で障害者を見守り、障害の有無に関わらず住民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現が求められています。

◆障害者手帳所持者数の推移◆

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	525	523	525	508	497
療育手帳	129	131	130	134	132
精神障害者保健福祉手帳	137	138	141	149	163
合計	791	792	796	791	792

資料：保健福祉課(各年 3 月末現在)

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 生活支援の充実

施策内容

- 関係機関と連携しながら障害者のニーズに応じた福祉サービスと相談支援の充実に努めます。

主要事業

- ・福祉年金支給事業
- ・重度心身障害者医療費助成事業
- ・相談支援の充実

具体施策② 共生社会の推進

施策内容

- 障害者に対する正しい知識と理解が得られるよう、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発に努めるとともに、障害特性を理解するための交流事業の推進や地域住民が自発的に行う活動の支援に努めます。
- 障害者の社会参加を支援する人材育成に努めます。

主要事業

- ・障害者理解のための事業
- ・うたづええもん市の開催
- ・市民後見人、手話奉仕員の養成
- ・意思疎通支援事業（手話通訳者の派遣）

具体施策③ やさしいまちづくりの推進

施策内容

- 障害者や高齢者等、全ての人々が自由に移動し、社会参加ができるように、公共施設等のバリアフリー化等への啓発に努めます。
- 障害者差別解消法や、障害に関する正しい知識や認識を得られるよう、啓発に努めます。
- 障害特性に応じた情報伝達体制の整備に努めます。

主要事業

- ・公共施設のバリアフリーの推進

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「障がい者福祉の充実」 満足度	22.2% (令和4年)	40%	令和4年度町民アンケート調査 ※「満足」「ある程度満足」の合計
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
相談支援センターの相談 件数 * 障害者福祉関係に限る	303件 (令和4年)	400件	

基本目標 2 すべての人に優しい健康・長寿のまちづくり

基本施策 2-6 生活困窮者対策の推進



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

援護を必要とする人々の経済的自立と生活の安定を図るため、関係機関と連携を図りながら、経済的支援だけでなく、個々のニーズに応じた総合的な生活自立支援に取り組みます。

【1】現状と課題

- 昨今、疾病や事故等を原因として経済的な問題を抱える家庭が生じています。それに伴い、生活福祉資金の借り入れや生活保護の申請も増加し、町内の生活保護世帯は令和5(2023)年4月1日現在、170世帯となっています。
- 経済的な要援護者に対する支援は、県の支援のほか、本町でも、低所得者の経済的自立と生活の安定につながるよう、就業機会の拡充や生活福祉資金貸付制度の活用等、支援対策と自立助長の推進を図る必要があります。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 生活困窮者世帯への支援の充実

施策内容

- 生活困窮者世帯に対する生活福祉資金貸付や所得に応じた検診の無料化・減額等をより効果的に活用するとともに、就業機会の確保のため、香川県、社会福祉協議会、民生委員、職業安定所等の関係機関との連携強化を図ります。
- 「生活困窮者自立支援法」に基づく生活保護に至る前までの包括的・計画的な自立支援を図ります。

主要事業

- ・生活福祉資金貸付制度の充実
- ・社会福祉協議会、民生委員との連携・協力による制度の活用
- ・所得に応じた検診の無料化及び減額
- ・就業機会の充実

具体施策② 相談業務の充実

施策内容

- 香川県社会福祉協議会等の関係機関との連携強化により、個々の要援護者世帯の状況に応じた生活全般にわたる相談・指導体制の充実に努めます。

主要事業

- ・生活困窮者相談支援事業
- ・関係機関との連携強化

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
生活保護世帯数	172世帯 (令和4年)	160世帯	香川県中讃保健福祉事務所
生活保護から自立した 年間世帯数	9世帯 (令和4年)	10世帯	香川県中讃保健福祉事務所 (廃止のうち、収入増加の者)
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
生活困窮者自立相談 件数	12件 (令和4年)	20件	社会福祉協議会

基本目標 2 すべての人に優しい健康・長寿のまちづくり

基本施策 2-7 社会保障の充実



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

国民健康保険は、国保広域化による県全体で一体化し、社会保障制度の維持・適正化のため、予防事業の強化による健康保持や健康増進に努めます。

国民年金は、高松西年金事務所との協力・連携のもと、住民への周知、啓発、相談体制の強化を図るとともに、制度の周知や納付環境整備等により無年金者の発生防止に努めます。

【1】現状と課題

- 国民健康保険は、国民皆保険制度の中で地域保険として大きな役割を果たしています。しかしながら、急速な医療の高度化により一人当たりの医療費は年々増加傾向にあり、後期高齢者医療保険も同様に増加しています。
- 今後、社会保障制度の見直しや拡充が図られる中で、医療保険の維持及び適正化に努めるためには、関係機関への働き掛けだけでなく、住民の健康維持と保持、増進に努める必要があります。
- 国民年金制度は、終身にわたり、老後の暮らしや、病気やけがで障害者になった時等に生活の安定を図る経済基盤としての公的年金制度です。そのため、住民一人ひとりの年金受給権を確保することが大切であり、高松西年金事務所との協力・連携のもと、負担能力に応じた多段階免除制度の周知や納付しやすい環境整備等により、無年金者の発生を防止することが重要です。

◆国民健康保険の給付状況◆

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
被保険者数(人)	3,136	3,075	3,021	2,972	2,836
給付件数(件)	52,826	53,100	49,610	50,802	50,953
給付額(千円)	1,046,063	1,005,287	965,963	1,132,915	1,142,268
一人月当たり給付額(円)	27,797	27,244	26,646	31,766	33,565

資料：町健康増進課

◆国民年金被保険者数◆

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1号被保険者(人)	1,871	1,768	1,741	1,688	1,781
3号被保険者(人)	1,506	1,439	1,412	1,336	1,248
任意加入(人)	13	20	22	21	22
合計	3,390	3,227	3,175	3,045	3,051

資料：町住民生活課

◆国民年金受給者数◆

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
拠出年金(人)	161	138	120	104	80
基礎年金(人)	3,823	3,890	3,997	4,043	4,091
福祉年金(人)	0	0	0	0	0

資料：町住民生活課

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全化

施策内容

- 国民健康保険及び後期高齢者医療の健全な財政運営を図るため、国民健康保険資格の取得・喪失手続きの勧奨や、レセプト点検の強化及び拡充、ジェネリック医薬品普及促進及び差額通知、適正化医療の指導等の推進に努めます。
- 健康講座の開催や健康体操の継続実施等による健康づくり、特定健診・特定保健指導を実施し、生活習慣病予防により将来の医療費負担の軽減を図ります。

主要事業

- ・ 国民健康保険資格取得・喪失届出勧奨
- ・ 医療費適正化事業（レセプト点検・ジェネリック医薬品普及啓発）
- ・ 特定健診・特定保健指導の強化
- ・ 慢性腎臓病重症化予防事業

具体施策② 国民年金制度運営の推進

施策内容

- 生活の安定を目指した国民年金制度に関する住民の理解を深め、健全な制度運営の推進に努めます。
- 来庁やマイナポータルを活用した資格取得・種別変更・資格喪失の手続き等による加入促進を図ります。
- 口座振替・クレジット納付・電子決済の利用促進により、住民サービスの向上を目指します。

主要事業

- ・ 加入促進及び口座振替の利用促進
- ・ 広報・相談業務の充実

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「社会保障の充実」 満足度	28.2% (令和4年)	30.0%	令和4年度町民アンケート調査 ※「満足」「ある程度満足」の合計
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
特定健診受診率	34.9% (令和4年)	40.0%	
国民年金相談業務件数	842件 (令和4年)	600件	

基本目標 3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり

基本施策 3-1 母子保健の推進



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

安心して妊娠、出産、育児ができる環境の充実を図ります。

【1】現状と課題

- 妊娠・出産・育児期において、妊婦健診や育児教室、乳幼児健康診査、療育相談事業を実施し、早期からの母子の健康づくりに努めています。また、子育てに対する不安や悩みの解消に向け、相談事業を行っています。
- 核家族化が進み、地域のつながりが希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭も少なくありません。経済的支援とともに、安心して出産・子育てができる環境整備等、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を実施し、少子化対策をより一層充実する必要があります。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 母子保健対策の充実

施策内容

- 医療機関との連携を図りながら、保護者の育児不安の軽減、子どもの健やかな成長・発達を支援するため、妊産婦及び乳幼児への健康診査や育児相談等、妊娠期から子育て期までの対策の充実に努めます。
- 国・県の交付金を活用し、出産・子育て支援事業として、出産育児関連用品の購入費等の経済的支援を行うとともに、妊娠届時より妊婦や低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実します。

主要事業

- ・ 育児相談、子ども相談、ことばの相談事業
- ・ 妊産婦健診、乳児一般健康診査、乳幼児健診事業
- ・ 予防接種事業
- ・ 出産・子育て応援ギフト事業、伴走型相談支援事業、産後ケア事業

具体施策② 食育の推進

施策内容

- 生涯にわたり、健全な食生活を実践するため、家庭をはじめ保育所、幼稚園、認定こども園、地域等との連携により、乳幼児期からの食育の推進に努めます。

主要事業

- ・ はじめての離乳食教室
- ・ 離乳食フォローアップ教室
- ・ 小中学校や保育園等における給食事業

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
出生数	170人 (令和4年)	170人	
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
妊婦健康診査受診率	99.3% (令和4年)	100%	
産後ケア利用者数	延30人 (令和4年)	延50人	
健康教育・育児相談利用者数	859人 (令和4年)	900人	

基本目標 3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり

基本施策 3-2 幼児教育・保育（児童福祉）の推進



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

幼児教育に対するニーズに対応した教育内容の充実や施設の維持・充実を図ります。

また、地域が協働して家庭教育力の向上を図るとともに、多様化するニーズや高度化する教育内容への対応ができる教職員の育成・支援を推進します。

さらに、多様化する保育ニーズに対応し、安心して子どもを生み育てることができるよう子育て支援の充実、環境づくりを推進します。

「ファミリー・サポート・センター」「みんなのサロン」「つどいの広場」「子ども食堂」等、地域での活動の充実や、それらに携わるボランティアの育成等、地域で子どもを育てる体制づくりを推進します。

【1】現状と課題

- 本町には、令和5（2023）年5月現在、公立は幼稚園が1園、保育所が1園、私立は認定こども園が5園、保育所が1園設置されています。
- 本町の子ども・子育て支援に関する計画としては「第2期宇多津町子ども・子育て支援事業計画」が策定され、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通して、安心して子どもを預けることができる環境の整備に努めています。
- 幼児教育にあたっては、満3歳児保育や預かり保育等に取り組み、多様化するニーズへの対応に努めています。また、小学校へスムーズに就学できるよう、関係者により教育内容や幼児の特徴について情報交換を行うとともに、施設の改修・修繕等を行うなど教育内容・環境の充実を図っています。
- 幼児教育に対するニーズに対応して、体験活動等、教育内容の充実とともに、施設の計画的な維持・充実に努める必要があります。
- 近年、家庭教育力の低下と支援を要する幼児や地域コミュニティに溶け込めない家庭等が見られ、園外における幼児の健全な発育を損ねることが危惧されます。このため、地域が協働して保護者等への家庭教育力のスキルアップを図るとともに、それを支援する教職員の育成に努める必要があります。
- 町外からの若年層の転入により、保育需要が高くなっていることから、乳児保育、延長保育、一時保育、休日保育に取り組むなど、多様化する保育ニーズへの対応を図ってきたところです。一方で、核家族化の進行や都市化の進展、女性の社会進出等を背景に、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、家庭における養育機能の低下が指摘されています。
- 今後の子育て環境づくりには、多様化・高度化する保育ニーズに対応して受け入れ体制の強化を図るとともに、家庭と地域が一体となって子どもたちが健やかに育つ生活環境を整備する必要があります。

- 地域で子どもを育てるため「ファミリー・サポート・センター」「みんなのサロン」「つどいの広場」「子ども食堂」等を開設していますが、ボランティアの育成や地域での取組方法等、活動の更なる強化を図っていきます。
- 子育て支援・交流施設として令和4（2022）年に開館した南部すくすくスクエアに遊具を整備し、子どもがより楽しい時間を過ごせるよう、施設の充実を図っています。
- 近年、社会問題化している児童虐待等への対応については、令和4（2022）年4月に相談支援センター内に子ども家庭総合支援拠点を設置し、体制強化に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会や子育て世代包括支援センター等、関係機関との連携強化を図っています。今後も、更なる体制強化と連携強化に取り組む必要があります。
- 離婚の増加により、本町のひとり親家庭は年々増加傾向にあります。ひとり親家庭は、社会的・経済的・精神的に不安定な状態におかれることが多く、児童の健全育成のために、生活面や精神面の安定等を図るための様々な支援が必要です。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 乳幼児に対する施策の充実

施策内容

- 幼稚園については幼児期の発達段階に応じた基本的な生活習慣や態度、健全な心身の基礎を培う教育内容の充実に努めます。
- 教職員の資質向上に向けた研修の充実を図ります。
- 延長保育や一時保育等、多様化・高度化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実に努めるとともに、保育士の適正数の確保及び研修・指導体制を強化して資質の向上に努めます。また、病児・病後児保育の充実、夜間保育の実施について検討します。
- 保育所の計画的な改修や施設・設備の整備・充実を図ります。

主要事業

- ・町教育連携協議会の部会研修会（小1連絡会、読書部会等）の開催
- ・幼稚園等における公開保育の実施
- ・多様な保育ニーズへの対応
 - ◇延長保育、一時保育等の継続実施
 - ◇病児、病後児保育・夜間保育の実施検討
- ・保育所の計画的な改修
- ・保育士の確保及び研修・指導体制の整備による資質の向上

具体施策② 子育て支援の充実

施策内容

- 子育て支援として、保育所等を活用した育児相談や集団生活への適応を図るとともに、こんにちは赤ちゃん事業の実施、保育所・保健センターにおける支援体制の充実、保育所と幼稚園の連携強化、未就園児の相談・支援に努めます。
- 保健センターや相談支援センターにおいてだれもが気軽に相談できる体制づくりとともに、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めます。
- 民生委員、NPO法人の活動支援、保育士・看護師・保健師・助産師等の相談活動の支援、児童虐待等への対応、相談・支援体制の強化及び関係機関の連携強化、虐待、DV、ヤングケアラーに関する啓発等を図ります。
- 関係機関と連携して妊婦や乳幼児に対する保健・医療の充実を図ります。特にハイリスク妊婦や低体重児については、訪問指導を実施します。

主要事業

- ・ 要保護児童対策地域協議会における各機関との情報交換による支援協議
- ・ 子育て支援活動の充実

具体施策③ 子どもの遊び場・居場所の確保

施策内容

- 子どもが安全に遊べる場として、児童館、公園等の整備・充実に努めるとともに、安全な居場所として、ニーズに対応した放課後児童育成クラブの取組により、児童の健全育成・時間・年齢の延長等のサービスの充実を図ります。また、小規模クラブの育成を図ります。
- 放課後子ども教室として、校区毎に宿題支援活動、スポーツ活動を年間通して実施する事により、子どもの放課後の居場所や活動の場の充実を図ります。

主要事業

- ・ 子どもの遊び場確保（児童館）事業
- ・ 放課後児童健全育成事業
- ・ 放課後子ども教室の実施
- ・ 子どもが安心して遊べる遊具の設置、遊具の定期的な保守点検
- ・ 子ども食堂事業

具体施策④ 少子化対策の推進

施策内容

- 子育てにおける経済的負担の軽減を図るとともに、出生前支援を含めた総合的な少子化対策を推進します。また、不妊治療についても、助成を行うことで妊娠を希望する方の経済的な支援を図ります。

主要事業

- ・ 子ども医療費助成事業
- ・ 不妊治療費助成事業
- ・ 出産・子育て応援ギフト事業、伴走型相談支援事業

具体施策⑤ ひとり親家庭等の自立に対する相談支援

施策内容

- 相談支援センター、民生委員や保健師等の関係機関との連携を通して、ひとり親家庭の抱える問題を的確に把握し、実施機関につなげられるよう相談体制の充実を図ります。

主要事業

- ・ 関係機関との連携強化
- ・ 児童扶養手当
- ・ ひとり親家庭等医療費助成事業
- ・ ひとり親家庭保育料免除事業

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
未就学児童数	1,154人 (令和4年)	1,200人	
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
認定こども園・幼稚園・保育所 利用定員数	1,136人 (令和4年)	1,172人	5月1日現在利用定員数
認定こども園・幼稚園・保育所 園児数	810人 (令和4年)	1,136人 (定数)	5月1日現在園児数
青少年健全育成事業(放課後子ども教室)の参加者数	61人 (令和4年)	100人	

基本目標 3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり

基本施策 3-3 学校教育の充実



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

本町の将来を担う児童・生徒が、対話を通して「誇り」「敬い」「創意」を育む教育の推進を目指し、保・幼・小・中の連携による教育を推進します。また、児童・生徒が新しい時代を生きるために必要な、資質・能力を育むために主体的・対話的に学ぶ教育の創造を行い、その中で、生きて働く知識の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等を養おうとする力の育成に努めます。

【1】現状と課題

- 今の子どもたちが、成人して社会で活躍する頃は、構造や雇用環境が大きく、また急速に変化する等、予測が困難な時代となっています。令和3(2021)年3月に公示された学習指導要領等では、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を確実に育成することをねらいとしています。
- 本町においても、学習指導要領の方針に基づき、「夢と希望を抱き、高め合い、喜びを分かち合う教育 ～対話の花が咲き～ ともに子どもが育つ町 うたづ～」を基本理念とし、自ら自分の未来を切り開く学校教育の推進を進めてきました。また、全小中学校でGIGAスクール構想に対応する環境づくりを行いました。
- 今後も、初めて遭遇するような場面でも、自分で課題を見つけ、自ら考え、自ら問題を解決する資質や能力を育成する必要があります。
- 学校を取り巻く教育環境では、教育内容を充実させるためのICT環境の整備と活用、コミュニティ・スクールの充実による開かれた学校づくり、学校内外における安全対策(感染防止対策も含む)・防災教育の充実が求められています。

◆小中学校の状況(各年度5月1日現在)◆

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	児童・生徒数		学級数	教員数	児童・生徒数		学級数	教員数	児童・生徒数		学級数	教員数
	男子	女子			男子	女子			男子	女子		
宇多津小学校	220	193	17	27	219	201	17	26	226	209	16	32
宇多津北小学校	289	283	21	33	273	271	21	33	243	257	17	37
宇多津中学校	249	233	17	33	253	231	17	32	233	229	15	37
合計	758	709	55	93	745	703	55	91	702	695	48	106

資料：町教育委員会

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 学習内容の充実

施策内容

- 児童・生徒一人ひとりの個性と能力に応じた教育の推進を図るとともに、グローバル化や情報化等、社会の変化に対応した教育の充実に努めます。
- それぞれの特色を生かした学校づくりに向け、教育の基礎・基本を重視するとともに、総合的な学習の時間等の充実に図ります。また、各学校において、GIGAスクール構想を推進します。

主要事業

- ・ 外国人の児童生徒に対する日本語指導の実施
- ・ 小中学校にALTを配置
- ・ ICT機器を活用した学習活動の一層の充実

具体施策② 教育環境の整備

施策内容

- 児童・生徒が安心して学習や学校行事等に取り組むことができるよう、学校施設・設備の計画的な改修や危機管理を促進します。
- ICT教育等の多様な学習内容に対応する施設・設備の充実に努めます。

主要事業

- ・ 新入生制服等購入費助成事業
- ・ 児童生徒に1人1台端末の更新
- ・ 1人1台端末の持ち帰りによる家庭学習の充実

具体施策③ 心の教育の推進

施策内容

- 生命を尊重する心や他者への思いやりの心を育む「心の教育」の取組を進め、不登校やいじめ等への対応を図ります。
- 関係機関との連携を図りながら、児童・生徒や保護者に対する相談活動やカウンセリングの充実に図ります。

主要事業

- ・ 専門職による教育相談の実施

具体施策④ 体力づくり、健康教育の推進

施策内容

- 自ら目標をもって体力向上に努める健康教育、たくましい体力づくりを維持、推進することで、児童・生徒の体力の向上を図ります。

主要事業

- ・新体力テストの実施（小中学校）
- ・講師を招き「がん教育」授業の開催
- ・小児生活習慣病予防対策事業

具体施策⑤ 教職員の資質や能力の向上

施策内容

- 教職員の各種研修事業の受講奨励等を図り、情報化やグローバル化等の多様化・高度化する学習内容に対応できる指導体制づくりや研修会の実施に努めます。

主要事業

- ・町教育連携協議会の各部会研修会の実施、公開授業の開催
- ・ICT関連、特別支援教育に関する研修会の実施

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「授業の内容がよく分かる/ だいたい分かる」と回答した 児童生徒の割合	71.4% (令和5年: 小学校)	75% (令和8年: 小学校)	第2期宇多津町教育大綱 事業体系
	56.1% (令和5年: 中学校)	60% (令和8年: 中学校)	
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
ICT教育において端末を上手く 活用できていると 思う児童生徒の 割合	小学生 87.0% (令和4年)	90.0% (令和7年)	第2期宇多津町まち・ひと・しごと 創生総合戦略
	中学生 82.0% (令和4年)	90.0% (令和7年)	
英語教育・外国語活動に おける英語検定合格率 -中学1年生(5級)-	78.0% (令和4年)	90.0% (令和7年)	

基本目標 3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり

基本施策 3-4 家庭と地域の教育力の推進



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

学校を核とした地域の協働活動の実施により、家庭や地域における教育力の向上や地域社会の進展を図り、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを推進します。

学校と地域とが一体となって子どもたちの成長を支えるため、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の活発化を推進します。

【1】現状と課題

- 近年、社会がますます複雑化・多様化する中で、核家族化や少子化の進行、女性の社会進出の増加等により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。また、地域社会においては、連帯感の希薄化が生じ、地域における子どもの教育力の低下が指摘されています。そのような中、子どもたちを健やかに育むためには、学校を核とした地域の協働活動の実施が必要となることから、家庭や地域における子育ての役割が、より一層重要なものとなっています。
- 学校応援隊（学校支援ボランティア）等、地域における学校支援の充実が図られていることもあり、あいさつ運動や本の読み聞かせボランティア等の参加者が増加し、地域と子どもたちとの交流が深まっています。現在、学校と地域とが相互の連携・協働のもと、学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子どもたちの成長を支えていくことが必要です。
- 今後も、家庭や地域と学校が緊密に連携を図りながら、それぞれの役割を担いつつ、生活習慣の健全化に向けた食生活の指導、改善等、一体となって子どもを育てる体制づくりが必要です。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 家庭・地域と学校の連携

施策内容

- 「地域学校協働本部」を核として、地域コーディネーターを中心に学校・家庭・地域が一体となった子どもを育てる活動の充実を図ります。また、児童・生徒の地域活動への積極的な参加を促し、地域の人々と触れ合う場の拡充を図るとともに、地域の人材・施設・活動を活用し、家庭や地域と学校の連携を進めます。

主要事業

- ・ 学校支援活動の促進

具体施策② 開かれた学校づくり

施策内容

- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を開催し、学校と地域住民が連携して学校運営に取り組みます。また、小中学校施設の地域への開放や学校行事等への地域住民の参加促進を図り、地域の実情に応じた学校運営に努めます。
- 学校評議員制度等の活用を図り、地域住民の学校への意見を広く聞く体制づくりに努め、地域に信頼される特色ある学校づくりを目指します。

主要事業

- ・ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の充実

具体施策③ 地域の教育力の向上

施策内容

- 児童・生徒の生活の土台となる町内自治会や地域住民の相互教育力を高めることによって、そこに住む子どもたちの地域の愛着と向上的な影響力を高めます。
- 地域行事への積極的参加及び地域を中心としたボランティア活動への積極的参加を促します。

主要事業

- ・ 地域行事や地域ボランティア活動の情報発信及び参加促進

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「地域と学校の連携」 満足度	35.3% (令和4年)	40.0%	令和4年度町民アンケート調査 ※「満足」「ある程度満足」の合計
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
学校応援隊(学校支援ボ ランティア)登録人数	133人 (令和4年)	180人	

基本目標 3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり

基本施策 3-5 青少年健全育成の推進



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

将来のまちづくりを担っていく青少年の健全育成に向け、地域が一体となった環境づくりを推進します。

特に、巡回指導活動や啓発活動等、家庭や地域との連携・強化による非行防止や環境浄化、青少年の豊かな人間性を育むための地域でのあいさつ運動等、見守り活動の充実を図ります。

また、家庭教育の充実を図るため、就学前児童の保護者等への研修を実施します。

【1】現状と課題

- 近年、少子化や核家族化、スマートフォンやインターネット等、情報の多様化により青少年を取り巻く環境は変化しており、非行の凶悪化、低年齢化、いじめ、ひきこもりや不登校児童が問題となっています。本町においても、新宇多津都市における多くの商業施設等の立地により、生活環境が変化してきました。そのような中、本町では、子ども会・PTA活動や「家庭教育学級」等の家庭教育活動、少年育成センターによる巡回指導、少年相談等、青少年の健全育成に向けた取組に努めてきました。
- 今後も、少年育成センターの機能強化とともに、家庭や地域、学校、関係団体等の連携強化を通して地域全体で健全育成のための非行防止活動等を推進することが必要です。
- 青少年育成における家庭の役割は重要であり、家庭の教育力の強化を図るため、乳幼児から青少年を持つ親の家庭教育の充実が必要です。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 家庭教育の充実

施策内容

- 家庭における教育力の向上を図るため、家庭教育講座や親子の触れ合いの場や機会創出を図ります。
- 少年育成センターを中心とした関係機関の連携を図り、相談・指導体制の充実に努めるとともに、教育支援センターを中心に家庭・学校が連携し、不登校の相談への対応を図り、通級生徒の学校生活を支援します。

主要事業

- ・「家庭の日」（毎月第3日曜日）に合わせた保護者へのメール配信
- ・学校・PTA等と連携した家庭教育の研修・講座の充実

具体施策② 地域ぐるみの推進体制の整備

施策内容

- 乳幼児から青年まで、それぞれの発育段階で当面する問題に対処できるように、関係機関の連携を強化しながら、子どもや子どもを持つ親からの相談や支援ができる体制の充実に努めます。
- 地域との連携強化を通して地域の子どもの現状を知り、非行に走る前の青少年の早期発見に努め、相談活動対策に取り組める体制づくりを図ります。

主要事業

- ・少年育成センターの充実

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「青少年教育の推進」 満足度	25.8% (令和4年)	30.0%	令和4年度町民アンケート調査 ※「満足」「ある程度満足」の合計
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
家庭教育に関する講座の 実施回数	4回 (令和4年)	5回	

基本目標 3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり

基本施策 3-6 生涯学習の充実



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

住民の生涯学習活動の基盤となる施設の充実を図ります。また、生涯学習に関する情報を住民が手軽に入手できるように、情報・相談機能の拡充が図られ、住民や民間団体と行政との連携強化による地域一体となった生涯学習推進体制の整備を図ります。

さらに、多様なニーズを把握し、住民自らが学習講座や教室の企画・運営が行える体制づくりを推進します。

【1】現状と課題

- 価値観の多様化やライフスタイルの違いを背景に、新たな知識や技術・技能の修得に対するニーズは高くなっており、生涯学習で得た成果を公の場で発表する機会等への対応が求められています。
- 本町でも、新型コロナウイルス感染症の影響等で、利用内容や頻度が変化した施設も見られたものの、このような生涯学習を通じた生きがいや健康づくり意識への対応のため、保健センターやユープラザうたづをはじめとした生涯学習活動の場の充実等が図られています。
- ポストコロナの生活様式に沿った施設運営が必要であるほか、学習内容、情報提供を充実させ、生涯学習推進体制の整備を進めていくことで、住民が「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」それぞれに適した方法で生涯を通じて学習することができる環境づくりが求められています。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 生涯学習施設の充実・活用

施策内容

- ユープラザうたづ、保健センター、四国水族館等の生涯学習や環境学習、社会教育関連施設等の充実に努めるとともに、多様な学習ニーズに適した施設の利活用に向けて、情報発信や利用促進を図ります。
- 図書館機能の充実や学習成果を発表・展示できる場等、住民ニーズを踏まえた施設の活用方策について、香川短期大学との官学連携のもと検討します。

主要事業

- ・ 四国水族館の学校教育・生涯学習教育の場としての活用
- ・ ユープラザうたづや保健センターの利活用
- ・ 図書館（ライブラリーうたづ）の利用活性化

具体施策② 学習内容の充実

施策内容

- 情報化や国際化等、社会の変化に対応した学習機会の充実に努めるとともに、学習ニーズの把握・分析を行い、外国語教育の開講・拡充をはじめとした各年齢層のニーズに応じた学習メニューの充実に努めます。

主要事業

- ・ 宇多津大学での講演、研修等の実施
- ・ 生涯学習講座の充実

具体施策③ 情報提供の充実

施策内容

- 住民一人ひとりの生涯学習活動を支援するため、生涯学習関連施設間の連携を促すとともに、町内外の学習施設や学習プログラム、学習グループ、指導者等に関する情報の収集・提供機能及び学習相談機能の充実に努めます。
- ホームページやSNS等を活用した若者を中心とした情報発信の促進、県・近隣市町における生涯学習についての情報提供に努めます。
- 広報誌への講座情報や生涯学習講座案内の掲載のほか、様々な媒体を活用した情報の発信を行います。

主要事業

- ・ 生涯学習講座案内冊子の作成、配布

具体施策④ 生涯学習推進体制の整備

施策内容

- 住民、民間団体・NPO、学校、行政等の連携を深め、地域一体となって、住民の多様なニーズに対応した生涯学習推進体制の整備を図ります。

主要事業

- ・ 各種団体のネットワーク化

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「生涯学習社会の充実・活用」満足度	35.9% (令和4年)	45.0%	令和4年度町民アンケート調査 ※「満足」「ある程度満足」の合計
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
生涯学習講座参加者数	94人 (令和4年)	100人	生涯学習講座

基本目標 3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり

基本施策 3-7 スポーツ・レクリエーションの振興



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

住民それぞれの年齢や体力、ニーズ等に応じた、スポーツ・レクリエーション活動の支援を通して、生涯スポーツ社会の実現やスポーツによる地域コミュニティの活性化を図ります。

また、それらの活動を指導する人材の育成に努めます。

【1】現状と課題

- 価値観の多様化、ライフスタイルの変化、さらには健康維持、体力向上への関心が増大し、スポーツ・レクリエーション活動に対するニーズは一層高くなっています。
- 本町では、11団体がスポーツ協会として活動しており、様々な活動を行っていますが、新規加入者は少なく、活動種目も減少しているといった課題等が出ています。
- 今後、住民一人ひとりが健康で生きがいを持って暮らせる社会づくりに向け、生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、参加機会の充実や活動団体への支援、多様化するスポーツ種目等に対する研修会の開催が必要です。
- 既存の施設を十分活用し、内部設備等は利用者に配慮しながら充実する必要があります。

◆スポーツ協会加入団体(令和4年度)◆

部名	部員数(人)	部名	部員数(人)
バレーボール	12	ソフトボール	75
柔道	25	卓球	13
剣道	27	ゲートボール	15
陸上	4	テニス	30
野球	13	グラウンド・ゴルフ	37
バスケットボール	15	合計	266

資料：町教育委員会

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 生涯スポーツの振興

施策内容

- スポーツ・レクリエーション活動の情報を発信し、高齢者や障害者を含め、住民のだれもが、いつでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう生涯スポーツの振興を図ります。
- 総合型地域スポーツクラブ等、既存施設を有効に活用する自主的な活動を支援します。

主要事業

- ・健康ウォーク等のイベント実施
- ・既存施設を利用した生涯スポーツの推進

具体施策② スポーツ・レクリエーション施設の有効活用

施策内容

- 多様化する住民のスポーツ・レクリエーションニーズに対応し、町民体育館・総合型スポーツ施設・デュアルスポーツセンターなど、気軽に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の活用に努めます。
- 学校施設の開放をはじめ、既存施設の連携や各施設の利用状況等の情報発信を通して、効率的な施設利用や施設利用率の向上を図ります。

主要事業

- ・施設利用情報の発信

具体施策③ 推進体制の整備

施策内容

- 各種スポーツ活動団体や指導者の育成・支援、スポーツ・レクリエーション活動に関する施設、団体等の情報提供・相談体制を充実させることで、生涯スポーツの持続的発展に向けた取組を推進します。
- 住民の運動実態、ニーズを把握するとともに、NPO等との協働によるスポーツ・レクリエーション活動の支援体制を構築します。
- ソフト面である施設予約の利便性を向上させることで、住民がスポーツに取り組みやすい環境を作ります。

主要事業

- ・各種団体等の育成、支援
- ・各種団体への加入促進に向けた情報発信

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「スポーツ・レクリエーション活動の推進」満足度	18.9% (令和4年)	25.0%	令和4年度町民アンケート調査 ※「満足」「ある程度満足」の合計
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
スポーツ推進委員計画・協力事業	4 (令和4年)	6	健康ウォーク、町民体力テスト&ニュースポーツ体験、宇多津子どもロードレース大会協力、丸亀国際ハーフマラソン協力
スポーツ協会加入者数	266人 (令和4年)	280人	

基本目標 3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり

基本施策 3-8 文化・芸術の振興



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

町内の文化財や歴史的資源等の保存に努め、住民が文化財や歴史的資源等に触れる機会の拡充を図ります。

また、住民主役の文化・芸術活動を推進するため、文化・芸術団体の育成や専門的な知識・技能を有する指導者やボランティアの発掘・育成に努めます。

【1】現状と課題

- 昨今、ライフスタイルの多様化を受けて、文化・芸術への関心が高まり、鑑賞だけではなく、自主的・主体的に活動する人が増えています。
- 本町の文化活動は、保健センターやユープラザうたづ、倉の館三角邸を主な拠点として展開されており、各種生涯学習講座や「女性セミナー」等を開講しています。さらに文化協会の28団体（令和5（2023）年度現在）による自主的・主体的な文化・芸術活動等が活発に行われています。
- 香川短期大学が立地している特性を生かし、地域と大学の「域学連携」を強化することが重要です。
- 本町には長い歴史の中で形成されてきた町並みと一体となって、平安時代の開基され、四国霊場八十八カ所の78番札所となっている郷照寺をはじめとする社寺群が青の山麓部に点在し、歴史・文化的雰囲気醸し出されています。
- 本町の自然環境や史跡等に関する研究への支援を通じ、これらの本町固有の自然や文化・歴史を町の誇りとして次世代に引き継ぐとともに、住民主役の文化・芸術活動の更なる発展に向けて、優れた文化・芸術にふれあう機会を提供するなどにより、住民の文化・芸術に対する関心を高揚させることが必要です。
- 優れた文化・芸術活動に対する助成制度を活用し、文化財保護協会をはじめとした文化・芸術団体の自主的活動を支援することも必要です。一方で、高齢化等を背景にした、文化協会の会員減少等に対する対策への支援が求められています。

◆文化財一覧（令和5年4月1日現在）◆

指定別	区分	名称	所有者又は管理者
国	重要文化財(彫刻)	木造千手観音立像	聖通寺
県	有形文化財(建造物)	船屋形茶室	西光寺
	有形文化財(絵画)	絹本著色釈迦三尊二声聞図	郷照寺
		絹本墨画不動明王立像二童子像	円通寺
	有形文化財(彫刻)	木造阿弥陀如来坐像	郷照寺
		木造聖徳太子二歳立像	聖徳院
有形文化財(書跡)	徳川光圀筆書状	西光寺	

史跡	田尾茶臼山古墳	三島主計 ほか
天然記念物	ゆるぎ岩	聖通寺

指定別	区分	名称	所有者又は管理者
町	有形文化財(建造物)	聖通寺本堂	聖通寺
		円通寺五輪塔	円通寺
		雲首塔	聖徳院
	有形文化財(絵画)	宇多津街道図	本妙寺
		絹本著色摩尼宝珠曼陀羅図	円通寺
		掛幅装「絹本著色弘法大師像」	円通寺
		掛幅装「絹本著色愛染明王図」	円通寺
		網浦眺望青山真景図絵馬	宇夫階神社
		網浦眺望青山真景図	宇夫階神社
	有形文化財(彫刻)	石造薬師如来坐像	聖通寺
		木造釈迦如来坐像	聖通寺
		木造如意輪観音坐像	円通寺
		木造地藏菩薩坐像	聖徳院
		木造十一面観音坐像	聖徳院
		銅造観音菩薩立像	宇多津町
	有形文化財(古文書)	本妙寺文書	本妙寺
	有形民俗文化財	聖通寺閼伽井の井戸側	聖通寺
	無形民俗文化財	宇多津鹿島踊り	宇多津鹿島踊り保存会
		宇夫階神社・鹽竈神社祭礼神幸行列	宇夫階神社・鹽竈神社祭礼神幸行列保存会
	史跡	積石塚古墳	三木 康平
		青ノ山山頂古墳群	宇多津町・丸亀市
	天然記念物	巨石と御膳岩	宇夫階神社
		槇柏の木	多聞寺

資料：町教育委員会

◆文化協会加入団体(令和5年度)◆

団体名	
宇多津ソーシャルダンスクラブ	皮革造形教室
日舞 朋絵会	うたづ・サン・パレット
宇多津コーロ・フィオーレ	ちぎり絵クラブ
青山吟詠会	華道 一正流
宇多津民謡同好会	宇多津手描き友禅の会
日舞 同好会	生花 遠州 (近藤社中)
フォークダンスクラブ宇多津レディース	生花 遠州 (川原社中)
カラオケ睦み会	うたづ 苺一絵
日舞 薫会	うたづフラワーアレンジメントクラブ
日本舞踊 藤衣会	聖の会
宇多津こがらす太鼓	お菓子を研究する会
二胡・薫風の会	
葉月ソーシャルダンスクラブ	
オッ☆ペンギンキッズ	
わけべのりこフラスタジオ	
日本舞踊 楽の会	
Pono Aloha Hula	

資料：町教育委員会

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 教育・文化のまちづくり

施策内容

- 香川短期大学や文化施設の集積を生かし、新たな文教ゾーンの形成を促し、教育・文化のまちづくりに取り組みます。
- 香川短期大学と地域の「域学連携」を強化し、新たな生涯学習の場（カルチャー講座）の創出等による文化活動の活性化を図ります。また、保健センター、ユープラザうたづ、倉の館三角邸、コミュニティ分館の活用を図ります。

主要事業

- ・ 大学と地域の交流促進
- ・ カルチャー講座の実施

具体施策② 住民活動の支援

施策内容

- 地域で継承されてきた文化・芸術活動については、伝統文化の継承活動支援、芸術や文化にあふれたまちづくりの推進、文化活動に対する助成制度の活用、無形文化財への登録を推進し、町の誇りとして次世代に引き継いでいきます。
- 各種文化活動を行っている団体や個人の自主活動を支援し、より多様な活動の支援に努めるとともに、文化協会の会員減少等に対応した人材育成への支援についても検討します。

主要事業

- ・ 団体活動補助金（宇多津の盆踊り補助事業、宇多津太鼓台祭り補助事業等）

具体施策③ 地域資源の発掘と活用

施策内容

- 古くから讃岐の門戸として知られると同時に、海上交通の要衝として発展してきたという地域特有の歴史を活かすため、寺社等の文化財や歴史的資源等の発掘と活用、世代間交流を通じた伝統技能等の継承と後継者育成、地域資源の情報発信に取り組むとともに、町文化財保護協会を中心に住民の地域への愛着や誇りを高める場づくりに努めます。

主要事業

- ・ 学術研究助成事業
- ・ 町文化財保護協会等による体験補助

具体施策④ 文化遺産の保全と活用

施策内容

- 本町の文化財や歴史的資源等の保存とともに、住民が文化財や歴史的資源等に触れる機会の環境整備等の充実を図ります。
- 文化財保護協会等の活動支援、観光的視点と併せた町並み整備、町内の案内パンフレット作成、うたづ寺子屋、うたづ検定等による文化遺産愛護意識の高揚等、文化財専門員不在に対応した取組を進めます。

主要事業

- ・「うたづ検定」の実施

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「文化・芸術の振興」満足度	21.1% (令和4年)	30.0%	令和4年度町民アンケート調査 ※「満足」「ある程度満足」の合計
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
学術研究助成事業 採択件数	1件 (令和4年)	2件	
文化協会活動団体会員数	242人 (令和4年)	270人	

基本目標 3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり

基本施策 3-9 人権の尊重



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

人権教育・啓発を促進し、住民一人ひとりが、あらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、相談・救済体制の充実を図り、「住民一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現を図ります。

【1】現状と課題

- 全ての住民は法の下に平等であり、基本的人権を保障された存在であることを認識し、国籍、性別、年齢、家族構成、障害の有無、経歴等による様々な差別や偏見を根絶することが必要です。
- 本町では、令和5（2023）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を改訂し、学校教育や生涯教育等を通じて、人権教育に努めてきました。また、特集人権・同和教育だよりの全戸配布、人権・同和教育学習資料の小中学校への配布等、人権・同和教育に関する広報活動の充実を図ってきました。
- 同和問題をはじめとして、女性や子ども、高齢者、障害者、LGBTQ、外国人等に対する人権問題、さらには、インターネット上での人権侵害やヘイトスピーチの横行等、様々な人権問題が存在し、依然として大きな社会問題となっています。本町においてもあらゆる差別の解消を目指した取組を積極的に推進することが必要です。
- 本町では、LGBTQに関して、令和4（2022）年4月にパートナーシップ宣誓制度を導入しており、多様性への理解が進むよう啓発の充実に努めています。
- 今後も、住民一人ひとりが、正しい理解と認識を持てるよう、あらゆる機会を通じて人権意識の啓発を推進し、「差別をしない・させない・ゆるさない」という基本理念を広めていくことが重要であり、学校教育や生涯教育にたずさわる関係機関と連携しつつ、差別を受けている人たちが安心して、いつでも気軽に相談できる体制づくりにも努める必要があります。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 人権教育の推進

施策内容

- 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、「部落差別解消推進法」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」や「LGBT理解増進法」等の理念を踏まえ、学校教育や生涯学習を通して、様々な場面における人権問題をとらえた教育の充実を図ります。

- 幼稚園、小中学校教職員への人権・同和教育講演会の継続実施、教職員並びに行政職員の研修参加を通して、人権・同和教育における指導者の育成に努めます。

主要事業

- ・住民や教職員、行政職員の研修参加促進

具体施策② 広報活動の充実

施策内容

- 特集人権・同和教育だよりや人権・同和問題学習資料の配布、広報誌への人権コラムの掲載等、人権問題に関する広報活動の充実を図るとともに、企業に対する人権教育・啓発を推進します。

主要事業

- ・企業に向けて広報啓発活動の実施
- ・人権同和学習資料の作成、配布

具体施策③ 相談・救済の体制づくり

施策内容

- 差別の実態を把握し、差別のない社会の実現のため、学校教育・生涯教育において関係機関と連携を取りながら、相談・救済体制の整備に努めます。

主要事業

- ・相談体制の充実

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「人権教育の推進」 満足度	19.4% (令和4年)	25.0%	令和4年度町民アンケート調査 ※「満足」「ある程度満足」の合計
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
人権教育・啓発事業参加 者数	252人 (令和4年)	300人	

基本目標 3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり

基本施策 3-10 多文化共生の推進



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

多様な個人が暮らしやすく、自分らしく活躍でき、それぞれの能力を発揮しつつ、共生できる「多文化共生社会」の実現を図ります。また、多文化共生の推進には欠かせない「やさしい日本語」の普及や日本語学習支援に取り組みます。

【1】現状と課題

- 国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的な違いを認め合う多文化共生社会の実現に向けた意識の醸成を図る必要があります。
- 在留外国人が増加傾向にある中、お互いの価値を認め合いながら、地域において共生できることが求められています。
- 在留外国人にも伝わりやすい「やさしい日本語」の普及啓発を通じて、地域における在留外国人と地域住民とのコミュニケーション機会の創出と相互理解を促進する必要があります。
- 次代を担う子どもたちには、国際理解を深め、確かな語学力や豊かな想像力と発信力を身に付けることが求められています。そのため、保・幼・小・中の町教育連携や、教育課程特例校制度における英語教育(活動)を通して、国際交流を推進することが必要です。
- ALTとの言語スキルやコミュニケーション能力を養う英語教育により、国際社会を生き抜く人材の育成が求められています。
- 在留外国人や県の英語指導助手による英会話教室や料理教室等を開催する等、異文化に触れる機会の充実が求められています。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 多文化共生に向けた環境整備

施策内容

- 地域に根ざした住民レベルでの国際交流の展開に向け、在留外国人との交流等をはじめとした住民の国際交流活動の推進や国際交流団体の育成・支援に努めます。
- 在留外国人の多くが理解できるとされる「やさしい日本語」での情報発信に配慮します。
- 在留外国人が地域に馴染んで暮らすことができる環境を生み出すことに努めます。

主要事業

- ・日本語教室運営事業

具体施策② 多文化理解教育の充実と在留外国人児童に対する学習支援

施策内容

- 教育現場においても多文化理解を深めるための教育を推進します。
- 保・幼・小・中の町教育連携における英語教育の取組を推進し、国際化・グローバル化時代に対応できる人材の育成に努めます。

主要事業

- ・町内小中学校に籍を置く在留外国人児童生徒に対する日本語指導
- ・町内小中学校へのALTの配置

具体施策③ 国際理解・国際交流の推進

施策内容

- 国際理解、異文化体験に関する学習機会を創出し、外国の習慣・文化に関する住民の理解を深めます。
- 在留外国人向け生活ガイドブックの作成、官民連携による日本語教室や料理教室等の開催、相談事業の推進等、町内の在留外国人が共生できる社会を構築し、住民の国際理解を促します。

主要事業

- ・コミュニケーション活動でのALTによる異文化紹介
- ・英語やコミュニケーションの授業においてALTとの交流の場を設定
- ・ユニセフ募金

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
在留外国人数	634人 (令和5年3月)	1,000人	
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
日本語教室等学習機会への参加率	3.1% (令和4年)	5.0%	令和4年度参加人数/ 在留外国人登録人口×100

基本目標 3 子育て・教育・文化の充実したまちづくり

基本施策 3-11 男女共同参画社会の推進



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

家庭、学校、地域、職場等あらゆる場面で男女共同参画を推進するため、生涯学習の機会や情報提供体制の充実を図ります。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、家庭での子育て支援、相談・指導体制の充実、庁内の推進体制の整備を推進します。

【1】現状と課題

- 本町では、令和5（2023）年に「第3次宇多津町男女共同参画基本計画」を策定し、性別による役割分担意識の是正や、政策・方針決定過程への女性の参画等、男女共同参画の取組を進めています。
- 生活水準の向上や社会環境の変化で、個性と能力を發揮できる社会の実現が一層求められるようになってきているものの、依然として格差や固定的な役割分担に基づく偏りが見られます。
- 今後とも、本町においても、性別にとらわれず、家庭、学校、地域、職場等さまざまな分野において参画する機会を得ることで、一人ひとりの個性と能力を發揮しながら、共に責任を担って、協力していくことができる社会の実現のため、社会全体の意識改革や環境整備を更に強化する必要があります。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 女性の社会参画の促進

施策内容

- 女性の幹部職への登用を推進し、地域や職場等の様々な場面における、政策・方針決定過程への女性の参画を促すとともに、家庭教育や女性セミナー等の研修機会の提供や各種活動の支援を通して、スキルアップや意識の向上に努めます。
- 福祉施策等との連携のもと、企業等への働き掛けを促進して女性が社会参画しやすい環境整備に努めます。

主要事業

- ・ 女性セミナー事業
- ・ 団体活動補助金

具体施策② 男女共同参画学習・啓発活動の推進

施策内容

- 男女共同参画意識の醸成と性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた教育・啓発活動を、学校教育や生涯学習等のあらゆる機会や場面で推進します。
- 広報誌やホームページ・SNS等、全ての世代に対応した情報発信を強化し、幅広い年代が教育・啓発活動に参加できるよう努めます。
- 「配偶者暴力相談支援センター」の設置を検討し、DVやセクシャルハラスメント等、近年複雑化する問題に対応しつつ、男女雇用機会均等法やDV防止法等の普及・啓発、相談・指導体制の充実を図り、男女共同参画社会の形成に向けた意識づくりに努めます。

主要事業

- ・男女共同参画週間に合わせた男女共同参画啓発活動の実施

具体施策③ 男女共同参画社会に向けた庁内推進体制の整備

施策内容

- 男女共同参画社会の形成に向け、少子高齢化への対策の検討や女性の管理職への登用の推進、審議会委員等への女性の参画等、町独自の男女共同参画基本計画の一層の充実を図るとともに、住民アンケートの結果を活用し、庁内の推進体制の整備に取り組みます。

主要事業

- ・町の審議会等委員への女性委員登用

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「男女共同参画社会の形成」満足度	18.6% (令和4年)	25.0%	令和4年度町民アンケート調査 ※「満足」「ある程度満足」の合計
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
各種審議会等に占める女性委員の割合	26.7% (令和4年)	30.0%	第3次宇多津町男女共同参画基本計画

基本目標 4 活気・活力・賑わいのあるまちづくり

基本施策 4-1 商工業の振興



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

「新宇多津都市」においては、これまで培ってきた産業基盤を生かしつつ、既存企業への支援の充実とともに企業間の連携の強化を図ることで、産業の活力維持・向上に努めます。

地域資源の活用や「既成市街地」、「新宇多津都市」それぞれの個性的なまちの魅力を生かし、広い分野での地域の活性化を図ります。

また、起業家に対する支援・育成に積極的に取り組み、持続可能な産業の振興を図ります。

【1】現状と課題

- 本町では、臨海部において工業用地を確保するとともに、企業誘致条例の制定等、積極的な企業誘致に取り組み、産業の振興に努めてきました。また、瀬戸大橋をはじめとする交通体系の整備や「新宇多津都市」の整備等により、本町の立地ポテンシャルが高まり、「新宇多津都市周辺」や国道11号沿線を中心に、商業・サービス業が集積してきました。
- 新型コロナウイルス感染症が5類に移行後もその対応は観光関連産業をはじめ、小売サービス業、製造業等多方面の業種で求められています。
- 厳しい経済情勢が続く中、大規模な企業の進出は期待し難いとともに、町内に大規模な企業用地を確保することも難しい状況にあるため、今後は、「新宇多津都市」等の産業基盤を生かしつつ、既存企業への支援を充実させ、企業流出の防止、付加価値の向上を推進する必要があります。
- 事業者の高齢化や後継者不足等による「既成市街地」における商店街の衰退、近隣市町への大型量販店等の立地による「新宇多津都市」における商業力の分散も懸念されるため、地域資源等の活用により個性的な魅力を活かす必要があります。
- 起業家支援制度の整備により、起業を目指す人材の育成・支援に取り組むことも必要です。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 既存企業への支援策の充実

施策内容

- 事業継承等、後継者問題を含む町内の既存企業への支援策の充実や、企業ニーズに応じた環境づくりに取り組みます。
- 町の商業振興の重要な手段のひとつとして、地域経済の活性化と町内在住の方々への経済的負担の軽減、消費拡大を目的にプレミアム付き商品券の発行を行います。

主要事業

- ・宇多津商工会への助成による商工業の振興事業

具体施策② 商業・サービス業の集積促進

施策内容

- 中心商業地の魅力の向上のため、新宇多津都市を中心に、商業・サービス業の集積の維持・促進を図ります。
- 既成市街地においては、公共交通等も活用するとともに、ポケットパーク（小規模な公園）をはじめ快適な歩行者空間を整備して、歩いて暮らせる集約型まちづくりを進め、日常生活に密着した商店の確保を推進します。

主要事業

- ・空き家改修補助事業（起業）
- ・創業支援補助事業

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「活力ある商工業の振興」満足度	30.3% (令和4年)	40.0%	令和4年度町民アンケート調査 ※「満足」「ある程度満足」の合計
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
空き家改修補助事業（起業）補助件数	0件 (令和4年)	2件	
創業支援相談件数	14件 (令和4年)	15件	宇多津町行政評価内部評価票
創業セミナー実施回数	2回 (令和4年)	2回	宇多津町行政評価内部評価票

基本目標 4 活気・活力・賑わいのあるまちづくり

基本施策 4-2 農林水産業の振興



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

経営能力の高い担い手の育成、消費者ニーズを踏まえた高付加価値な農産物の生産、インターネット、SNS等を活用した販路拡大や情報発信等の支援を推進します。

また、水産業においては、経営安定性が高く、生産性の高い水産業への転換を推進します。

【1】現状と課題

- 本町の農業を取り巻く環境は、都市化の進展に加え、農業従事者の減少や高齢化による担い手不足、耕作放棄地の増加等、厳しい状況にあります。
- 今後は、経営能力の高い担い手及び農事組合の育成等、消費者ニーズに対応した高付加価値な農産物の生産等を進める必要があります。
- 本町の漁業は、主たる漁獲対象であるサワラやマナガツオを含む瀬戸内海の水産資源の長期的減少や、輸入水産物の増大、消費低迷による魚価安、諸経費の高騰などが経営の不安定さと厳しさを招いており、そのことが漁業従事者の後継者不足にもつながっています。平成30(2018)年に、漁獲量そのものの制限を基本とする新たな資源管理制度が創設される中で、今後は、魚価をあげるための工夫や6次産業化、革新的な養殖業との組合せなど、「もうかる漁業」への転換が必要です。あわせて、放流された種苗の育成の場の整備が肝要です。
- 起業家支援制度の整備により、起業を目指す人材の育成・支援に取り組むことも必要です。

◆ 専業・兼業農家数 ◆

	総数 (戸)	販売農家(戸)			自給的農家 (戸)	経営耕地面積 (ha)
		専業	第1種兼業	第2種兼業		
平成12年	227	23	5	82	117	78
平成17年	200	12	8	55	125	43
平成22年	179	14	3	45	117	35
平成27年	156	24	1	34	97	38
令和2年	122	45			77	45

資料：農林業センサス

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 農業担い手の育成

施策内容

- 農地を借りたい人と貸したい人にマッチングを実施し、優良農地の保全や耕作放棄地の解消等に取り組みながら、都市型農業や地域の特性を生かした農業の振興に努めます。

主要事業

- ・ 地域計画（目標地図）の変更

具体施策② 高付加価値な農産物の生産

施策内容

- 主要作物である水稲とともに安全で安心かつ新鮮で高付加価値な農産物の生産を支援するとともに、香川県農業協同組合、農業改良普及センター、インターネット等を活用した販路拡大や情報発信を行い、活力ある農業の振興を図ります。

主要事業

- ・ 地域野菜（ブロッコリー）の生産推進

具体施策③ 経営安定性の高い水産業への転換

施策内容

- 高付加価値の種苗の放流に加えて、放流された種苗の育成の場の整備により、収益性の高い漁業の振興を図ります。
- 水産業の経営安定性の向上を目的に、養殖業や観光との連携も含めた6次産業化や、魚価の向上につながる新たな漁法の導入等、新たな水産業の在り方について検討します。

主要事業

- ・ 水産業の振興事業

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
漁獲量	69.6t (令和4年)	70.0t	
遊休農地面積	85,886 m ² (令和4年)	80,000 m ²	
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
種苗放流魚種	4種 (令和4年)	6種	
認定農業者数	3人 (令和4年)	5人	

基本目標 4 活気・活力・賑わいのあるまちづくり

基本施策 4-3 観光の振興



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

イベントの新たな展開や回遊コースづくり、様々な集客施設からの積極的な情報発信等、住民、地域、事業者、関係団体の連携と創意工夫を通して町内外からの入込客や交流人口の拡大に努めます。

【1】現状と課題

- 本町には、四国霊場八十八カ所第 78 番札所の郷照寺をはじめとする多くの歴史・文化資源に加え、瀬戸内海の多島美や青の山等の自然資源、四国水族館やゴールドタワー等の観光資源があります。また、「うたづアロハナイト」「うたづの町家とおひなさん」「宇多津秋の大収穫祭」等の個性あるイベントが開催され、多くの来訪者を集めています。しかし、資源相互の連携や回遊性が弱く、町全体として豊富な地域資源の魅力が十分に生かされていません。地域資源を活用した持続可能な観光づくりが課題であり、既成市街地と新宇多津都市を融合した観光に努める必要があります。
- 今後は、「四国水族館」を核として各種地域資源を活用した回遊性の向上と観光イベントの充実を図るため、コンテンツの魅力度アップ等を検討し、周辺企業との連携等を深める必要があります。
- これらの地域資源を巡るテーマ性のある散策コースやイベントの展開、また、積極的な情報発信に努め、町内外の交流等による観光の展開を図る必要があります。
- 本町の自然や文化、地域資源等の情報を伝えることで、住民の本町への愛着と誇りを醸成し、また、本町に愛着を抱くファンを増やして、移住者・定住者の増加につなげる必要があります。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 観光資源の充実

施策内容

- ポストコロナへの対応のもと、観光起点である「うたづ海ホテル」と交流施設である「こめっせ宇多津」の 2 つの施設を核に古街と新宇多津都市が融合したまちづくりを進めるとともに、周辺施設との連携、「アロハナイト」や「秋の大収穫祭」等、地域活性化を目的としたイベントとの相乗効果等を通して、町全体の面的活性化を推進します。

- 「四国水族館」の集客力だけでなく、「古街の家」への宿泊による集客力を活かし、官民協働による観光施策の推進体制を強化し、町の特色や魅力の発掘、醸成に努め、さらなる知名度の向上や来町者の増加に努めます。
- 交流人口の増加を促進し、来町者の町内消費による域外からの利益流入により更なる域内の経済活性化につなげ、町LINE公式アカウント等のSNSの活用により町内外への効果的な情報発信を通して交流人口の増加を促進します。

主要事業

- ・ 電動レンタサイクル事業
- ・ 宇多津秋の大収穫祭によるにぎわい創出事業
- ・ うたづ夏祭り補助事業
- ・ うたづアロハナイト補助事業
- ・ 宇多津太鼓台祭り補助事業

具体施策② 情報発信の強化

施策内容

- 観光パンフレットやホームページ、SNS等の多様な媒体を生かして、町内の観光施設、イベント、特産品等について、観光客のニーズを踏まえて、効率的・効果的な情報発信に努めます。
- 魅力情報発信WEBサイト「うたづさんぽみち」で本町の魅力的な情報を発信します
- 中讃地域の3市5町（坂出市、丸亀市、善通寺市、宇多津町、綾川町、多度津町、まんのう町、琴平町）から構成される「さぬき瀬戸大橋広域観光協議会」において広域的な連携を推進し、相乗効果によって更なる地域の魅力発信に努めます。

主要事業

- ・ 観光情報発信事業

具体施策③ 観光振興推進体制の強化

施策内容

- 住民、地域、事業者、関係団体、行政等の各主体と連携・協働しながら、それぞれの責任と役割を担い、観光振興のための協力体制を強化します。
- 地域住民の「もてなしの心」を育むとともに、主体となる住民のモチベーションの維持やイベント運営を担う若い世代の参加を促進し、地域全体で観光客を温かく迎える体制づくりに努めます。

主要事業

- ・ 地域づくり活動補助事業（商工会青年部）
- ・ 観光協会補助事業
- ・ うたづの町家とおひなさんによるにぎわい創出事業

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「観光の振興」満足度	38.8% (令和4年)	50%	令和4年度町民アンケート調査 ※「満足」「ある程度満足」の合計
魅力情報発信WEBサイト 「うたづさんぽみち」ページビ ュー数	40,936 件 (令和4年)	45,000 件	宇多津町行政評価内部評価票
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
宇多津町「古街の家」 利用者数	1,200 人 (令和4年)	1,800 人	
電動レンタサイクル利用 台数	804 台 (令和4年)	1,300 台	宇多津町行政評価内部評価票
魅力情報発信WEBサイト 「うたづさんぽみち」更新回 数	3回 (令和4年)	12回	宇多津町行政評価内部評価票
観光振興事業活動回数	5回 (令和4年)	7回	宇多津町行政評価内部評価票

基本目標 4 活気・活力・賑わいのあるまちづくり

基本施策 4-4 雇用の場・労働環境の充実



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

全ての勤労者が安心してその能力を最大限に発揮できるように、時間や場所に限定されない柔軟な働き方ができる環境を整備し、雇用の確保と安定に努めます。

【1】現状と課題

- 近年、新型コロナウイルス感染症の影響等により雇用の機会が失われる業種があった一方、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、人手不足や後継者不足が深刻な業種もあるなど、雇用環境は厳しい状況にあります。
- 国は、「働き方改革」に取り組むとともに、令和元（2019）年6月には「女性活躍推進法等の一部を改正する法律」を公布し、女性が働き続けられる環境を整備するなど、若者や女性、高齢者や障害のある人、外国人等、誰もが働きやすい環境の実現に向けた雇用・就業環境の構造的な改革を進めています。
- ポストコロナにおけるワーケーション等、新しい働き方も普及しつつあります。
- 本町の企業が活力を維持し、成長を続けていけるよう、関係機関と連携して、雇用の安定・拡大とともに、就業や創業への支援が求められています。
- 働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようになるとともに、厚生労働省が定義した「働き方改革」を実現するため、普及・啓発に努める必要があります。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 雇用の確保と就労の支援

施策内容

- 関係機関と連携して、雇用に関する相談窓口や就労・雇用に関する情報提供に努め、多様な人材が活躍できる職場づくりや企業が必要とする人材の確保につながるよう、企業への普及啓発に努めます。
- 企業誘致条例の活用により、積極的に企業を誘致し、雇用の確保に取り組みます。

主要事業

- ・ 地方版ハローワーク事業

具体施策② 勤労者の福利厚生への支援

施策内容

- 福利厚生の充実等、働きやすい職場環境の整備の重要性を周知します。
- 労働福祉に関する各種共済制度等の普及や労働福祉金融制度の充実等、中小企業勤労者の福祉の向上と生活の安定に努め、各種労働団体が行う労働福祉事業、勤労者育成事業等を支援します。

主要事業

- ・ 地方版ハローワーク事業

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
本町の完全失業率	3.21% (令和4年)	3.0% (令和7年)	国勢調査
雇用者数	9,876人 (令和4年)	11,000人	経済センサス
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
キラサポ宣言推進事業の登録企業数	7件 (令和4年)	15件	

基本目標 5 だれもが快適に暮らせるまちづくり

基本施策 5-1 市街地整備（主要 3 地区等）



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

防災、環境、景観等の多様な機能が有機的につながり、自然・歴史・文化と賑わいが融和した魅力的で風格のある市街地の形成を図ります。

「新宇多津都市」は、本町の中核としての機能をもつ地域であり、賑わいの創出を図りつつ、安全で安心して生活ができる居住環境をもつ活力のある市街地づくりを推進します。

「既成市街地」は、風格や品格を備えた緑あふれる居住地域として趣あるまちづくりを推進します。

「南部地域」は、地域の資源を生かし、田園景観の維持や青の山林道・歩道の管理等、住民主体の多様な地域活動が展開しやすい環境づくりを推進します。

【1】現状と課題

- 本町は、海、山に囲まれ、古い町並みや寺社が残る古街と新しい街が形成されている新宇多津都市があります。まちの特性を活かしながら生活基盤の充実、暮らしやすさを重視した環境づくりに向け、子どもから高齢者までが安全に快適に安心して暮らせる生活環境の整備を進めてきました。
- 市街地整備では、道路整備や空き家となった景観性の高い古民家の整備・活用等を実施し、人の交流や地域の賑わいの再生を目指してきましたが、引き続き地域資源の保全・活用を図り、魅力ある市街地を形成する必要があります。
- 本町では、少子高齢化や、安全・安心に対する住民ニーズが高まりつつあるなど、社会構造の変革期を迎えています。今後は、災害にも強い市街地の形成を促進し、持続可能な集約型都市構造への転換を計画的に進める必要があります。
- 「新宇多津都市」は、瀬戸大橋やさぬき浜街道、JR瀬戸大橋線をはじめとする交通体系が充実する本町の中核としての機能をもつ地域です。また過去には、塩田地として栄え、現在では風光明媚な瀬戸内海に面する臨海公園周辺における憩い・安らぎの空間としての活用が進むとともに、土地区画整理事業による都市開発により、都市計画道路・公共下水道・公園・緑道等の都市基盤が充実している地域です。
- 「既成市街地」は、古くからの歴史と伝統的町並みを有する「古街（こまち）」として親しまれ、神社仏閣や町家等により、独特の趣のある地域となっています。うたづの町家とおひなさんをはじめ地域の歴史性に端を発する祭事・イベントの他、コミュニティ主催イベント等も開催され、地域の交流も盛んですが、戸建て住宅の建て替えが増加傾向にあることから、景観形成についての周知、啓発が必要です。

- 「南部地域」は、町南部に位置する地域であり、一団の優良な農地が多く、落ち着いた田園環境が保全されている一方、国道 11 号沿線には商業施設や飲食店、県道富熊宇多津線には学校などが立地し、利便性の高い地域です。しかし、最近では、農業従事者の減少、高齢化による後継者不足等を背景に農地の宅地化が活発化しており、計画的な都市基盤整備と併せ、良好な田園環境の保全と居住環境の維持・増進等、秩序ある土地利用誘導が必要です。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 都市計画の推進

施策内容

- 都市計画マスタープランの見直し等、新しい土地利用計画の中で、新宇多津都市と既成市街地のそれぞれの役割を明確にし、時代のニーズに即した土地利用への転換や秩序ある市街化への誘導の在り方を検討します。
- 立地適正化計画の策定を検討するとともに、地域の実情に応じた都市機能の集積を図り、自然、田園、水辺等の環境に配慮した市街地の形成を進めます。

主要事業

- ・都市計画マスタープラン見直し

具体施策② 良好な市街地景観の創出

施策内容

- 景観形成制度を周知して景観形成気運を高め、都市の風致や歴史的、文化的景観を保全・活用し、良好な市街地景観の創出に努めます。

主要事業

- ・景観条例に基づく良好な景観形成

具体施策③ 市街地の活性化と賑わいの再生

施策内容

- 国の交付金制度等を活用し、地域の活性化、賑わい再生に必要で効果が期待できる都市基盤の整備・更新を進めます。

主要事業

- ・都市再生整備計画事業

具体施策④ 将来を見据えた市街地構造の再編

施策内容

- 内水氾濫等の自然災害への対応として、役場周辺の雨水貯留槽整備や鴨田川改修に伴う市街地利用を促進し、将来を見据えた市街地構造の転換を引き続き進めます。

主要事業

- ・ 浸水ハザードマップの利便性の向上

具体施策⑤ 新宇多津都市の活力ある市街地づくり

施策内容

- 商業等の都市機能が集積した地域としての特性を生かし、まちの顔として、賑わいのある空間の再生を目指します。
- J R 宇多津駅周辺の機能強化や賑わいの軸づくりとともに、臨海公園周辺の魅力づくり等、新宇多津都市の面的活性化を図ります。
- 充実した都市基盤を生かした、利便性の高い都市型住宅の整備を進めるとともに、道路の緑化や潤いのある水辺空間の保全等、安全で快適な居住環境の保全に努めます。

主要事業

- ・ うたづ海ホテル活用促進事業

具体施策⑥ 既成市街地の趣あるまちづくり

施策内容

- 安全で快適に暮らせる生活環境を守るため、住民にとって望ましい道路、公園等の再整備を、高齢者をはじめとした全ての住民と協働して進めるとともに、古街としての良さを活かしたイベントの開催や景観の保全に努めます。
- 具体的には、生活道路や公園施設の再整備とオープンスペースの創出、防災機能の強化等、生活環境の改善を図ります。また、古民家を活用した賑わいづくりや景観保全支援制度の検討、伝統行事やコミュニティ活動の支援充実等、地域資源の有効活用を図ります。
- 古くからの町並みを保全するため、空き家の現状を把握し、その有効活用を推進するため、入居者の斡旋、リフォーム等に対する支援制度の充実を図ります。

主要事業

- ・ こめっせ宇多津の活用促進事業
- ・ 古街の家運営管理事業
- ・ 活かせる空き家のマッチングシステム活用促進事業

具体施策⑦ 南部地域の資源を生かした環境づくり

施策内容

- 南部地域の有する自然、田園、都市等の多様な機能が調和した良好な生活環境を保全するため、計画的な土地利用の誘導を図ります。
- 用途白地地域における計画的な土地利用の誘導とともに、都市基盤施設の整備・充実を図ります。
- 田園地帯における治水対策の強化や自然環境の保全を推進し、安全で良好な田園環境及び住民に親しまれる自然環境づくりに努めます。
- 安全な水辺空間の形成とともに、山林の保全を図ります。

主要事業

- ・ 青の山維持管理事業

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「市街地形成・整備」 満足度	57.5% (令和4年)	65.0%	令和4年度町民アンケート調査 ※「満足」「ある程度満足」の合計
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
景観届出対象行為の ガイドライン適合率	100% (令和4年)	100%	

基本目標 5 だれもが快適に暮らせるまちづくり



基本施策 5-2 住環境（移住・定住対策）の整備



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

快適で安全・安心な住環境の確保に向けて、民間住宅開発の誘導、住宅耐震化に対する支援、老朽住宅への対応を図ります。

住宅環境の改善等、定住促進・誘導に向けた住宅施策を総合的に推進します。

移住・定住に向けて、相談体制や情報提供等の充実を図るとともに、地域による温かい受け入れ体制づくりを推進します。

【1】現状と課題

- 町内では、少子高齢化に伴い、高齢者一人世帯の住宅や空き家となった住宅が増加している地域があるとともに、管理不十分で安全上支障があると思われる住宅も増加傾向にあります。
- 町営住宅は、平成時代に建設した中高層住宅（RC構造）以外は、建設当時から60年以上が経過しており、経年による老朽化が進み修繕箇所が増加し、居住機能が著しく低下している住宅が大半を占める等、住宅の用途廃止や集約化等、民間住宅との役割分担を踏まえた管理・運営が求められています。
- 移住希望者への空き家改修等の補助制度の活用等、きめ細やかな支援を行うとともに、地域の受入体制づくりを進め、地域との連携による移住・定住を促進する必要があります。
- 空き家対策については、関係機関等との連携を通して効果的な対応が可能となったことから、空き家のマッチング制度を含む周知、啓発を通して空き家の適正な管理・活用を図る必要があります。
- 今後予想される南海トラフ巨大地震等の災害に対する住民意識も高まる中、安全・安心で快適な住環境の確保に向けて、住宅開発の適正化や既存建築物等の耐震化、老朽化した危険空き家やブロック塀の除却、町営住宅の長寿命化等について官民連携による周知を含めた対策が望まれます。

◆町営住宅の状況（令和5年4月1日現在）◆

団地名	戸数	団地名	戸数
新開南	48	田町	20
浦町	22	津の郷	4
新町	42	十楽寺	73
山下	16	合計（7団地）	225

資料：町地域整備課

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 町営住宅管理の適正化

施策内容

- 「公営住宅長寿命化計画」に基づき、居住機能の低下、安全面等、住宅施設の機能更新を計画的かつ円滑に実施します。
- 民間住宅とのバランスを考慮した町営住宅の戸数確保と適正管理に努めます。

主要事業

- ・町営住宅維持管理事業

具体施策② 良好な住環境の充実

施策内容

- 住宅に関わるニーズの動向を踏まえつつ、民間と行政との適正な役割分担のもと、内水氾濫対策等も踏まえた、だれもが住みたい、住み続けたいと感じられる良質な住宅の供給や安心して暮らせる環境形成に努めます。

主要事業

- ・開発許可制度による良好な宅地供給

具体施策③ 空き家対策の推進

施策内容

- 今後、増加することが予想される空き家の現状を把握・分析しつつ、空き家の増加を防ぐため、「宇多津町活かせる空き家のマッチングシステム」の周知・活用を進めるとともに、空き家に関する制度、実施内容の周知を続けることで空き家の適正な管理・活用を図ります。また、良好な古民家の活用を促す施策等について検討を進めます。
- 具体的には、「町空家等対策計画」の基本方針のもと、所有者や地域住民、民間事業者等と連携し、空き家の発生予防から利活用・除却を含めた対策を引き続き進め、空き家の価値を維持した状態での利活用を図る等、空き家の「見える化」を推進します。

主要事業

- ・活かせる空き家のマッチングシステム活用促進事業
- ・空き家改修補助事業（移住・定住促進）

具体施策④ 移住・定住対策の推進

施策内容

- 移住者が安心して新たな生活をスタートできるよう、地域に温かく受け入れる体制づくりを進めます。
- 「住まい」や「仕事」等、暮らしに密着した分野をはじめ総合的な支援に努めるとともに、オンライン等を活用した移住に関する相談機会の充実を図ります。

主要事業

- ・ 東京圏U J I ターン移住支援事業

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「住環境の充実」満足度	32.3% (令和4年)	40.0%	令和4年度町民アンケート調査 ※「満足」「ある程度満足」の合計
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
移住・定住補助世帯数	3世帯 (令和4年)	5世帯	
制度利用の移住者数	8人 (令和4年)	15人	
活かせる空き家のマッチングシステム登録物件数	2件 (令和4年)	20件	

基本目標 5 だれもが快適に暮らせるまちづくり

基本施策 5-3 道路整備



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

町内の道路機能の高質化を図るため、都市計画道路整備を県に働き掛けるとともに、通学路の安全性やバリアフリー化の推進等、安全・安心で快適な、長寿命化がなされた道路づくりを推進します。

また、適切な舗装修繕や住民との協働による道路の適正な維持管理に努めます。

【1】現状と課題

- 道路は、あらゆる住民生活や社会活動を支える根幹的なインフラですが、昨今は、道路は、環境や防災に対する機能の他、上下水道等のライフライン収容機能等、その必要とされる機能は多様化・高度化しています。そこで本町では、全ての人々が安全・安心で快適に移動できるための道路整備を進めてきました。
- 近年、本町の道路整備が概ね完了してきたことから、既設道路の維持修繕にシフトしている状況です。
- 今後も引き続き、防災、交通安全の機能向上を図るための道路改良及び歩道・自転車通行帯等の高質化を進める必要があります。
- 道路の維持管理が大きなウエイトを占めており、中でも舗装については効率的に進める必要があります。そのためには、道路のライフサイクルコストの縮減や町道管理に対する多様な手法を検討するとともに、住民と協働した里親制度（アダプション制度）の推進等により、町道管理を充実させる必要があります。
- まちを支える根幹的なインフラとして、国や県、関係機関と連携のもと橋梁の修繕・舗装等、予防保全による長寿命化や耐震性を高めるなど、より高い安全性を確保する必要があります。

◆主要な道路の概要（令和5年4月1日現在）◆

	路線数	実延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)	歩道設置道路 実延長(m)
国道	1	1,223	100	100	1,223
主要地方道	1	2,393	99.6	100	2,358
一般県道	4	9,039	99.7	100	8,610
町道	380	96,833	74.8	97.7	23,135

資料：町地域整備課

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 幹線道路機能の充実

施策内容

- 県道川津丸亀線、国道11号及び県道高松善通寺線、県道富熊宇多津線等の幹線道路は、本町の住民生活・社会活動を支える重要な役割を果たすため、県等の関係機関に整備・充実を促し、交通の円滑化を図ります。
- 交通安全上危険な箇所等は、多様な問題を的確にとらえ、国道・県道の管理者に対し要望していきます。

主要事業

- ・ 国道・県道の整備要望

具体施策② 身近な道路機能の充実

施策内容

- 住民生活に身近な町道は、地域の実情を踏まえながら、全ての人々が安全・安心に利用できるよう、防災や景観・バリアフリー・通学路の安全性確保にも配慮した多様な道路機能の充実を図ります。

主要事業

- ・ 町道交通安全対策（バリアフリー化）事業

具体施策③ 道路の適正な維持管理

施策内容

- 全ての住民が安全・安心で快適に道路を利用できるよう、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく道路橋梁の点検・対策の実施、「道路舗装長寿命化計画」に基づく道路維持管理に対するライフサイクルコストの縮減を図るための予防保全の考え方の導入や、住民との協働による里親制度（アダプション制度）の推進に取り組み、道路の適正な維持管理を行います。

主要事業

- ・ 里親制度事業

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「道路・交通網の充実」 満足度	53.6% (令和4年)	65.0%	令和4年度町民アンケート調査 ※「満足」「ある程度満足」の合計
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
町道改良率	74.8% (令和4年)	100%	
町道路舗装率(道路舗装 実延長／道路実延長)	97.7% (令和4年)	100%	

基本目標 5 だれもが快適に暮らせるまちづくり

基本施策 5-4 下水道整備・し尿処理の充実



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

下水道整備計画に基づく計画的・効率的な整備を継続し、未整備区域の早期解消・水洗化率の向上を図るとともに、下水道の健全かつ安定的な事業運営のため、長寿命化の計画的実施や施設の維持管理の効率化を図ります。

し尿処理需要の動向を踏まえながら、公共下水道整備対象区域外での合併処理浄化槽設置に対する補助の拡大を図ることにより、水洗化の普及を推進します。

【1】現状と課題

- 本町では、中讃流域下水道整備計画に基づき、全体計画 551.4ha、事業認可 488.7ha の公共下水道整備を進めています。令和 4（2022）年度末現在、下水道普及率（人口比）は 87.8%、供用区域における水洗化率は 91.6%と、実際に下水道を使用しているのは、総人口の約 8 割となっています。
- 公共下水道については、鍋谷地域においても整備するなど、引き続き未整備区域での整備を重点的に推進するとともに、未水洗化世帯に対して公共下水道への切替を促す必要があります。
- 下水道は住民生活や社会活動に欠かすことのできない重要なインフラであり、今後、近年頻発しているゲリラ豪雨への対応も視野に入れた対策を検討しつつ、施設の耐震性や老朽化への対応等、多様化・高度化するニーズに対し、様々な視点から施策を展開しながら機能の充実、維持・更新を図る必要があります。
- 公共下水道が整備されている区域においても、未利用の世帯が存在するなど、今後も、し尿処理需要は存在する状態となっています。
- 公共下水道の整備対象区域外での宅地分譲は増加しており、合併処理浄化槽の設置等を促進し、町全体の水洗化に努める必要があります。

◆下水道普及率◆

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
処理人口（人）	16,383	16,324	16,222	16,250	16,146
水洗化人口（人）	14,956	14,900	14,882	14,880	14,793
普及率（%）	88.7	88.8	88.1	88.4	87.8
水洗化率（%）	91.3	91.3	91.7	91.6	91.6

資料：町地域整備課

◆し尿処理量の推移◆

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
処理人口(人)	506	483	418	417	391
年総排出量(kL/年)	1,072	1,056	1,231	1,034	1,071
し尿処理(kL/年)	445	426	433	406	354
浄化槽汚泥処理(kL/年)	627	630	798	628	717

資料：町住民生活課

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 公共下水道の充実

施策内容

- 中讃流域下水道整備計画に基づき、計画的、効率的・重点的な整備を継続して推進します。
- 施設の効率的な維持管理を行うとともに、地震被害の軽減のため、施設の耐震化や、下水道ストックマネジメント支援制度に基づく施設の改築・更新等による延命化に取り組み、効率的な処理体制を確立します。
- 確実、安定、持続的な処理に向けた予防保全型の維持管理を推進します。

主要事業

- ・下水道施設整備事業
- ・下水道施設維持管理事業

具体施策② 健全・安定的な事業運営

施策内容

- 安全・快適な住民生活を支える下水道事業を持続的に進めていくため、施設を適正かつ合理的に管理するとともに、公営企業会計に移行し、中長期的な視点で健全かつ安定的な事業運営を進めます。

主要事業

- ・公営企業会計の適用

具体施策③ し尿収集体制の維持

施策内容

- 汲み取り処理に対する一定の需要があるため、現在の汲み取り収集体制を維持するとともに、収集車両の適正化を検討します。

主要事業

- ・収集体制の維持

具体施策④ 合併処理浄化槽等の普及

施策内容

- 公共下水道整備対象区域外では、生活雑排水とし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽等の普及とともに、合併浄化槽の設置補助と単独浄化槽の撤去補助の拡大に努めます。

主要事業

- ・ 合併処理浄化槽補助金交付事業

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
人口1万人当たり し尿収集人口	212人 (令和4年)	150人	$\frac{\text{し尿収集人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 10000$
汚水処理人口普及率	99.4% (令和4年)	99.5%	
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
人口1人当たり し尿収集量	19L (令和4年)	5L	$\frac{\text{し尿収集量}}{\text{住民基本台帳人口}}$
下水道水洗化率	91.6% (令和4年)	92.1%	
浄化槽普及率	11.5% (令和4年)	13.5%	

基本目標 5 だれもが快適に暮らせるまちづくり

基本施策 5-5 河川・海岸整備



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

河川・海岸がもつ豊かな自然環境や景観の保全・整備を住民や地域との協働により計画的に推進し、災害の防止等の安全面の確保と快適な水辺空間の創造を推進します。

【1】現状と課題

- 町内の大東川や鴨田川は香川県管理の2級河川に指定されています。鴨田川については、降雨や高潮により増水した河川内水を大東川へ排出する施設として、鴨田川水門と中村排水機場（ポンプ場）を町が整備し、以後適正管理に努めているところです。
- これまでに鴨田川では、流下能力不足等のため、台風等の大雨による道路冠水等の被害が出ており、浸水被害の解消の観点からも今後も引き続き改修を進めていく必要があります。また、鴨田川中村排水機場の老朽化が進行しているため、計画的な施設の更新が求められています。
- 地域の憩いの場であり、親水性が高く潤いのある水辺空間である河川環境の保全・充実を住民との協働のもと推進していく必要があります。
- 海岸については、穏やかで多島美を誇る瀬戸内海の水辺景観が形成されています。また、宇多津臨海公園周辺では、令和2（2020）年に開業した四国水族館やうたづ海ホテルを中心に、地域の賑わいや観光交流拠点として機能しています。しかし、近年、海岸護岸の老朽化や環境・防災に対する意識の高まり等から、海岸災害からの防護のみならず、海岸の利用や環境、安全性に配慮した整備・充実が望まれています。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 河川・海岸の整備促進

施策内容

- 排水機場等、施設の更新及び充実を通して、浸水や高潮、津波等の災害による被害を未然に防止します。
- 河川改修や海岸の護岸整備について、県へ早期かつ着実な実施を要望していきます。
- 河川・海岸が住民をはじめとした多くの人々の憩いや安らぎの空間となるよう、維持管理を進めます。

- 河川清掃を継続的に実施するとともに、河川へのごみの流入を防ぐため、日常的にごみを捨てさせない意識の醸成を図り、町内全域においてポイ捨てごみを減らします。
- 町内の大東川については、丸亀市、坂出市が流域自治体に含まれ、本町は川下に位置します。関係団体で構成される「大東川流域水環境保全推進協議会」において、住民・事業者・行政が一体となり、良好な水環境の保全と、ごみを減らす普及活動を進めていきます。

主要事業

- ・ 鴨田川中村ポンプ場維持管理事業
- ・ 大東川流域水環境保全推進事業

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
参加者1人1時間当たり ごみ回収量	28.5kg/人・h (令和4年)	20.0kg/人・h	
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
河川清掃事業実施回数	1回 (令和4年)	1回	
整備中河川における洪水 時浸水解消延長割合	20.0% (令和4年)	40.0%	大東川水系河川整備計画
津波に対する防護機能 不足解消海岸延長割合	18.5% (令和4年)	79.3%	香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画

基本目標 5 だれもが快適に暮らせるまちづくり

基本施策 5-6 公園・緑地整備



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

潤いと安らぎのある生活環境を支える重要な施設として、住民ニーズを踏まえた公園・緑地機能の強化を図ります。

また、誰もが安全で安心して利用できる空間を創出するとともに、持続可能な管理体制づくりを推進します。

【1】現状と課題

- 本町では、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能等、公園・緑地が持つ多様な役割が効果的に発揮できるよう、地勢や用途に応じた大小の都市公園を配置・整備してきました。公園・緑地は、都市の緑の空間として、市街地のゆとりや潤いの創出、ヒートアイランド現象の緩和、被災時の避難場所や地域コミュニティの拠点となるなど、住民生活を支える重要な役割を担っています。
- 今後も、防災拠点をはじめとする多様な機能の強化・充実を図る必要があります。
- 遊具等の老朽化が進む公園もあり、公園内での事故を未然に防ぐため、利用者ニーズを踏まえた施設の点検及び更新等が必要となってきました。併せて、誰もが快適に利用しやすい空間として、ユニバーサルデザインや多様性の視点も大切にした公園づくりを行う必要があります。
- 里親制度（アダプション制度）やボランティア活動への関心を高め、住民との協働体制の更なる拡充を図り、住民に身近な公園・緑地づくりが求められています。

◆公園・緑地一覧表◆

区分	公園名	種別	面積(m ²)	区分	公園名	種別	面積(m ²)	
都市公園	都市計画公園	聖通寺山公園	風致	265,000	都市公園以外	中央コミュニティ公園	その他	408
		宇多津臨海公園	地区	56,076		田町公園	その他	397
		宇多津中央公園	近隣	16,262		向山北公園	その他	251
		平山公園	街区	4,117		向山南公園	その他	850
		宇多津1号公園	街区	1,500		西町公園	その他	672
		宇多津2号公園	街区	1,376		宇夫階公園	その他	233
		宇多津3号公園	街区	4,751		山下公園	その他	329
		宇多津4号公園	街区	1,500		新町公園	その他	497
		宇多津5号公園	街区	1,225				
		宇多津6号公園	街区	1,540				
	都市計画公園以外	大橋西部公園	街区	1,676				
		大橋東部公園	街区	1,371				
		津ノ郷公園	街区	908				
		大橋1号公園	街区	3,274				
		大橋2号公園	街区	1,168				
		大橋3号公園	街区	720				
		大橋4号公園	街区	226				
		網の浦万葉公園	街区	2,104				
	桜の広場	街区	4,908					
	宇多津臨海公園は宇多津町都市公園条例で宇多津1号緑地、宇多津2号緑地を含めている。							
宇多津町公園・緑地面積 合計							373,339	

資料：町地域整備課

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 公園・緑地機能の充実

施策内容

- 環境保全機能、防災空間機能、地域コミュニティの集いの場等、公園のもつ多様な機能を充実し、地域住民に親しまれる公園づくりを進めます。
- 公園施設の維持補修・更新により、施設等の長寿命化を図るとともに、公園内施設のバリアフリー化や案内板の多言語化等を進め、誰もが安全で安心な、多様化したニーズに対応した公園づくりを進めます。

主要事業

- ・公園維持管理事業

具体施策② 公園・緑地の適正な維持管理

施策内容

- 自治会や里親制度に関係する住民団体等をはじめ、住民によるボランティア活動との連携を強化し、団体員の高齢化への対応を含めた持続可能な管理体制を推進します。
- 各媒体やホームページ、SNS等を利用した情報発信を行い、公園の利用を促すとともに、ごみの持ち帰り等、利用マナーの啓発も行い、住民意識の高揚等を図ります。

主要事業

- ・里親制度事業

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「公園・緑地の整備」満足度	56.2% (令和4年)	65.0%	令和4年度町民アンケート調査 ※「満足」「ある程度満足」の合計
公園内の事故報告件数	0件 (令和4年)	0件	
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
都市計画公園のバリアフリー化率	73.8% (令和4年)	80.0%	

基本目標 5 だれもが快適に暮らせるまちづくり

基本施策 5-7 火葬場・墓地対策の推進



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

火葬場、墓地の利用者ニーズ等を踏まえ、適正な維持管理による施設の長寿命化や環境の保全を図ります。

【1】現状と課題

- 平成 12（2000）年度の火葬場整備以降、利用者の利便性が向上しましたが、サービス維持のため、今後も適正な維持管理、長寿命化を図る必要があります。
- 火葬場開設から 20 年以上経過し、毎年メンテナンス及び事前修繕を行っており、これまでに運営に支障となる問題は発生していません。しかし、高齢化が進み、今後火葬件数の増加が予想されるとともに、2 か所ある炉についても、設備の老朽化が進んでおり、炉の増設も検討する必要があります。
- 平成 21（2009）年度に、区画数 368 の「はなの森墓地公苑」を整備したことにより、慢性的な墓地不足は解消されました。
- 古い墓地は管理者が不在の墓石も多く、風雨により墓石が倒壊したり、傾いたりするとともに、法面等の雑木も大きくなり、年々管理が難しくなっています。また、災害時、大きな被害や苦情が出ないように点検や見回りを定期的に行い、未然に防止するよう努めています。一方、近年、墓地を返還する申し出が多いことから、返還済み区画を整理し、再度募集をかけることで貸出件数の増加を図る必要があります。
- 火葬場と墓地については、その需要動向や利用者のニーズを踏まえながら、その施設や環境の保全・充実に努める必要があります。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 火葬場及び周辺環境の維持

施策内容

- 利用者のニーズを踏まえながら、火葬場の長寿命化及び周辺環境の維持管理を行います。

主要事業

- ・ 宇多津町火葬場施設管理

具体施策② 墓地の維持

施策内容

- 墓地需要を踏まえながら、既存墓地の適切な維持管理を行います。

主要事業

- ・ 墓地維持管理業務

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「火葬場、墓地の充実」 満足度	29.2% (令和4年)	40.0%	令和4年度町民アンケート調査 ※「満足」「ある程度満足」の合計
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
墓地修繕件数	1件 (令和4年)	4件	

基本目標 5 だれもが快適に暮らせるまちづくり

基本施策 5－8 環境保全対策の推進



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

廃棄物の抑制・適正処理による循環型社会の形成を図るとともに、公害防止に向けた取組とともに、ボランティア活動等を踏まえた住民生活の身近な分野における美しいまちづくりを推進します。

【1】現状と課題

- 本町は、緑豊かな青の山や聖通寺山、町の中央を流れる大東川や鴨田川、北に広がる瀬戸内海等、多様な自然資源や生物多様性も多く残された地域です。これら豊かな自然と都市の調和を図り、自然生態系を守り、次世代に引き継いでいく町独自の生活空間の創造が必要です。
- 本町では、環境パトロールの巡回や住民意識の向上からポイ捨てや不法投棄は減少してきていますが、近年海ごみの問題が活発になっていることから、行政と住民、企業がより一層連携してクリーン作戦等を実施する必要があります。
- 都市化の進展に伴う公害の防止を図るため、公害防止の活動の充実を図るとともに、住民に身近な分野での環境づくりの充実に取り組む必要があります。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 自然環境の保全

施策内容

- 本町の持つ、豊かな自然環境を次の世代に大切に引き継いでいくために、生物多様な自然資源の保全に努めるとともに、広報誌やホームページ、SNS等を活用した住民の自然保護意識の高揚を図ります。

主要事業

- ・ 広報誌やホームページ、SNS等を活用した住民意識の高揚

具体施策② きれいなまちづくりの推進

施策内容

- ごみのない美しい生活空間の創造に向け、住民と行政の協力のもと環境美化活動等の推進を図ります。
- たばこや空き缶等の投げ捨て、ポイ捨て防止を強化し、住民一人ひとりの意識の高揚に努めます。

- 家電リサイクル法等の施行に伴い、増加する不法投棄に対応するため、環境監視員制度の活用による監視体制を充実するとともに、広報誌・ホームページ・説明会等による広報啓発活動を推進して住民意識の高揚に努めます。

主要事業

- ・ 環境保全事業
- ・ 環境パトロール事業

具体施策③ 公害対策の充実

施策内容

- 公害発生時には、関係機関と連携しながら発生源対策の調査・指導を推進します。
- 企業に対する公害防止についての規制・指導を推進するとともに、住民に対しては、広報活動等を通じて生活排水による汚染防止を啓発する等により、公害防止意識の高揚を図ります。

主要事業

- ・ 公害防止条例に基づく規制・指導

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
不法投棄件数	20件 (令和4年)	10件	宇多津町行政評価内部評価票
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
環境パトロール回数	12回 (令和4年)	12回	
クリーン作戦開催日数	2日 (令和4年)	2日	宇多津町行政評価内部評価票

基本目標 5 だれもが快適に暮らせるまちづくり

基本施策 5－9 循環型社会の実現



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

環境に対する住民意識の高揚を図るとともに、廃棄物の発生抑制、資源化、再生利用に取り組み、住民、事業者、行政の適切な役割分担のもとで循環型社会の形成と脱炭素社会の構築を推進します。

【1】現状と課題

- 都市化の進展に伴い、ごみの排出量を抑えるため、ごみ袋の有料化や分別収集による資源ごみの再資源化を行っています。
- これまで、循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等、循環型社会の構築に向けた法制面での整備が進められました。本町においても、「リデュース：減らす、リユース：繰り返し、リサイクル：再資源化する」の3Rの取組への啓発や分別収集の徹底等、持続可能な循環型社会の形成を目指す取組をしています。
- 本町では、令和3（2021）年9月に「宇多津町ゼロカーボンシティ宣言」を行っています。
- 今後も、環境と共生する持続可能な循環型社会の形成を図るため、ごみの減量と再資源化を推進するとともに、一般廃棄物等の適正処理や不法投棄の防止に努めます。また、環境保全意識の啓発等の環境保全活動を推進し、住宅用太陽光発電システムの設置支援等、再生可能エネルギーの利用促進等の地球温暖化対策を行い、脱炭素社会の形成を推進する必要があります。

◆ごみ処理量等の推移◆

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
処理人口(人)	18,981	19,008	18,699	18,736	18,688
年総排出量(t/年)	6,999	6,650	6,311	6,358	6,173
焼却処理(t/年)	5,846	5,506	5,163	5,228	5,104
埋立処理(t/年)	249	237	257	245	234
粗大ごみ回収量(t/年)	44	55	61	73	62
資源ごみ回収量(t/年)	860	852	830	812	773

資料：町住民生活課

※年総排出量には、事業系ごみを含む。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① ごみの減量化・資源化・再生利用の推進

施策内容

- 持続可能な循環型社会の構築に向けて、環境学習等を通して3Rを更に推進します。
- 家庭ごみの有料化等によるごみ減少効果の維持、再資源化への意識の更なる向上により、今後、ごみの総排出量を減少基調に導きます。
- 具体的には、可燃ごみや不燃ごみへの資源物混入、外国人定住者への分別指導、資源ごみ細分化に伴う住民への周知等に対する広報やごみパンフレットを通じた啓発を強化していきます。

主要事業

- ・ 家庭ごみ収集等管理業務
- ・ リサイクル推進事業

具体施策② ごみの適正処理

施策内容

- 多様化するごみに対応するため、坂出、宇多津広域行政事務組合が運営する角山環境センターでの適正処理に努めます。また、角山環境センターにおける休日処理の継続実施、角山環境センターの機能の長寿命化、住民要望を踏まえたごみ収集体制の再編を検討します。

主要事業

- ・ 家庭ごみ収集等管理業務

具体施策③ 脱炭素社会の構築に向けた対応

施策内容

- 町所有の公共施設への太陽光発電設備の設置、住宅や町内事業所等への再生可能エネルギーの導入を促し、エネルギーの地産地消を進めます。
- 住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電システムの設置費用に対する補助を引き続き実施します。
- 建物の運用段階でのエネルギー消費量を、省エネや再生可能エネルギーの利用を通して削減し、限りなくゼロにすることに努めます。
- 公用車の環境配慮型車種への更新を検討します。
- ゼロカーボンシティ実現に向けたソフト事業として町内の事業所や住民に向けた普及啓発を行い、脱炭素社会の実現に向けた意識の醸成を図ります。

主要事業

- ・住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
1人1日当たりごみ総排出量	920g/人・日 (令和4年)	912g/人・日	一般廃棄物処理基本計画
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
ごみリサイクル率	12.5% (令和4年)	12.9%	一般廃棄物処理基本計画
太陽光発電システム等 設置補助金件数	43件 (令和4年)	60件	

基本目標 6 住民目線で一緒に創る町民主体のまちづくり

基本施策 6-1 協働のまちづくりの推進



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

活動団体同士、団体と行政との連携強化や新たな人材の発掘を図るなど、住民と行政がそれぞれの責任と役割を担いながら、協働によるまちづくりを推進します。

【1】現状と課題

- 本町では、様々な分野でボランティア活動等、多様な住民主体の活動が行われていますが、活動団体のメンバーの高齢化や固定化、地域における連帯感の希薄化等から、住民の主体的な活動の停滞や活動に対する関心・意識の低下が懸念されています。
- 多様化する地域課題の解決のためには、住民と行政の協働によるまちづくりが不可欠です。活動団体間での連携強化、各団体の人材の育成、協働のまちづくりに対する意識の高揚等に取り組むことが必要です。
- 協働のまちづくりを進めるためには、住民と行政がまちづくりに関する課題をはじめとした情報を共有することが重要です。そのため、広報誌やホームページをはじめ、LINE、フェイスブック等のSNSによる住民にとって必要な情報の発信と、住民等の対話集会による町政に対するニーズの把握等、お互いの情報を積極的に発信し共有することが必要です。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 住民活動の支援

施策内容

- ボランティアやNPO等の住民活動に対する支援を強化するとともに、住民活動に関する意識啓発やまちづくりのリーダーの発掘・育成を図ります。
- ボランティアやNPO等の活動団体に関する取組の紹介等に努めるとともに、ボランティア・NPO等の活動団体のネットワーク化やボランティアの活動拠点の整備等、継続的な活動が図られる仕組みづくりを検討します。

主要事業

- ・ 地域ボランティアの育成

具体施策② 多様な媒体を生かした情報発信

施策内容

- 広報誌やホームページ、SNS等の多様な手段の活用と登録者の増加を図りながら、町の行財政運営の情報発信を行います。
- 幅広い年齢層の住民への情報発信については、分かりやすい情報の発信手段や掲載方法等、住民の意向を踏まえながら、利用しやすい環境を通して見直しを進めます。

主要事業

- ・ 町広報誌による情報配信事業
- ・ ホームページやSNS等による情報配信事業

具体施策③ 住民意見の反映

施策内容

- 「出前座談会」「目安箱」等を含め住民が気軽に意見できる様々な媒体や機会を活かして、貴重な住民意見を把握するとともに、住民意見を行政運営に反映させる仕組みづくりを検討していきます。

主要事業

- ・ ホームページやSNS等を利用した住民意見の把握
- ・ 出前座談会等、住民等の懇談会
- ・ 目安箱等による住民意見の把握

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「協働のまちづくり」満足度	21.3% (令和4年)	25.0%	令和4年度町民アンケート調査 ※「満足」「ある程度満足」の合計
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
町広報誌発行部数 (1ヶ月)	8,400部 (令和4年)	9,500部	
町ホームページの更新件数	521件 (令和4年)	600件	
目安箱・お問い合わせメール件数	341件 (令和4年)	400件	

基本目標6 住民目線で一緒に創る町民主体のまちづくり

基本施策6-2 コミュニティの再生



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

「防災」や「子ども」をテーマとしたコミュニティ組織の育成・支援を行うなど、コミュニティ組織の形成を図ります。

地域間との相互交流等によるコミュニティ活動（自治会活動を含む）の活発化を図ります。

【1】現状と課題

- 本町は借家率が高く、転出入者が多いという特徴があります。こうした状況から、新宇多津都市では自治会等のコミュニティ組織が少なく、住民同士の関係が希薄になっています。
- 長い歴史と伝統をもつ既成市街地では、自治会を中心とした地域の会合や地域の祭り・イベントへの参加も盛んです。しかし、少子高齢化や地域のつながりの希薄化等によって自治会からの脱退や未加入世帯が増えつつあり、自治会の活動は衰退傾向にあります。
- これら両地区におけるコミュニティを育成するために、新宇多津都市におけるコミュニティ組織の形成と、既成市街地における自治会活動の活発化等、新宇多津都市と既成市街地の2つの特性を踏まえた課題解決の取組が一層求められています。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① コミュニティ組織の充実

施策内容

- それぞれの地域の特性を踏まえ、自治会を中心としたコミュニティ組織の充実と、コミュニティ意識の醸成を図っていきます。
- 「防災」や「子ども」をテーマとしたコミュニティ組織の育成・支援や、マンションの管理組合等の既存のコミュニティ組織の活用を図ります。また、自治会活動の推進や地域間との相互交流によるコミュニティ活動の活発化を図ります。
- 「地域学校協働本部」を中心に幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指します。

主要事業

- ・ コミュニティ組織の形成支援事業
- ・ 地域学校協働活動の充実

具体施策② コミュニティ活動の推進

施策内容

- コミュニティ活動の推進を図るため、コミュニティ活動における活動拠点の整備や既存施設の機能強化を図り、コミュニティ施設の充実・活用に努めます。
- 自治会連合会を中心としたコミュニティ組織間や行政との連携強化とともに、コミュニティ組織を通じた多様なまちづくり活動への住民参画を促します。

主要事業

- ・コミュニティ分館管理事務
- ・まちづくりファンド助成事業

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
コミュニティ分館の年間平均利用日数	56日 (令和4年)	100日	宇多津町行政評価内部評価票
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
自治会結成数	48自治会 (令和4年)	50自治会	
コミュニティ組織の形成支援件数	0件 (令和4年)	20件	
コミュニティ分館修繕件数	9件 (令和4年)	5件	
まちづくりファンド採択件数	0件 (令和4年)	2件	

基本目標 6 住民目線で一緒に創る町民主体のまちづくり

基本施策 6-3 行財政運営



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

住民に信頼され、複雑多様化する行政需要に迅速かつ適切に対応する弾力的で合理的な行政運営を推進します。

行政事務の情報化が進む中で、新たな情報システムの活用も視野に入れた情報化と高度情報化社会に対応した人材育成を図ります。

財政については、自主財源の増加を基本とし、住民のニーズを踏まえた優先的・重点的施策を明確にし、効率的な財源の運用を図ります。

【1】現状と課題

- 少子高齢化の急速な進行の中、住民の価値観や生活様式は高度化・多様化しています。また、国から地方への権限移譲が進む中、ますます地方自治体の自己決定・自己責任が求められており、地方財政は依然として逼迫した状況にあります。こうした中で、住民サービスの向上を図り、住み続けたい町を確立するためには、行政需要の増加と行政事務の高度化・複雑化・スピード化に対応した体制を構築する必要があります。
- 限られた職員数でより良い行政サービスを提供するため、職員の資質の向上に努め、基礎自治体としての業務が遂行できる自律した職員を育成していく必要があります。
- 近年の財政状況は、歳入のうち町税は横這いとなっており、今後も税収全体の大きな伸びは期待できない状況です。
- 今後、歳入を安定的に確保するため、DXを推進し、納税の利便性を向上させる等、町税等の徴収率を上げていくとともに、受益者負担の適正化、定住人口の増加等を図っていく必要があります。
- 歳出においては、行政評価や住民満足度調査等の活用により住民ニーズを把握し、限られた財源の中で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めるとともに、民間資本の活用等により、効率的な事業の実施に取り組む必要があります。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① 合理的で信頼ある行政機構の確立

施策内容

- 多様な相談体制の充実のため、窓口対応のDXを図り、住民の行政に対する多様な要望や意見を的確に把握し、住民の意思に密着した迅速な対応を図る体制づくりに取り組むとともに、行政評価等による施策の効果の検証を行い無駄のない行政運営に取り組めます。
- 積極的な情報公開、行政と住民の情報交換を通して、行財政運営に対する住民の理解を高めるとともに、行政と住民の情報の共有化を深め、住民に信頼される行政体制の確立を目指します。

主要事業

- ・ 窓口対応のDX
- ・ 情報公開制度の推進

具体施策② 行政事務の近代化

施策内容

- 情報処理のOA化や情報化の推進体制等の更なる整備、職員の情報活用能力の向上、DXの推進、オンライン手続きの拡充等、新たな情報技術の導入検討によって、行政事務の近代化に努めます。

主要事業

- ・ DXの推進
- ・ オンライン手続きの拡充

具体施策③ 職員の資質の向上

施策内容

- 多様化する地方行政を取り巻く環境の変化に明確に対応できる自律した職員を育成するため、手段も含め、研修等の充実による職員の意識改革と資質の向上を図ります。

主要事業

- ・ 研修機会の充実と研修参加促進
- ・ 研修内容の共有化

具体施策④ 広域的な行政の推進

施策内容

- 近隣市町との連携の強化を図り、行財政の効率化と多様な住民ニーズに対応した効率的な行政運営を推進します。また、定住自立圏構想等の広域的な連携を視野に入れた体制づくりを検討します。

主要事業

- ・ 坂出、宇多津広域行政事務組合における事業の推進
- ・ 定住自立圏構想等、広域的な体制づくりの検討

具体施策⑤ 財源の確保

施策内容

- 多様化、高度化する行政需要の高まりに柔軟に対応できるよう、納税の利便性向上等による町税の税率の向上、企業誘致・企業再生、未利用地の売却・有効活用、さらには個人・企業からのふるさと納税等により、新たな自主財源の確保に努めます。
- 公平性に基づく受益者負担の適正化を実施し、住民サービスに対する適切な財源の確保を検討します。さらに戸建住宅用地の開発推進による定住人口施策を進めることによって、人口の増加を図り、安定した財源の確保に努めます。

主要事業

- ・ ふるさと納税制度活用事業（個人・企業版）

具体施策⑥ 効率的な財源の運用

施策内容

- 行政評価や住民満足度調査によって、優先的・重点的施策を明確にしながら、住民のニーズを踏まえるとともに、外部評価も含めた行政評価による事業の効率的な実施や改善を図り、限られた財源の中で、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めます。
- 中期財政計画等による中長期的な見通しのもと、企業会計、特別会計の健全化、公共施設の長寿命化を図り、持続可能で計画的な行財政運営に努めます。

主要事業

- ・ 行政評価
- ・ 住民満足度調査
- ・ 財務諸表の作成、活用による適正な予算執行の推進

具体施策⑦ 民間資本等の活用

施策内容

- 公共施設の管理運営等において、積極的に民間資本・ノウハウを活用し、行政と民間が協働した効率的な事業の実施を図ります。
- 行政サービス水準の確保や公共サービスの効率化に向け、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行う仕組みづくりを検討します。

主要事業

- ・官民連携（PPP）の導入検討

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
「効率的な財政運営の推進」満足度	20.0% (令和4年)	25.0%	令和4年度町民アンケート調査 ※「満足」「ある程度満足」の合計
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
経常収支比率	82.6% (令和4年)	95%以下	
実質公債費比率	5.1% (令和4年)	10%以下	
職員研修実施件数	18件 (令和4年)	25件	
ふるさと納税(個人版) 返礼品数	140品目 (令和4年)	300品目	
ふるさと納税(個人版) 寄附金額	20,827千円 (令和4年)	100,000千円	

基本目標 6 住民目線で一緒に創る町民主体のまちづくり

基本施策 6-4 デジタル化の推進



【基本施策が目指す宇多津町の姿】

デジタル推進室を中心に本町の自治体DXを推進し、AI・IoT等の先端技術やデータ活用等、デジタルの力を最大限に活かし、「デジタルファースト(最優先)」、「デジタルディバインド(格差)」の観点を踏まえ、住民目線の持続可能な新しいまちづくりを推進します。

【1】現状と課題

- 国は、デジタル技術の活用や官民協働を軸として、行政の縦割りや国と地方、官と民の枠を超えて、行政の在り方の改革を目指す「デジタル・ガバメント」を実現するため、デジタル庁設置法案や地方公共団体情報システムの標準化等を柱とする「デジタル改革関連法」を令和3(2021)年5月に制定しました。
- 県では、デジタル技術の利活用が、県民が安心して豊かさを実感しながら生活することができる社会の構築につながるよう戦略的に取り組むため、県政各分野の施策を推進するための手段としてのデジタル化の方向性や進め方等を示す「かがわデジタル化推進戦略」を令和3(2021)年12月に策定しました。
- 本町においても、令和5(2023)年4月に設置した「デジタル推進室」を中心に、自治体情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化等により、デジタル技術を活用した行政サービスに取り組む必要があります。
- 急速に進むデジタル化に対応できる職員の育成や人材の確保も重要な課題となっています。
- 「誰一人取り残さない」デジタル化の推進に取り組む必要があります。

【2】具体施策の内容と主要事業

具体施策① デジタル化による住民サービスの向上

施策内容

- 日常生活の利便性向上や行政の効率化を図るため、デジタルファーストの観点から、デジタル化を推進します。併せて、高度な情報化に対応可能な情報セキュリティ対策を進めます。
- 社会のデジタル化を加速させるため、マイナンバーカードの取得を促進します。
- 行政手続のオンライン化により、デジタル機器を利用することが不慣れな住民に生じるデジタルリテラシーの格差解消に努めます。

主要事業

- ・デジタル推進計画の策定
- ・生涯学習講座でのデジタル機器の利用に向けた取組

具体施策② デジタル化に向けた情報システムの標準化・共通化

施策内容

- 国が主導するデジタル・ガバメント実行計画に基づき、専門的な技能を有する人材の育成や確保とともに、基幹業務系情報システムの標準化・共通化を進めます。

主要事業

- ・標準準拠システムへの移行

具体施策③ ICT基盤の強化と充実によるデジタル化の推進

施策内容

- 住民等の利便性の向上に資するデジタル化の推進や行政事務のペーパーレス化に積極的に取り組み、情報・知識の共有を図るため、ICT基盤の強化に努めます。
- デジタル化に対応するための、必要スキルを身に付けた職員を育成します。

主要事業

- ・電子申請システム等の整備
- ・デジタル人材育成研修の実施

具体施策④ デジタル化による情報発信・収集手段の強化と充実

施策内容

- スマートフォンやSNS等の普及状況等も踏まえ、幅広い世代へ効果的に情報発信を行うための手段や、安全・安心で快適な住民生活を守るため、住民が手軽に町に連絡、通報できる仕組みを構築します。

主要事業

- ・双方向の情報伝達手段の整備

【3】目標指標

成果指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
まちの将来像としての「デジタル技術を活かした情報化推進のまち」の割合	10.2% (令和4年)	15.0%	令和4年度町民アンケート調査 ※「まちの将来像」の回答率
活動指標	現状値	目標値 (令和10年)	出典・計画名
オンライン化した行政サービス数	33件 (令和4年)	330件	